

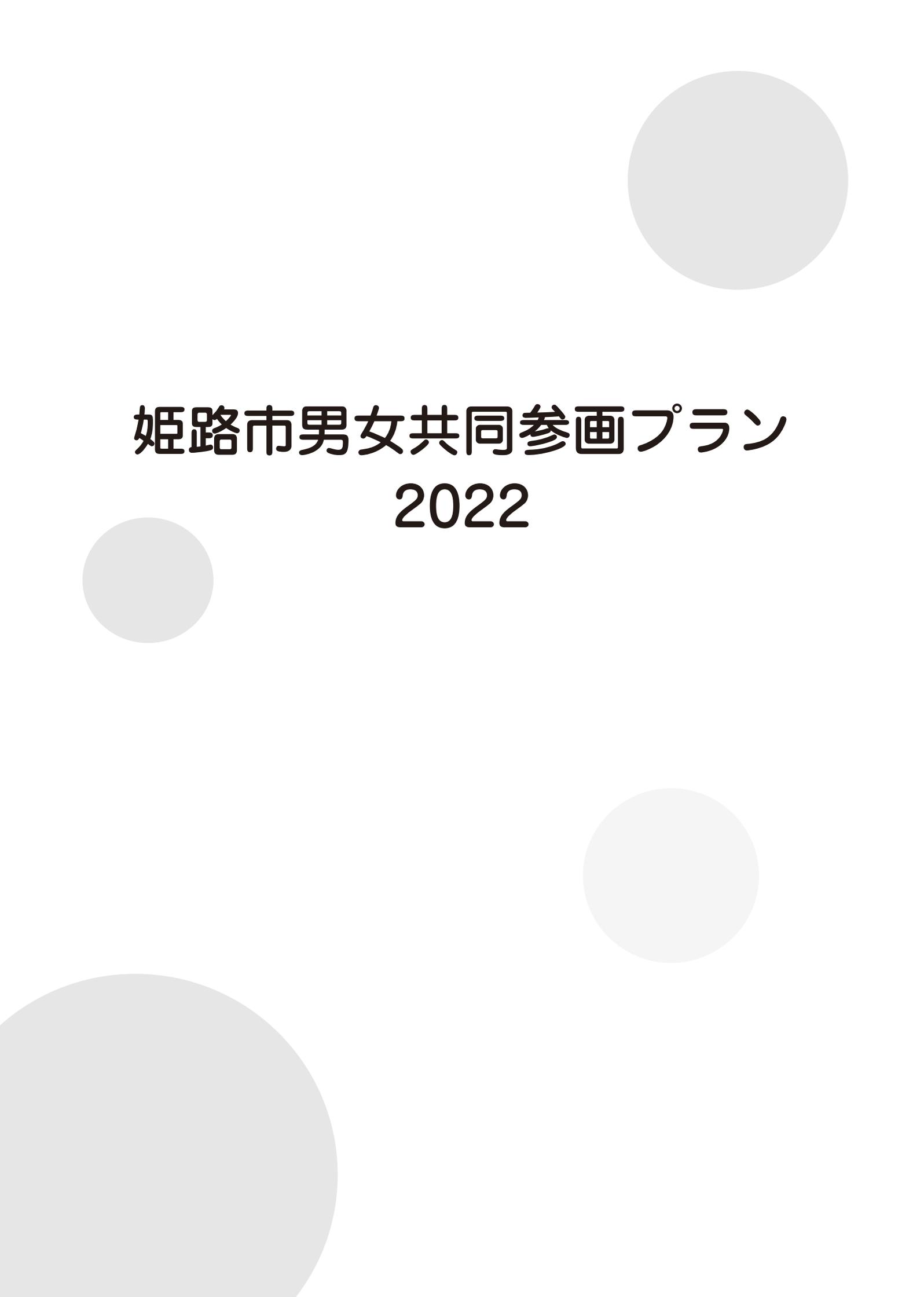


姫 路 市

男女共同参画プラン2022

姫路市





姫路市男女共同参画プラン 2022

はじめに

本市では、平成 13 年に「姫路市男女共同参画プラン」を策定し、すべての人が人権尊重を基調に、性別や年齢にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、十分に発揮し、支えあって暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、「姫路市男女共同参画推進センター」（愛称“あいめっせ”）を拠点にさまざまな施策を推進してまいりました。

近年、少子高齢化の進行や経済の長期的低迷、地域や家族形態の変容など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。一方、男は仕事、女は家庭という固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりは、未だ根強く残っており、負担や責任が男女どちらかに偏ることによる問題が顕在化しています。

また、防災分野においても、男女のニーズの違いへの配慮や女性の参画促進など、男女共同参画の視点を取り入れた対応が求められています。

本市では、このような状況を踏まえ、新たに「姫路市男女共同参画プラン 2022」を策定いたしました。

本プランには、「男性・子どもの男女共同参画」、「防災分野等における男女共同参画」などを特に重要な視点として掲げており、プランに基づき、男女が対等に社会参加や参画をし、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまち・姫路を築いていくための施策を推進してまいります。

男女共同参画は家庭や地域、企業、行政などあらゆる分野に関わることから、ともに力をあわせて取り組みを進めていくことが大切ですので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

本プランの策定に当たりましては、「姫路市男女共同参画プラン推進懇話会」の皆様にご多大なご尽力をいただきました。また、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 25 年（2013 年）3 月

姫路市長 石見利勝

目次

1. プランの趣旨と背景

(1) プラン策定の趣旨	1
(2) プラン策定の背景	1
(3) 世界と国の動き	4
(4) 兵庫県の動き	6

2. 姫路市の現状

(1) 姫路市の取り組み	7
(2) 市民の意識調査から	7
(3) 前プランの取り組みから	12

3. プランの概要

(1) 基本理念	15
(2) プランの性格	16
(3) プランの期間	16
(4) プラン策定の考え方	16
(5) 施策の体系	18
(6) 重点課題	20

4. 施策の展開

基本目標Ⅰ. 人権尊重をめざす市民意識の育成	21
基本課題1. 女性の人権・自己決定権の確立	22
基本課題2. 男女の自律・自立意識の促進	24
基本課題3. 「人権文化」の定着	26
基本課題4. あらゆる暴力の根絶	28
基本目標Ⅱ. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	32
基本課題1. 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進	33
基本課題2. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	35
基本課題3. 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	38
基本目標Ⅲ. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	40
基本課題1. あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	41
基本課題2. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画	44
基本課題3. 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進	46
基本目標Ⅳ. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	48
基本課題1. 労働の場における男女平等の徹底	49
基本課題2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	53
基本課題3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備	56

基本目標Ⅴ. 生涯を通じた心身の健康づくり	57
基本課題1. 「性と人権」についての意識啓発	58
基本課題2. 女性の健康の保持・増進への支援	60
基本課題3. 生涯を通じた男女の健康支援	62
基本目標Ⅵ. 少子・高齢社会における福祉の充実	64
基本課題1. 人にやさしいまちづくりの推進	65
基本課題2. 介護の社会化のための環境整備	66
基本課題3. 総合的な子育て環境づくり	69
基本課題4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定	72

5. 推進体制

推進体制の整備	75
基本課題1. 庁内推進体制の強化	76
基本課題2. 条例の制定	78
基本課題3. 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化	79
基本課題4. 市民・企業・団体等との連携	81

資料編

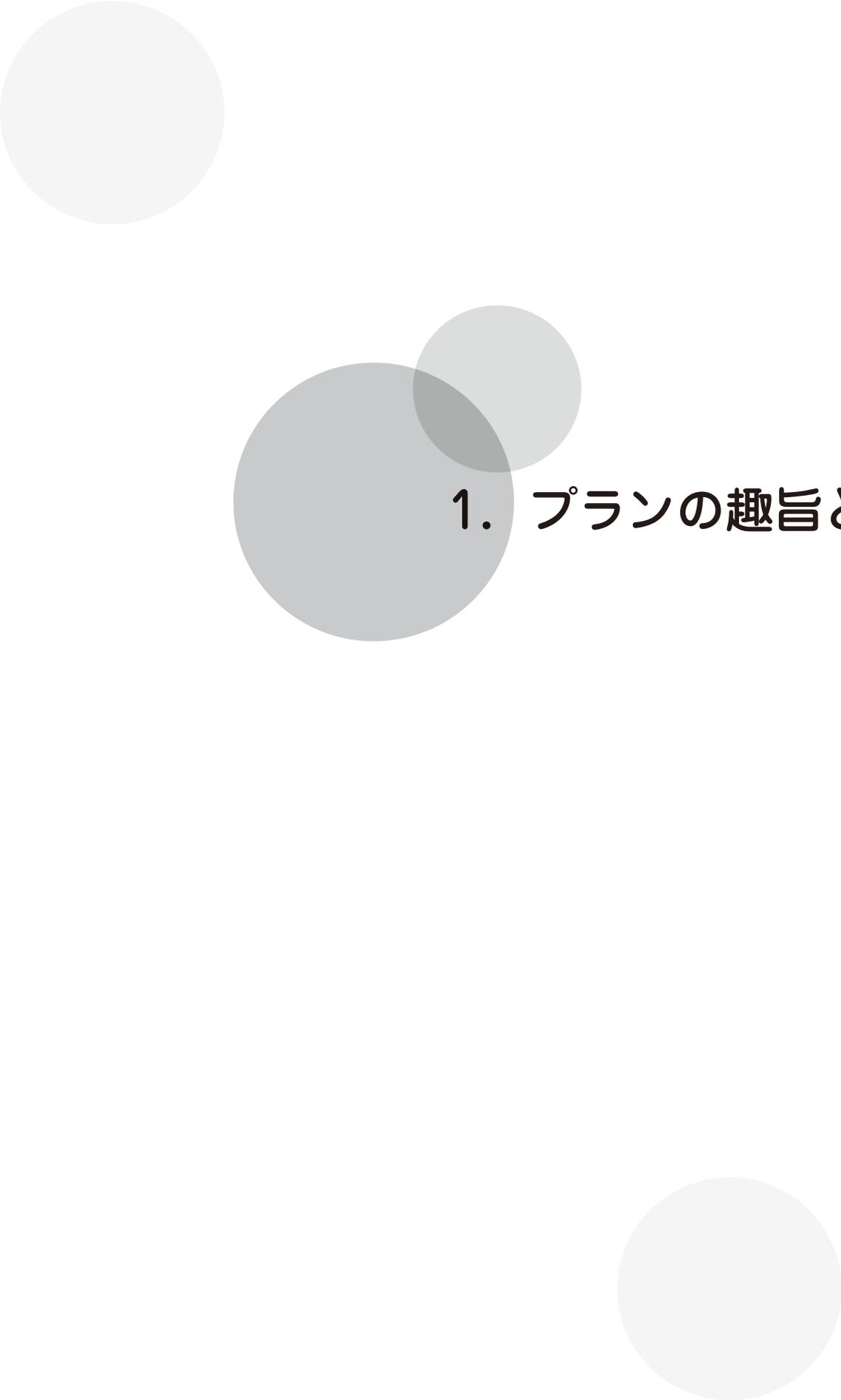
姫路市男女共同参画プラン策定経過	83
姫路市男女共同参画プラン推進懇話会要綱	85
姫路市男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿	86
姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱	87
男女共同参画社会基本法	90
第3次男女共同参画基本計画概要	94
男女共同参画行政のあゆみ	96

※用語解説について

分かりにくい用語については、用語の右上に小さく数字を付し、原則として同ページ欄外に用語解説を掲載しています。

※図表について

図表の数値については特段の注記がない場合、平成17年以前は旧姫路市の数値となっています。



1. プランの趣旨と背景

(1) プラン策定の趣旨

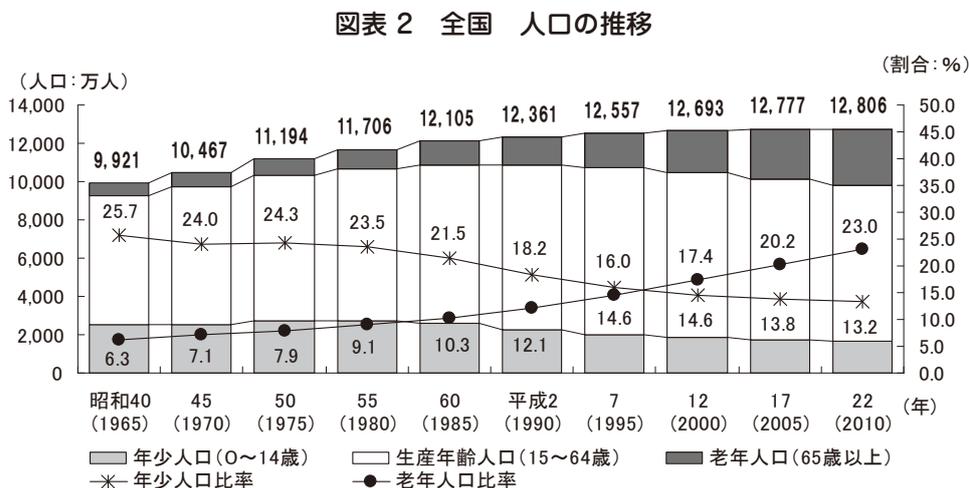
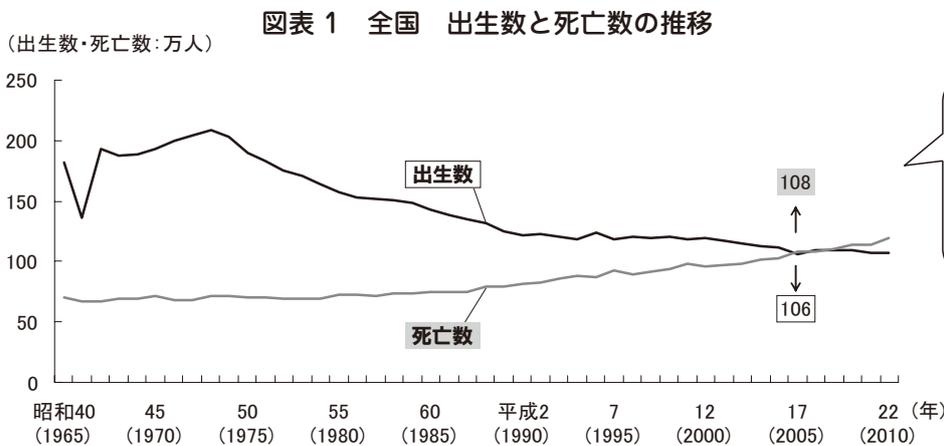
本市では、男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、平成13年に「姫路市男女共同参画プラン」(以下「前プラン」という。)を策定し、計画の中間年にあたる平成19年に見直しを図るとともに平成24年度を目標年次とする「後期実施計画」を策定しました。

前プランの計画期間が平成24年度末で終了するため、これまでの取り組みの成果、市民の意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、「姫路市男女共同参画プラン2022」(以下「プラン」という。)を策定します。

(2) プラン策定の背景

国の経済は、今、厳しい国際競争に加え、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の影響などにより、大変厳しい状況にあります。

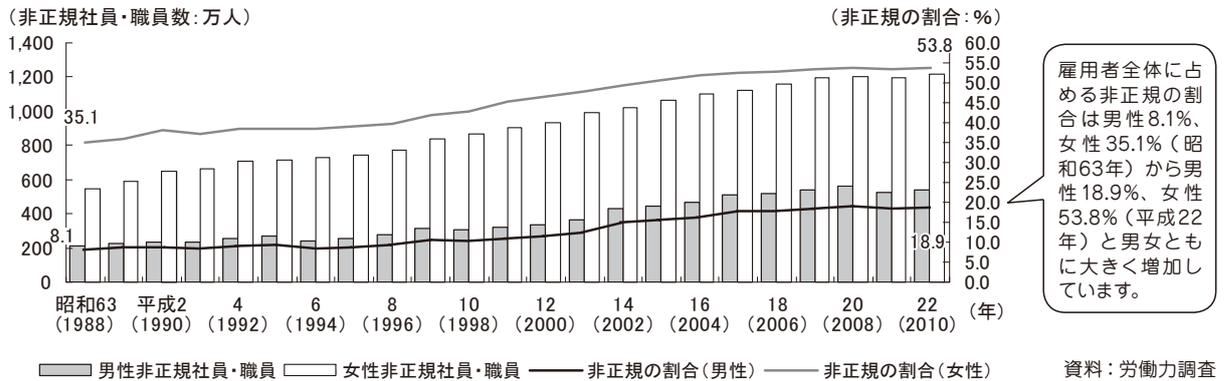
少子高齢化の進展により労働力人口が減少するなかで、保育サービスを始めとする子育て支援の充実や誰もが働きやすい環境整備の促進など若い世代に対する一層の支援が求められています。さらに、家族の介護問題により離職する人の増加も見込まれ、多様なライフスタイルに対応した介護支援が必要となります。一方、人生の第2ステージともいわれる定年退職後に、地域活動に取り組む人が増加し、市民活動がより一層活発になると期待されます。



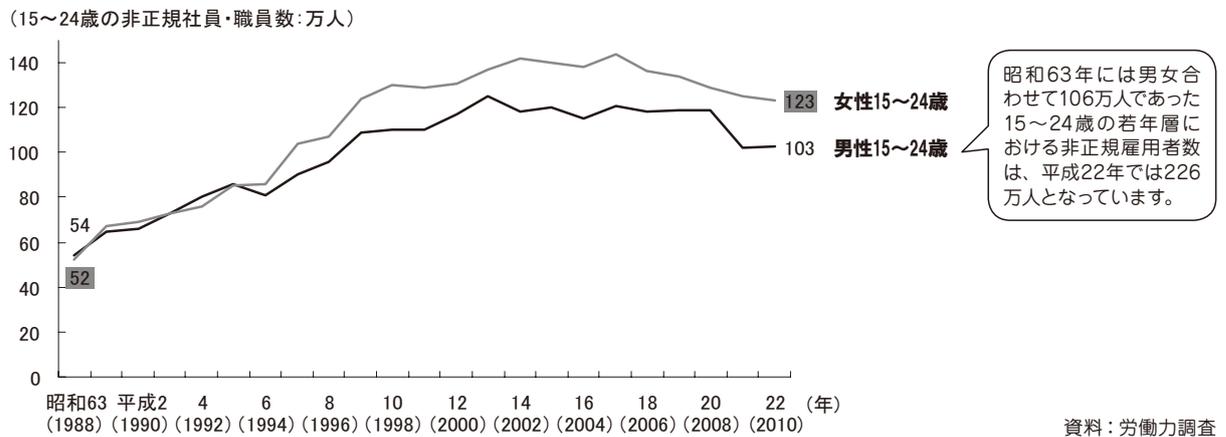
就業の場においては、以前から非正規の雇用者数・割合が女性では高い状況にありましたが、近年は男女を問わず若年層を中心に増加しています。国の統計によると若者のフリーター数は、平成22年では183万人となっています。非正規雇用はキャリア形成が難しく、雇用不安の問題とともに、正規雇用との賃金格差は歴然としており、将来にわたり不安定な生活を余儀なくされる人々の増加につながる恐れがあります。また、非正規雇用者の抱える経済的な不安は、未婚の増加の原因のひとつともなっています。

さらに、平成20年の世界金融危機に端を発した国の社会経済情勢、雇用情勢の急激な悪化は「派遣切り」による多くの失業者を生み、この傾向に拍車をかけています。平成23年9月末には、生活保護受給者が過去最高の約206万人となっています。

図表3 全国 非正規雇用者の推移



図表4 全国 15～24歳の非正規雇用者の推移

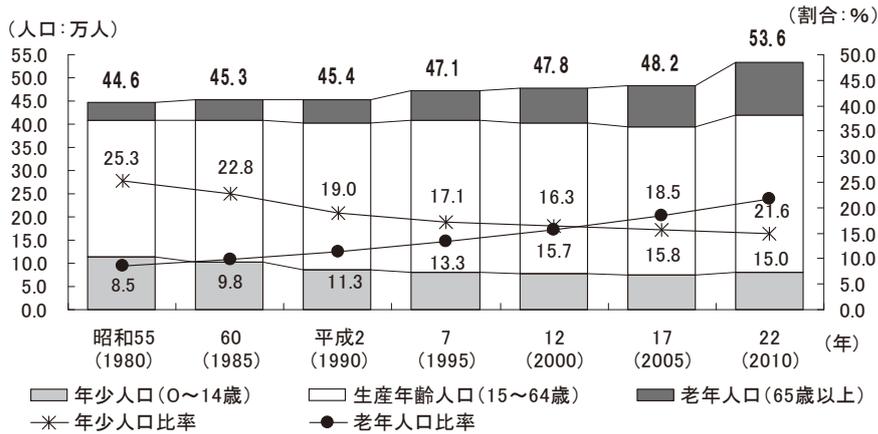


姫路市の人口は、平成18年の市町合併により53万人を超え、現在は横ばいが続いています。人口推計では、今後は減少に転じると見込まれています。姫路市の合計特殊出生率¹は全国平均を上回るものの、年少人口は減少傾向で、老年人口は増加しており、少子高齢化は着実に進展しています。また、核家族や単独世帯の増加等により家族形態が多様化しています。

¹合計特殊出生率：

子どもの出生率を母親の年齢ごとに算出(母の年齢別出生数÷年齢別人口)し、合算した数値。女性の出産パターンがこのまま続くとした場合に、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表している。

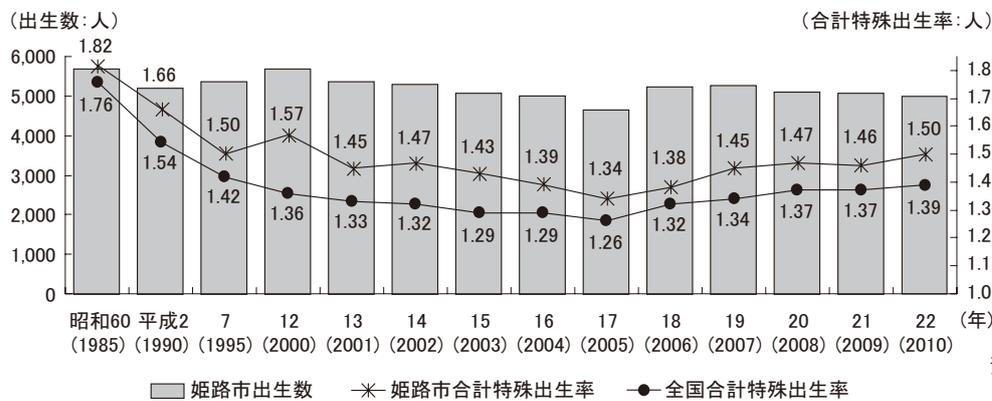
図表 5 姫路市 人口の推移



昭和55年以降、姫路市における65歳以上の老年人口比率が増加する一方、15歳未満の年少人口比率は減少しています。

資料：国勢調査 注：年齢不詳を含む

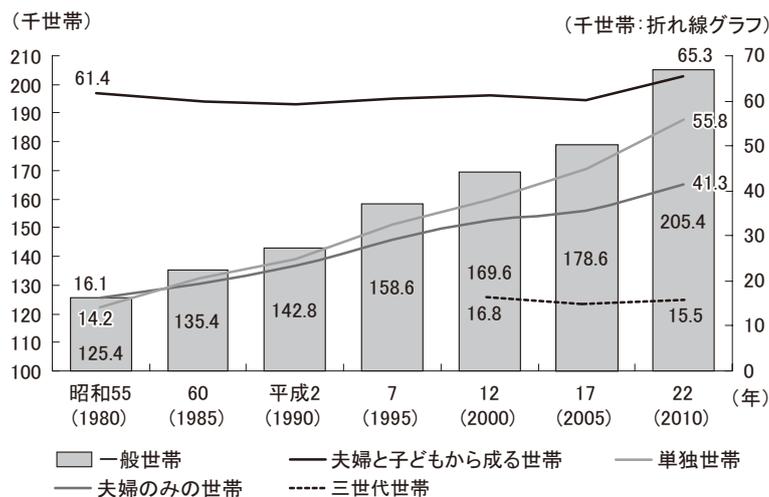
図表 6 姫路市・全国 合計特殊出生率の推移



姫路市の出生数は、平成18年以降減少傾向にありますが、合計特殊出生率は全国平均よりもやや高い数値を維持しています。

資料：人口動態統計
 姫路市保健衛生年報

図表 7 姫路市 世帯数の推移



夫婦のみの世帯、ひとり暮らしの世帯(単独世帯)は増加しています。とりわけひとり暮らしの世帯は平成22年では55,752世帯と昭和55年のおよそ4倍にのぼっています。

資料：国勢調査

(3) 世界と国の動き

国際連合は女性差別の撤廃に向けて世界規模で取り組むため、昭和50年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。この計画では、昭和51年から昭和60年を「国連婦人の十年」とし、世界各国で女性の地位向上のための施策に重点的に取り組むことにしました。

昭和54年には、ニューヨークで開催された「第34回国連総会」において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、各国の取り組みは一層推進されることになりました。

その後コペンハーゲン、ナイロビと2回の世界会議を経て、平成7年に「第4回世界女性会議」が北京で開催され、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。「行動綱領」は「女性のエンパワメントに関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられ、貧困や教育など女性の12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動が示されました。

平成12年にはニューヨークで第23回国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」いわゆる「成果文書」が採択されました。

さらに、北京会議の開催から15年後の平成22年には、ニューヨーク国連本部において第54回国連婦人の地位委員会が、「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。

国では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」としました。

平成12年に「男女共同参画社会基本法」に基づく、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」において、12の重点分野を掲げ、長期的な政策の方向性を示すとともに、計画期間に実施する具体的施策を示し、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

しかし、平成21年8月に公表された「国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会」の最終見解では、固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題への取り組み、ワーク・ライフ・バランスを促進する取り組みなど、多くの課題が指摘されています。

「男女共同参画社会基本法」に基づいて設置された「男女共同参画会議」においては、この最終見解を踏まえて議論を進め、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大などが、社会情勢の変化に伴う課題であるとの認識のもと、平成22年7月に「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」をまとめています。

この答申を踏まえ、国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

そのめざすべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会とし、女性の活躍による経済社会の活性化、男性、子どもにとっての男女共同参画など、5つの強調する視点と、実効性のある積極的改善措置の推進など4つの今後取り組むべき喫緊の課題を明記しています。

「第3次男女共同参画基本計画」は、①経済社会情勢の変化等に対応して、15の重点分野を掲げ、②実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定し、③平成32年(2020年)に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けて取り組みを推進、④女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調するということが特徴です。

トピックス

ジェンダー・ギャップ指数

「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)」は、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランクづけしたもので、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

平成24年10月、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2012」で発表された「ジェンダー・ギャップ指数」のランキングにおいて、日本は0.6530で、135か国中101位でした(前年は0.6514で98位)。日本は、特に政治分野及び経済分野における男女差が大きいため、このような低い順位になっています。

順位	国名	値	経済分野順位	教育分野順位	保健分野順位	政治分野順位
1	アイスランド	0.8640	27	1	98	1
2	フィンランド	0.8451	14	1	1	2
3	ノルウェー	0.8403	4	1	94	3
4	スウェーデン	0.8159	10	39	73	4
5	アイルランド	0.7839	29	30	69	6
6	ニュージーランド	0.7805	15	1	94	9
7	デンマーク	0.7777	16	1	67	11
8	フィリピン	0.7757	17	1	1	14
9	ニカラグア	0.7697	88	23	58	5
10	スイス	0.7672	28	71	68	13
11	オランダ	0.7659	24	1	94	16
13	ドイツ	0.7629	31	83	52	15
14	レソト	0.7608	6	1	1	33
18	英国	0.7433	33	27	93	29
21	カナダ	0.7381	12	70	52	38
22	米国	0.7373	8	1	33	55
57	フランス	0.6984	62	1	1	63
59	ロシア	0.6980	39	35	34	90
69	中国	0.6853	58	85	132	58
80	イタリア	0.6729	101	65	76	71
101	日本	0.6530	102	81	34	110
		(※2011年0.6514)	100	80	1	101)
108	韓国	0.6356	116	99	78	86

(4) 兵庫県の動き

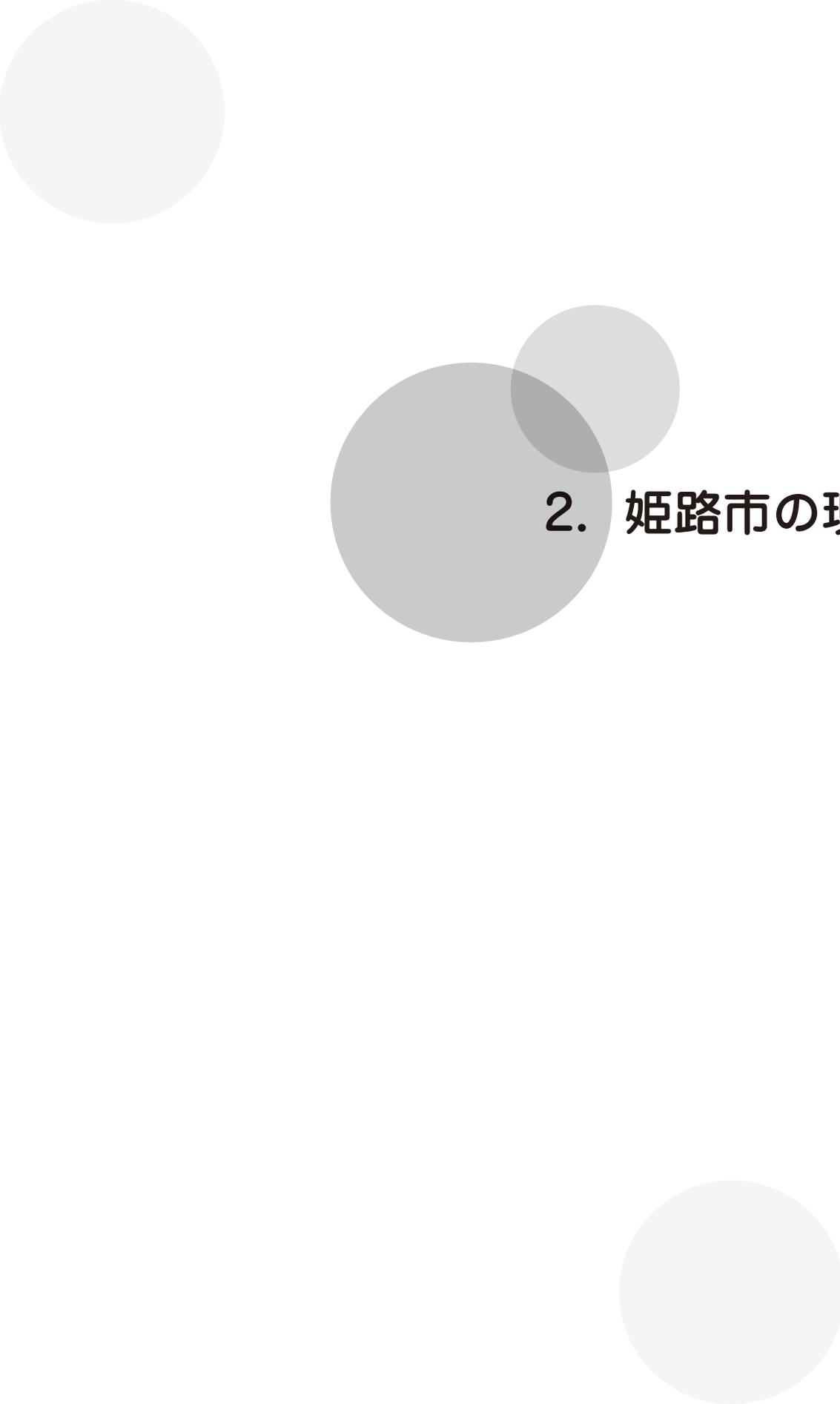
兵庫県においては、男女共同参画社会の形成の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 13 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」及び前期 5 か年の実施計画を策定、平成 14 年には「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進しています。

平成 18 年には「ひょうご男女共同参画プラン 21」の後期 5 か年の具体的施策を盛り込んだ後期実施計画を策定しました。

さらに、平成 18 年 4 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定し、平成 21 年には改正法を踏まえ、改定しました。

その後、社会情勢の急速な変化に対応しながら、真に豊かで安心と生きがいを持てる生活を実現するには、さらなる取り組みを展開する必要があるため、平成 23 年 3 月、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定しています。





2. 姫路市の現状

(1) 姫路市の取り組み

本市では、平成5年に「男女共生社会の実現と女性の人権尊重」をめざし、総合的・計画的に施策を推進する指針とするため、「女性いきいきプランひめじ」を策定しました。

平成13年、新たな課題に積極的に取り組むため、「姫路市男女共同参画プラン」及び前期実施計画を策定しました。

平成9年の「女性センター基本構想」（女性センター基本構想策定懇話会）に基づき、平成13年9月、姫路市における「男女共同参画社会の実現」と「女性問題の総合的解決」のための拠点施設として、「姫路市男女共同参画推進センター」（愛称“あいめっせ”）を開設しました。この施設を拠点に、講座、講演会等の開催及び啓発活動、情報の収集提供、市民の交流促進と市民活動の支援、女性の抱える諸問題に関する相談業務の実施など、広範な事業を展開し、広く男女共同参画を推進しています。

平成19年3月に、「姫路市男女共同参画プラン」の中間見直しを行い、実効性を高めるよう6つの重点施策、17の指標（目標値）を設定した後期実施計画を策定しました。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けての取り組みを強化するため、平成21年度に「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施し、調査結果等を踏まえ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成24年3月、「姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定し、同年7月には「姫路市DV相談支援センター」を設置しました。

平成23年には「男女共同参画全国都市会議 in ひめじ」を市民とともに開催しました。「ともに生きる 今 はばたこう 白鷺のまちから」をテーマに、記念講演会、分科会、全体会などを通じ、男女共同参画に関する問題を総合的に研究討議しました。意見交換及び情報発信することで、各都市間の交流を促進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成と全市的な市民意識の向上を図りました。

さらには、平成10年に「男女平等に関する表現指針」を策定し、平成14年に「男女平等に関する表現指針（改訂版）」を策定しました。平成22年には、表現指針に基づき適切に文書等が作成されているかを確認するとともに、職員の「表現」が市民に与える影響の大きさについてより認識を深めるため「市民向け刊行物等の表現に関する調査」を実施しています。また、庁内における男女共同参画を推進するため、「姫路市職員男女共同参画率先行動計画」を策定し、一事業者として市内事業者の模範となるよう男女共同参画の視点から率先して行動するための取り組みを進めています。

(2) 市民の意識調査から

本市では、市民の男女共同参画社会に関する意識やニーズを把握し、今後の施策展開の参考にすることを目的として姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

「男女平等意識について」は、姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2005）（以下「前回調査」という。）と比べて、社会の各分野において男女平等が進んでいる傾向は認められるものの、「学校教育の場」以外の分野については、未だ男女不平等と感じられています。また、男女不平等と感じる度合いについては男女差があり、特に若い年代（20歳代）においては分野によって、男

女の意識に大きな差が見られる場合もありました。

また、「職業生活について」は、結婚や出産に関わらず職業を続ける（『職業継続型』）、または、出産後再び職業をもつ（『再就職型』）ことを理想としている人でも、それを実現できている人は未だ少なく、女性が働く上で支障となることとして、「家事負担」、「子育て負担」、「保育体制不備」が挙げられていました。

家庭内の仕事の多くを「妻」が担い、女性の負担が大きいという傾向は、前回調査から変化しておらず、介護についても、男女がともに関わることを理想としながらも、実際は「妻」が担っているのが現状です。地域社会においては、固定的な性別役割分担意識に根ざした慣習がまだ残っており、男女平等意識の啓発を引き続き行うことが重要です。社会活動への参加状況はあまり盛んであるとはいえ、参加への支障としては「仕事が忙しい」が最も高い結果となっています。

多くの人が女性の人権が尊重されていないと認識しているにも関わらず、「男女の固定的な役割分担意識」が残っていることは、家庭内の仕事における女性の負担が大きいという現状に反映されています。

「男女共同参画に関する施策など」に関しては、前回調査と比較して、男女共同参画関連事項への市民の認知が進んだ傾向は認められたものの、内容まで知っている割合は1割に満たない事項も多くある結果となりました。女性が固定的に担いがちになっている「介護」・「育児」・「家事」などに対して、男女が協働していけるような施策展開が市にも求められており、特に「介護」に対する支援を求める声は、前回調査より強くなっていました。

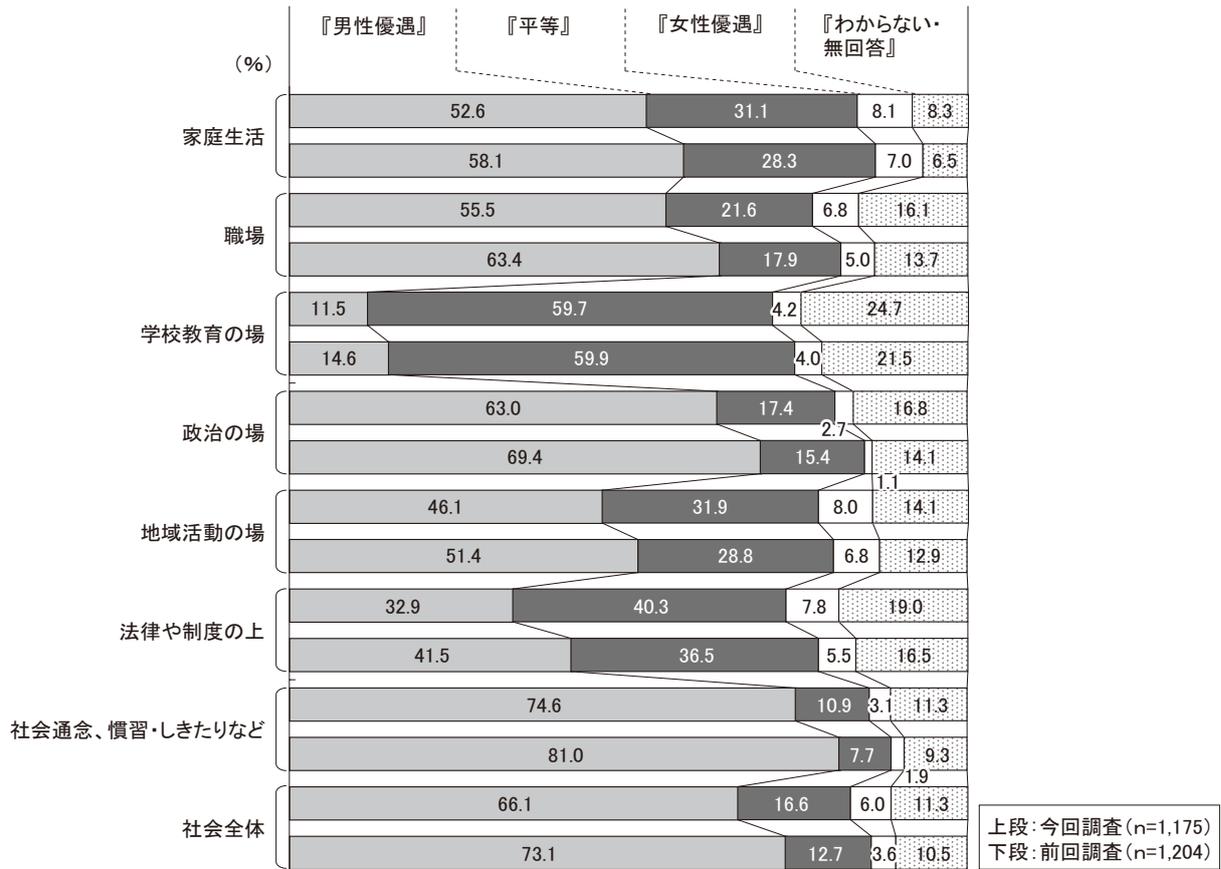
さまざまな分野で『男性優遇』とする割合が高く、とりわけ女性は「家庭生活」「法律や制度の上」「社会全体」「政治の場」などで、『男性優遇』と感じている傾向がみられます。

市民意識調査では、「学校教育の場」で男女の地位を『平等』とする割合は59.7%、「法律や制度の上」では40.3%となりましたが、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「社会全体」、「政治の場」、「職場」、「家庭生活」、「地域活動の場」で『男性優遇』と回答する割合が『平等』『女性優遇』を大きく上回っています。前回調査と比べて、すべての分野において『男性優遇』の割合は減少しているものの、「学校教育の場」以外の分野においては、未だ男女不平等と感じられています（図表8）。

「家庭生活」においては『男性優遇』とする回答が、男女を比べると、女性が18.6ポイント上回っており、「法律や制度の上」、「社会全体」、「政治の場」においても男性を10ポイント以上超えています（図表9）。

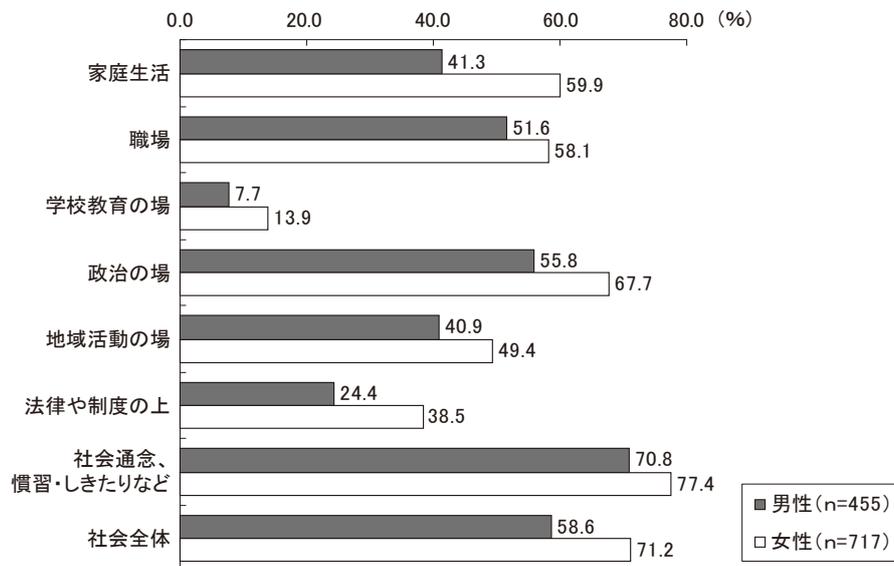


図表 8 姫路市 各分野における男女の地位（前回調査との比較）



資料：今回調査は姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）
 前回調査は姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2005）
 注：『男性優遇』とは「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計
 『女性優遇』も同様
 グラフでnとして表記している場合は、当該調査の有効回答数を表す
 四捨五入により合計が一致しない場合がある

図表 9 姫路市 各分野における男女別の『男性優遇』と感じる割合



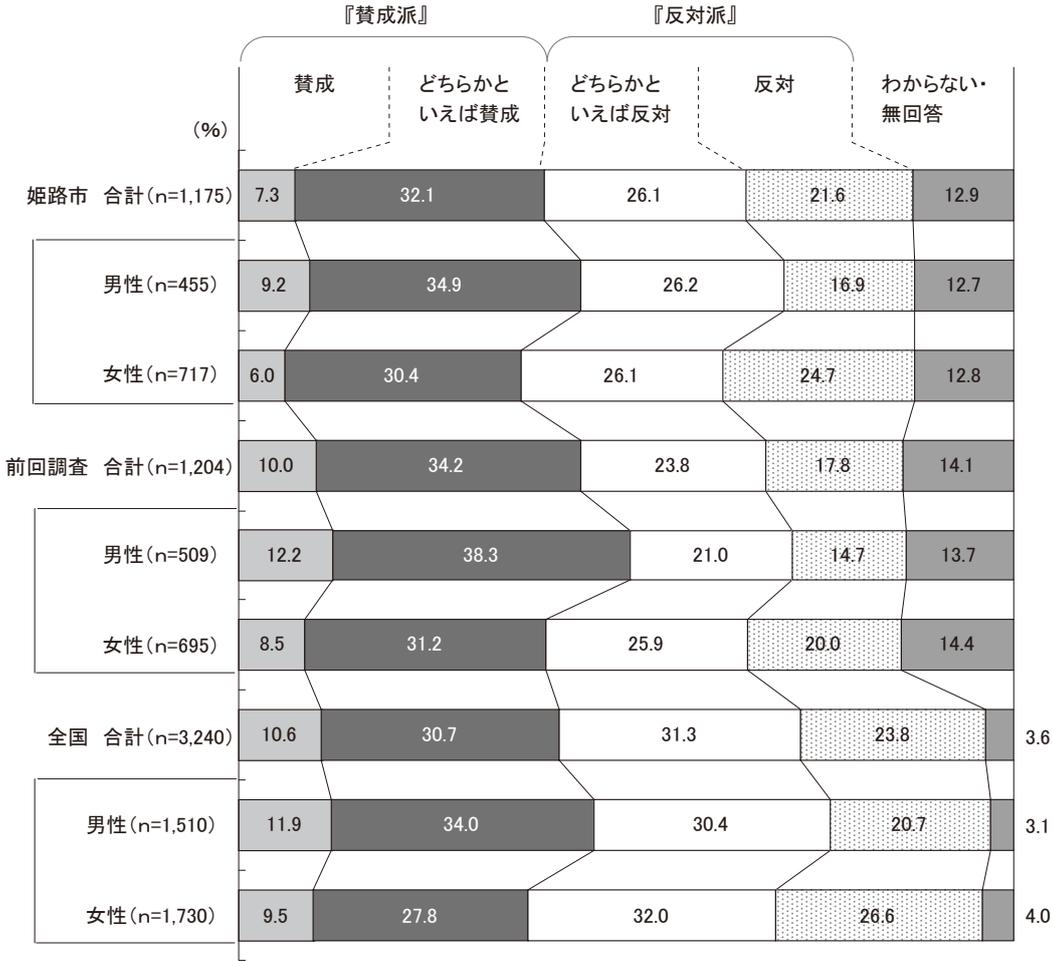
資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）
 注：『男性優遇』とは「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に対し、女性は『反対』とする割合が多いものの、男性は『賛成』とする割合が『反対』を上回っています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行を反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、生き方の選択の制約につながる可能性があります。

市民意識調査の結果をみると、固定的な性別役割分担意識について、5年前の調査に比べ『反対派』が増加し、『賛成派』が減少しました。しかし、女性では『反対派』(50.8%)が『賛成派』(36.4%)を上回ったものの、男性では『賛成派』(44.1%)と『反対派』(43.1%)が拮抗しています。全国調査と比べると、本市は反対する人が男女ともに少ない結果となっています(図表 10)。

図表 10 姫路市・全国 性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」)



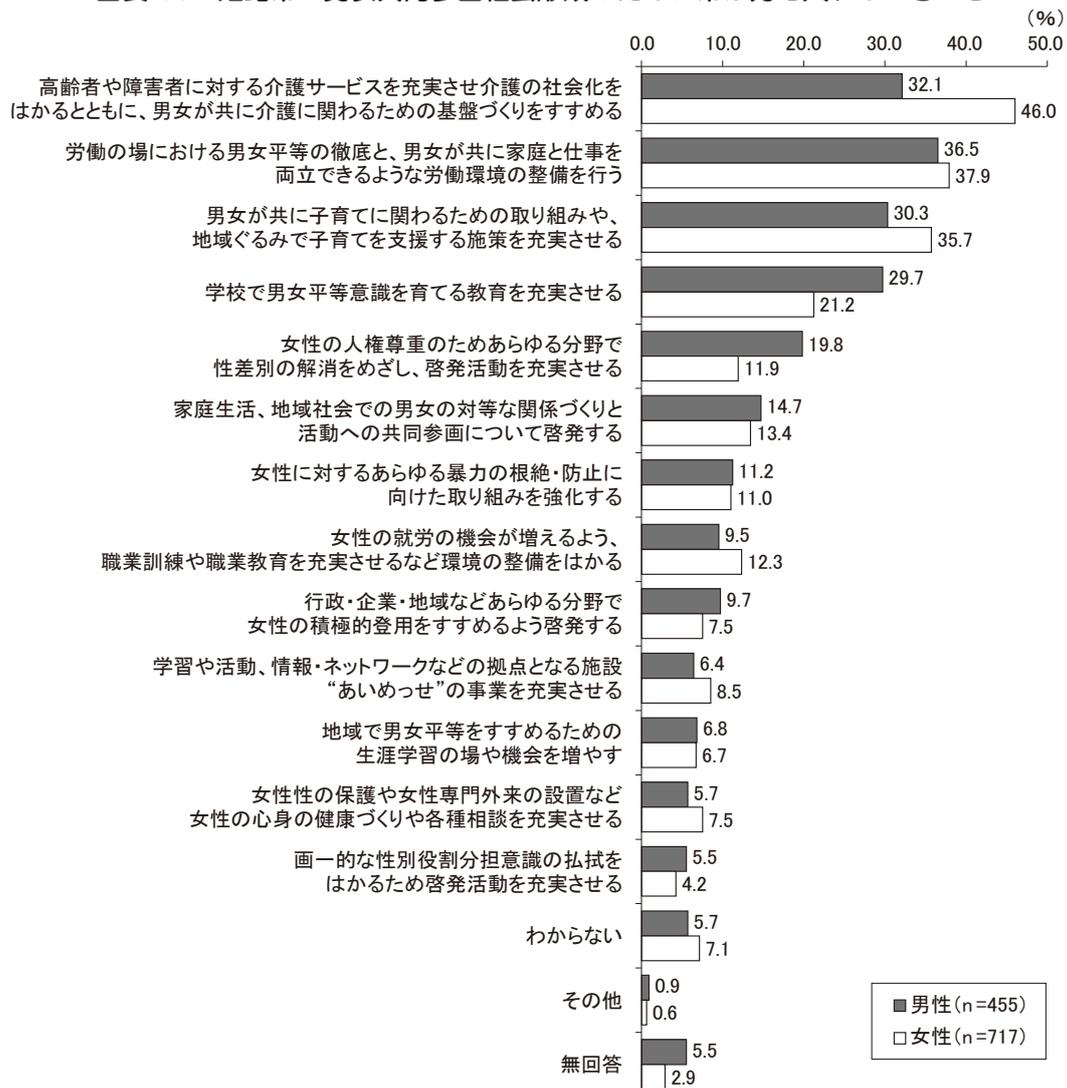
資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)
 前回調査は姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005)
 全国調査は内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2009)
 注：全国調査は調査員による聞き取り調査のため「無回答」はない

求める施策は男性、女性それぞれのライフステージでさまざまです。
 施策要望の根底にある男女共同参画の問題に注視していく必要があります。

今後、プランを推進する上で希望する施策として、「高齢者や障害者に対する介護サービスを充実させ介護の社会化をはかるとともに、男女が共に介護に関わるための基盤づくりをすすめる」では、女性が男性を 13.9 ポイント上回っており、男性と際だった相違がみられたほか、「男女が共に子育てに関わるための取り組みや、地域ぐるみで子育てを支援する施策を充実させる」では、5.4 ポイント女性が男性を上回りました（図表 11）。また男性では「労働の場における男女平等の徹底と、男女が共に家庭と仕事を両立できるような労働環境の整備を行う」が最も多く、各年代でも施策要望はさまざまです。

これらの施策要望は、多様な生き方を選択・実現することが難しい社会の投影と考えられ、その根底にある問題を男女共同参画の視点から注意深くみていくことが必要です。

図表 11 姫路市 男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

(3) 前プランの取り組みから

① 取り組み状況

前プランでは基本目標ごとに指標及び目標値を設定しており、平成23年度末における達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	策定時（平成17年度）	平成23年度末	目標値（平成24年度）
I 人権尊重をめざす市民意識の育成				
	男女共同参画社会の認知度	知っている<知らない 市民意識調査（2005）	知っている>知らない 市民意識調査（2011）	知っている>知らない
	性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方）	賛成>反対 市民意識調査（2005）	賛成<反対 市民意識調査（2011）	賛成<反対
II 男女平等をめざす教育・学習の充実				
	生徒会長の男女比	男68.6% 女31.4% （平成18年度）	男72.2% 女27.8%	男50% 女50%
	一時保育付き講座・講演会の開催数	49件	47件	70件
III あらゆる分野での男女共同参加・参画の促進				
	姫路市の審議会等委員への女性比率	20.4%	24.0%	30%
	姫路市職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率	9.5% （平成18年4月1日）	12.2% （平成24年4月1日）	12%
	地域における学習機会の提供（出前講座の年間回数）	7回	9回	15回
IV 女性の労働権の確立と両性の対等な就業条件・環境の整備				
	男女雇用機会均等法の周知度	77.3% 市民意識調査（2005）	81.3% 市民意識調査（2011）	90%以上
	農村女性の起業件数	6件	14件	13件 （平成22年度）
	家族経営協定締結件数	1件	4件	4件
V 生涯を通じた女性の心身の健康づくり				
乳幼児健診受診率	4か月児	94.2%	97.2%	95.0%
	10か月児	92.3%	94.7%	95.0%
	1歳6か月児	92.9%	96.2%	95.0%
	3歳児	94.0%	95.6%	95.0% （平成22年度）
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん	10.1%	13.8%	15.0%
	子宮がん	13.1%	15.8%	15.0% （平成21年度）
VI 少子・高齢社会における福祉の充実				
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所数		0ヶ所	18ヶ所	18ヶ所 （平成20年度）
一時保育・延長保育の実施園数	一時保育	22ヶ所	32ヶ所	34ヶ所
	延長保育	56ヶ所	65ヶ所	68ヶ所 （平成21年度）
地域子育て支援センター事業所数		8ヶ所	10ヶ所	10ヶ所 （平成21年度）
推進体制の整備				
男性市職員の育児休業取得率		0.0%	0.9%	3%
男女共同参画推進センター“あいめっせ”の認知度		18.6% 市民意識調査（2005）	17.9% 市民意識調査（2011）	30%

② 重点施策の取り組み状況と課題

前プランでは次の6つの重点施策を設定しました。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

相談体制や支援体制の充実、DV防止のための啓発等、DVへの対策に取り組んできました。平成21年度に「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施し、平成24年3月、「姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定し、同年7月に「姫路市DV相談支援センター」を設置しました。今後とも、DVを許さない社会の実現をめざし、さまざまな施策を総合的、体系的に取り組んでいきます。

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

教職員が子どもに与える影響が大きいとの観点から、毎年、校長、教頭、初任者の各研修を実施してきました。しかし、目標である生徒会長の男女の均等には至らなかったことから一層の施策充実をめざします。

地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参加・参画

地域における意識啓発にさまざまな角度から取り組んできました。しかし、地域活動は女性の参加も多いが、方針決定の場は男性が中心という現状は変わらない状況にあります。

地域の方針決定過程に女性が積極的に参画し、男性も仕事に偏ることなく家庭や地域生活にやりがいや充実を感じることができるよう、意識啓発を行うとともに、性別や年齢、就業の有無に関わらず、多様な人々が地域で活動できるように支援していきます。

女性のチャレンジ機会の拡大・充実

キャリアアップセミナーやチャレンジ支援セミナーの開催、労働相談などさまざまな施策を展開してきました。今後も働くことを希望する女性が意欲と能力を十分発揮できるよう支援していきます。

介護の社会化のための環境整備

高齢化の進展に伴い、介護保険事業など介護に関する施策は拡大されてきました。本市においても介護の社会化のための環境整備として、小規模多機能型居宅介護など在宅介護を中心とした介護サービスの充実を図るとともに、施設サービスにも取り組んできました。このほか男性よりも女性の比率が高いひとり暮らし高齢者施策の充実、介護予防なども重要な施策と位置付けています。今後とも男女共同参画の視点をもって、地域ぐるみの活動を推進する環境づくりへの取り組みを行います。

男女で共に担う総合的な子育て環境づくり

保育需要の増加に伴い、乳幼児保育、延長保育、一時保育、障害児保育等の充実や地域子育て支援センターの取り組みの充実を図り、一定の成果は得られました。今後は地域の相互扶助活動の環境づくりを進めながら、男性の子育て参加が一層進むよう取り組みます。

トピックス

姫路市男女共同参画推進センター

“あいめっせ” はこんな施設です

どこにあるの？

“あいめっせ”は
姫路城の南にある
『イーグレひめじ』の
3階にあります。



どんな施設？

“あいめっせ”は、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等に社会参加や参画をし、ともに責任を分かち合って暮らせるまち・姫路を築いていくための施設です。性別・年齢を問わずどなたでも利用できます。お気軽にお寄りください。

何をしているの？

学習啓発

男女共同参画に関する啓発講演会や、講座・セミナーの開催など

情報収集・提供

図書情報コーナーにおける男女共同参画に関する図書・DVD・資料等の収集・提供など

●図書情報コーナー●
079-287-0802

あいめっせ I-messae

相談

女性のための相談、法律相談、健康相談、チャレンジ相談など

●女性のための相談室●
電話相談：079-287-0801
面接予約：079-287-0807

交流促進

男女共同参画社会の実現を目指す市民グループへの活動の場や情報の提供など

男女共同参画推進センター “あいめっせ”

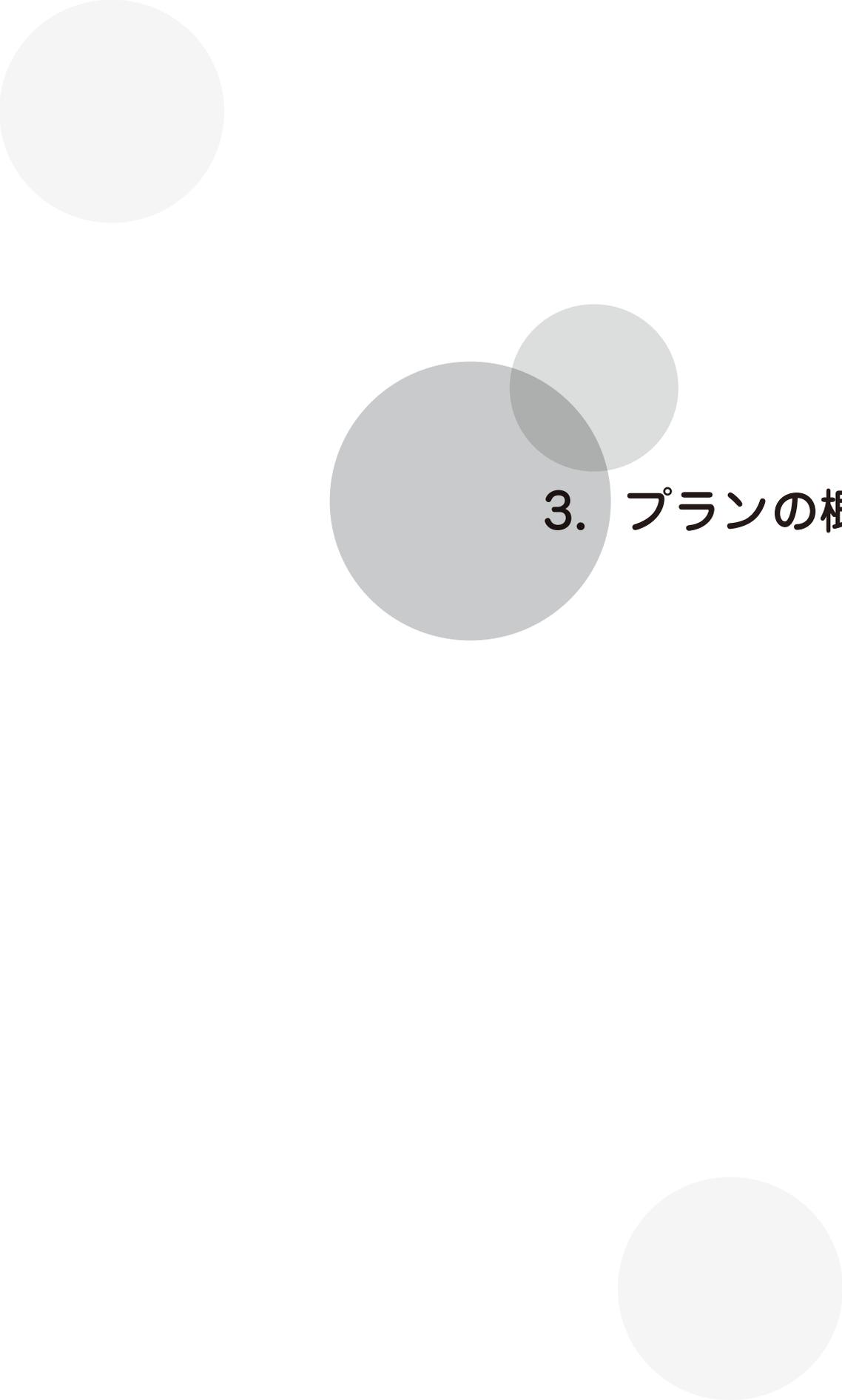
〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68 番地 290
TEL：079-287-0803 FAX：079-287-0805
●電子メール i-messae@city.himeji.hyogo.jp
●ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/>

あいめっせ

検索



図書情報コーナー



3. プランの概要

(1) 基本理念

本市がめざす男女共同参画社会を実現するために、次の3つの基本理念を掲げます。

◆男女の人権が尊重される社会

「日本国憲法」は「個人の尊重」と「法の下での平等」を定めていますが、半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。殊に、長い歳月、生物的な性別（セックス）とは別に、社会的文化的につくられてきた性別（ジェンダー）は、さまざまな形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。

一方、「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。

どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。「男女共同参画社会基本法」においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

◆男女が対等に参画し、責任を担う社会

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。

性に関係なく、それぞれが「一個人」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

「人として男性と同じ重みを持つ女性」が、社会のあらゆる分野、日常のさまざまな場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を貸し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが必要です。

◆あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。

性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、だれもが可能性を追及し、チャレンジできる社会こそ、活力があり夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任でさまざまな生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要ですが、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

(2) プランの性格

このプランは、本市における男女共同参画社会の実現をめざし、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するもので、前プランの後継計画と位置づけます。

また、このプランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」にあたります。

策定にあたっては、以下の事項に配慮しています。

- 「男女共同参画に関する市民・職員意識調査」の結果及び「姫路市男女共同参画プラン市民会議」の開催による市民の意識や意見を参考にしました。
- 「姫路市男女共同参画プラン推進懇話会」による「新たな姫路市男女共同参画プランの策定に向けて」の意見を踏まえています。
- 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」及び他の関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「新ひょうご男女共同参画プラン21」を考慮しています。

(3) プランの期間

このプランの計画期間は、平成25年度から平成34年度の10年間としますが、社会情勢の変化や総合計画との整合など必要に応じて、適宜、見直しを行います。

また、プランの計画的な推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの5年間の前期実施計画を策定します。

図表 12 計画期間



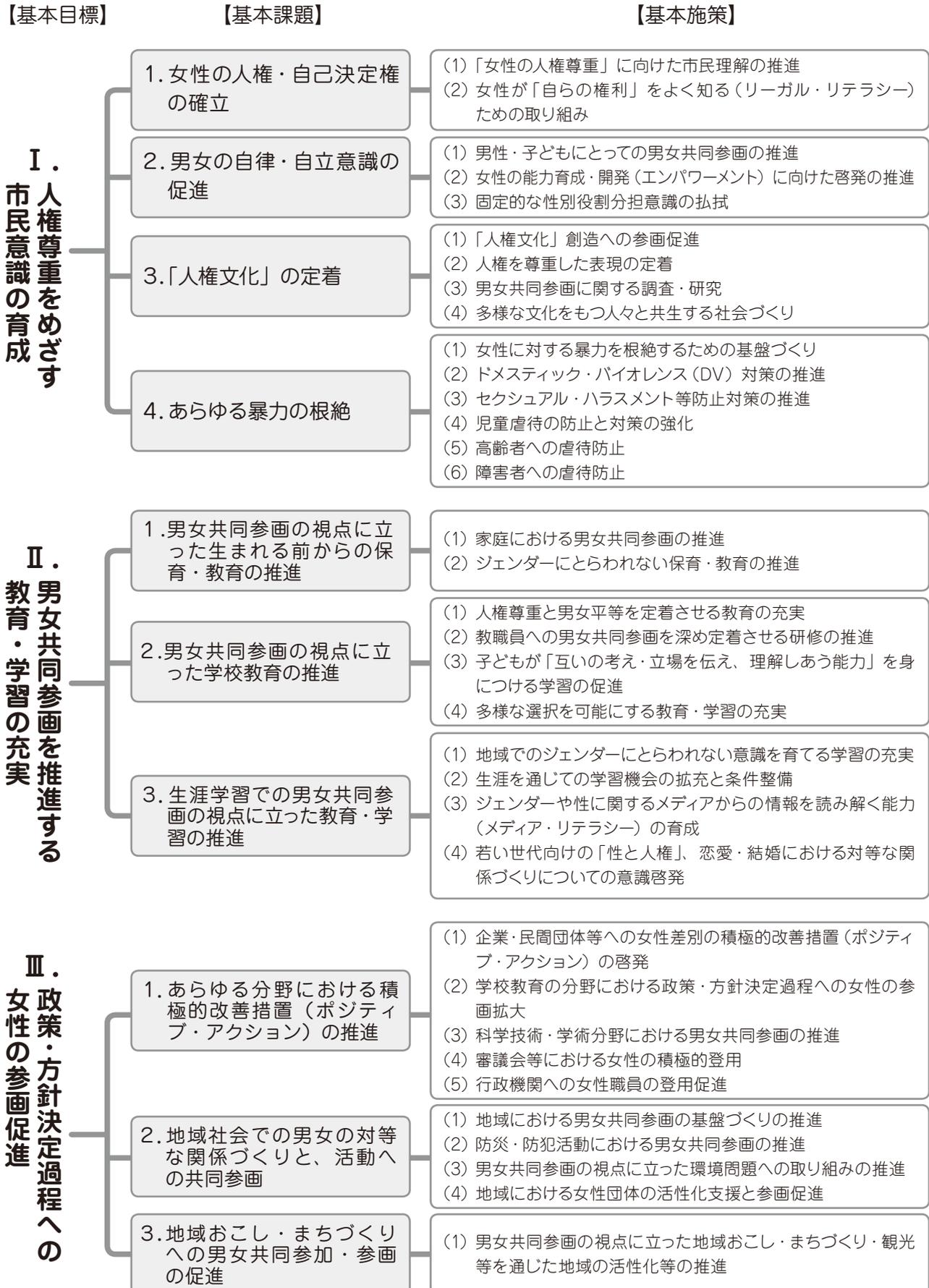
(4) プラン策定の考え方

前プランに基づきさまざまな施策を展開してきましたが、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき課題も多く残っており、特にこれからの社会を担う次世代のためにも、男性・子どもの男女共同参画、あらゆる暴力の根絶、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画、防災分野等における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進の視点が特に重要であると考えます。



(5) 施策の体系

このプランは次の施策体系によって総合的、一体的に進めます。



IV. 雇用等の分野における
男女の均等な機会と
待遇の確保

- 1. 労働の場における男女平等の徹底
 - (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
 - (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
 - (3) 女性の活躍による経済社会の活性化
- 2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
 - (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
 - (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
 - (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- 3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備
 - (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
 - (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
 - (3) 女性の経営参画の推進

V. 生涯を通じた
心身の健康づくり

- 1. 「性と人権」についての意識啓発
 - (1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
 - (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立
 - (3) さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供
- 2. 女性の健康の保持・増進への支援
 - (1) 母子保健対策の充実
 - (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実
- 3. 生涯を通じた男女の健康支援
 - (1) 相談機能の充実とネットワークづくり
 - (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

VI. 少子・高齢社会に
おける福祉の充実

- 1. 人にやさしいまちづくりの推進
 - (1) ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進
- 2. 介護の社会化のための環境整備
 - (1) 地域ぐるみの介護支援
 - (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
 - (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上
- 3. 総合的な子育て環境づくり
 - (1) 地域ぐるみの子育て支援
 - (2) 多様な保育サービスの提供
 - (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進
- 4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定
 - (1) ひとり親家庭への支援
 - (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

推進体制の整備

- 1. 庁内推進体制の強化
 - (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
 - (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの構築
 - (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり
 - (4) 男女共同参画率先行動計画の見直し
- 2. 条例の制定
 - (1) 条例の制定
 - (2) 条例についての広報活動
- 3. 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化
 - (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
 - (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
 - (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化
- 4. 市民・企業・団体等との連携
 - (1) 市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）への支援と連携の強化
 - (2) 「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営
 - (3) 国・県等との連携
 - (4) 近隣市町等とのネットワークづくり

(6) 重点課題

計画期間中に重点的に推進すべき課題を以下のとおり設定します。

◆男女の自律・自立意識の促進

多くの男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれて、長時間労働から抜けだせなかったり、家事、育児に積極的に関わらなかったりしているため、男性がより暮らしやすくなることへの理解を深めていきます。また、次世代を担う子どもたちが、生まれる前から男女共同参画の視点が配慮された環境のもと、その個性と能力を十分に発揮し、多様な選択ができる人生を歩むことができるよう家庭、学校、地域における施策を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

前プランでは「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点施策事項とし、「姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定、「姫路市 DV 相談支援センター」の設置など施策の前進を図りました。しかし依然として暴力被害が解消されていないこと、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントといったさまざまなハラスメントや、児童、高齢者、障害者への虐待、いじめなど潜在化しやすい暴力への対策が求められることから、本プランにおいては引き続き施策の充実のほか、対象者の拡大を図り、あらゆる暴力の根絶に取り組んでいきます。

◆あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

活力ある経済・社会を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の登用を積極的に促進するとともに、地域や企業等への働きかけを行っていきます。

◆地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。しかし、高齢化の進展、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じており、地域における課題も多様化しています。男女がともに防災、防犯、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、活力ある地域社会が形成されます。特定の性や年齢層で担われている分野に男女共同参画の視点を反映させ、いきいきとした地域社会づくりをめざします。

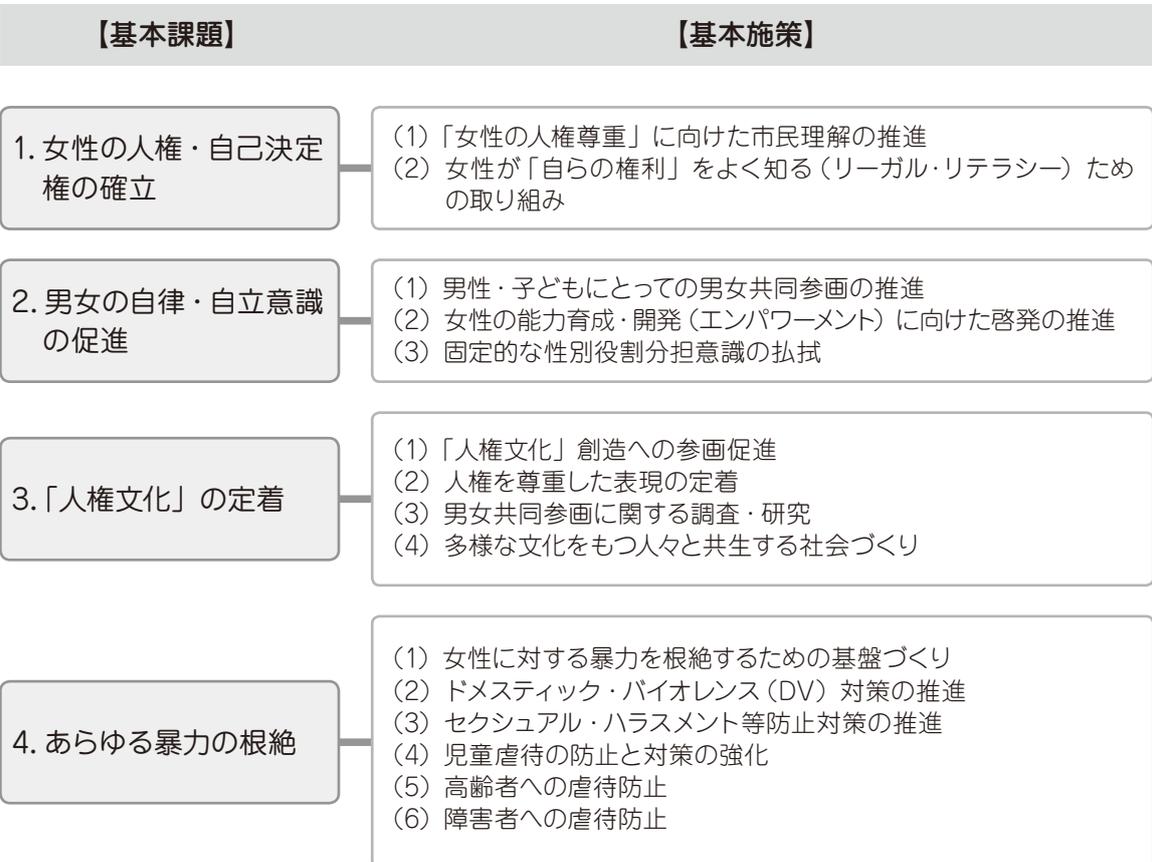
◆男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択できることが必要です。長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどにより、仕事だけでなく家事、育児や介護、地域活動を行うことができる社会の実現に向けた施策を推進します。



4. 施策の展開 (前期実施計画)

基本目標Ⅰ. 人権尊重をめざす市民意識の育成



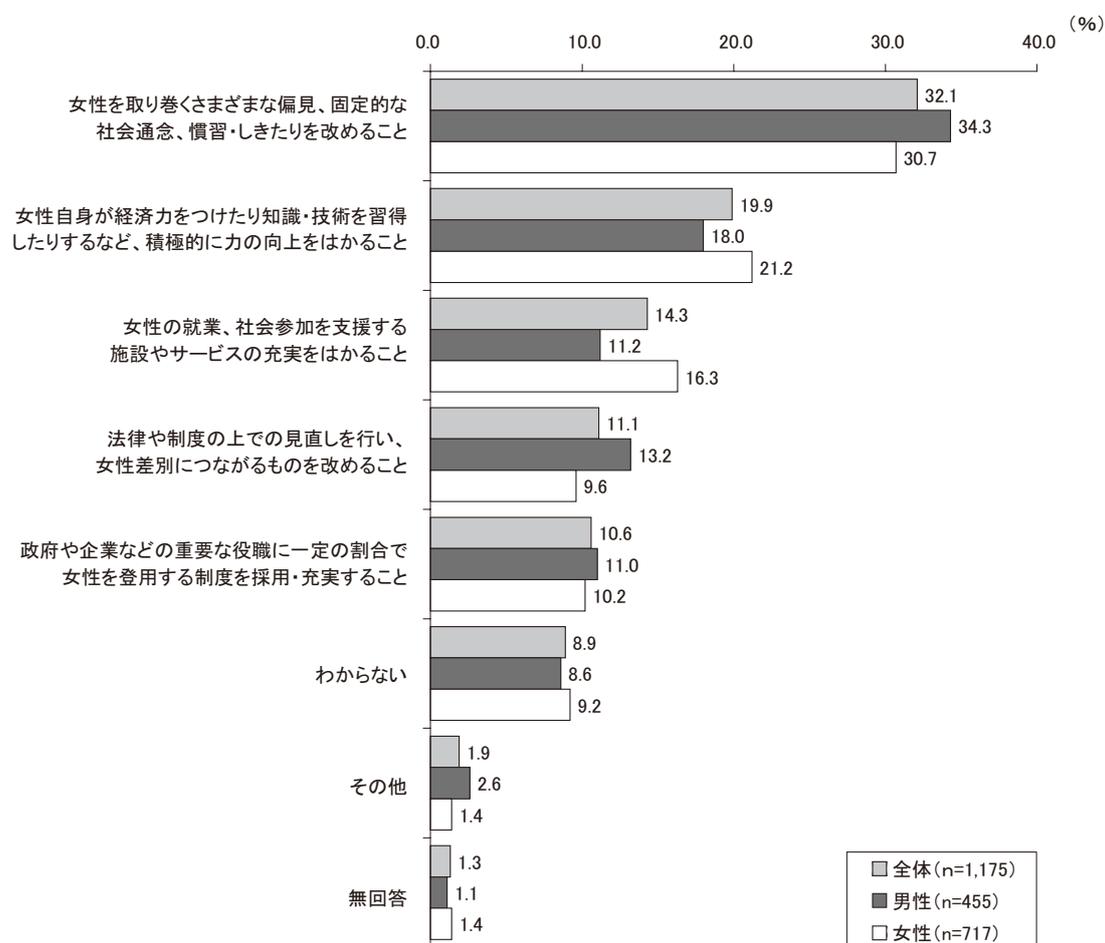
基本課題 1．女性の人権・自己決定権の確立

● 現状と課題

市民意識調査により、「社会通念、慣習・しきたりなど」や「社会全体」における男女の地位について聞いたところ、前回調査に比べやや減少したものの、6割以上は『男性優遇』と回答しています（P9 図表 8）。また、男女が平等になるためには「女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も重要であると男女ともに答えています（図表 13）。一方、女性の人権が尊重されていないと感じることは、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）」が最も高くなっています（図表 14）。

男女共同参画の理念や「社会的性別（ジェンダー²）」への理解を深め、男女が互いに人権を尊重し、共に「人間らしい」生活を送ることができるよう、なお一層、市民意識を高めていく必要があります。

図表 13 姫路市 男女が平等になるために重要なこと

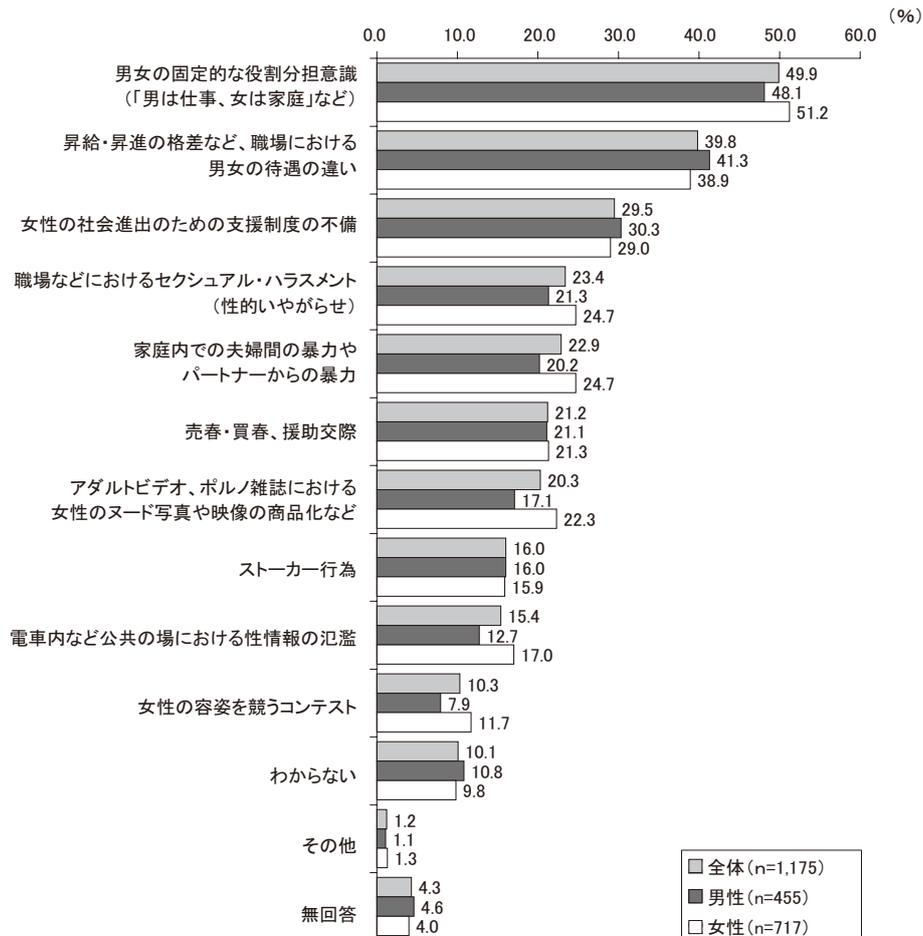


資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

²ジェンダー：

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）

図表 14 姫路市 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

▶ 施策の方向

「女性」や「人権」について、市民に分かりやすい啓発を行うとともに、女性問題や人権問題に関する情報提供を行います。

また、法的・政治的に保障される自らの権利について、知識とそれを活用する能力を養う学習機会を提供します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	① 「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター
	② 啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、“あいめっせ”の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課
(2) 女性が「自らの権利」をよく知る（リーガル・リテラシー）ための取り組み	① リーガル・リテラシー ³ を確立するための講座の開催	法的・政治的な分野における権利について、知識習得と活用する能力についての講座を開催する。	男女共同参画推進センター

³リーガル・リテラシー：

法律や制度に関心を持ち、どのような権利が保障されているかを知り、権利の侵害に対して正しく対応する知識を身につけること。

基本課題2. 男女の自律・自立意識の促進

重点

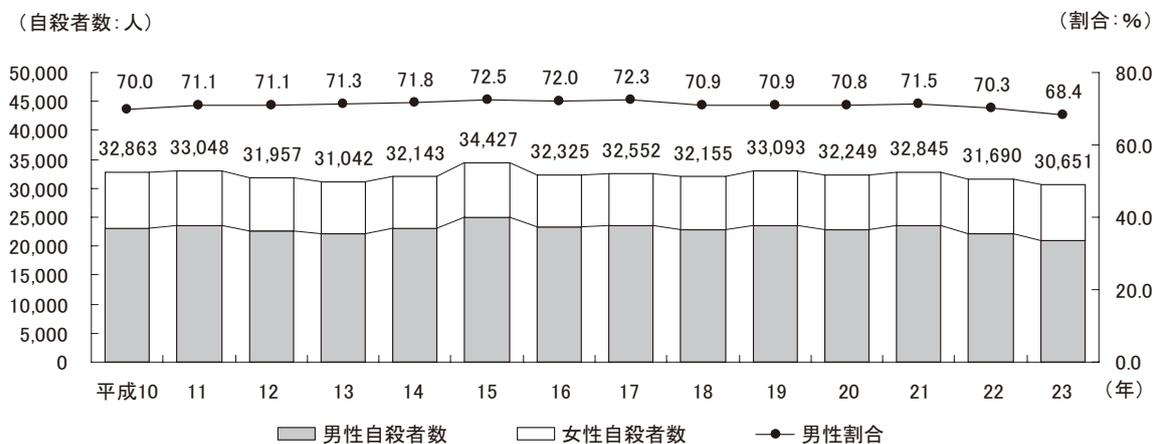
● 現状と課題

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるものの、依然として根強く、とりわけ男性に強く残っており、多くの男性が長時間労働から抜け出せなかったり、家事、育児に積極的に関わらなかったりする要因と考えられます。また、14年連続で年間3万人を超える自殺者の約7割が男性で（図表15）、中でも40～50歳代の男性の自殺の原因・動機の第1位は“経済・生活問題”であることから（平成24年版自殺対策白書）、固定的な性別役割分担意識の影響が想定されます。

男女共同参画はとかく「働く女性のための課題」や「家庭内等の小さな課題」を解消するための施策としてとらえられる傾向がありますが、女性だけではなく男性にも自分自身の大切な課題として共感できるものとなるよう働きかけなければなりません。そのためにも子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。

女性が社会のあらゆる分野に参画していくことは、単に労働力を提供するだけでなく、多様な人材の活躍による社会の活性化につながります。女性が、自身の持つ個性や能力を発揮することにより豊かな社会の形成に貢献できるという意識を育むことが重要です。そのためには、女性が自分自身の問題を自らの手で決定し、実行する力、他者に依存することなく、はつらつと生きていける力を身につけることができるよう支援していく必要があります。

図表15 全国 自殺者数の推移



資料：内閣府自殺対策推進室

▶ 施策の方向

男女共同参画社会の形成は、女性のみならず男性や子どもがより暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう、男性を対象とした多様な施策を推進します。また、青少年健全育成事業においても男女平等意識の醸成や固定的な性別役割分担意識の払拭に努めていきます。

加えて、女性の自律（自分のことを自ら決定し、実行する力の確立）と自立（他者に依存することなく、はつらつと生きる力の確保）に向けた意識啓発を進めます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	①男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター
	②男性相談体制の確立にむけた検討	男性に関する諸問題の相談体制の確立に向けて調査・研究を行う。	男女共同参画推進センター
	③男性対象の啓発講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	男女共同参画推進センター
	④男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課
	⑤男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター
	⑥青少年健育運動事業の推進	地域における異年齢・異世代の子どもが、男女の混合したさまざまな集団活動を行うことにより、幼い頃から男女平等意識を養い、固定的な性別役割分担意識の払拭をめざす。	生涯学習課
	⑦食育 ⁴ の充実	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていくために、食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、それを実践する力を育む。	学事・保健課
(2) 女性の能力育成・開発（エンパワーメント）に向けた啓発の推進	①エンパワーメント ⁵ を確立するための講座の開催	女性のエンパワーメント確立に必要な知識・情報についての講座を開催する。	男女共同参画推進センター
(3) 固定的な性別役割分担意識の払拭	①ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター
	②市民向けの啓発資料の発行	誰にも分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 文化交流課
	③男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画社会の実現をめざして、固定的なジェンダーや性別役割分担意識を変えていくため、講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター

⁴食育：

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

⁵エンパワーメント：

女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくこと。（兵庫県 新ひょうご男女共同参画プラン21）

基本課題3. 「人権文化」の定着

● 現状と課題

男女共同参画社会づくりは、あらゆる人々が「人間として対等に生きる」社会づくりでもあり、思いやりの心がおろそかになりがちな日常生活において、男女共同参画社会を構築するには、人権の視点が何よりも重要です。

高齢者、障害者、外国人や社会的に困難な状況にある人々が社会参加・参画ができる環境をつくるとともに、多様な生き方の尊重や人権文化⁶の定着を図る施策を推進する必要があります。

▶ 施策の方向

多様なメディアを活用した広報・啓発活動を行うとともに、男女共同参画の意識や現状を把握するための調査や情報の収集、提供に努めます。

また、市の刊行物等の表現についてジェンダーに敏感な視点から点検を行うことはもちろんのこと、地域の団体や事業者等に対しても自主的な取り組みを促していきます。

異文化理解や交流を推進するとともに、性的マイノリティ⁷の人権についての理解を促進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 「人権文化」創造への参画促進	① 広報紙等による啓発活動の推進	人権に関連するさまざまな情報を収集し、広報紙等による積極的な広報活動を行う。	広報課
	② 多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 広報課 人権啓発センター
	③ 男女共同参画に関するイベントの開催	男女の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向け、市民を対象に意識啓発を推進するため、さまざまな分野で活躍している団体やグループの参画によるイベントを開催する。	男女共同参画推進センター
	④ 啓発普及資料の発行と情報提供の拡充（再掲）	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、“あいめっせ”の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課
	⑤ 地域人権研修等の充実	「人権文化」の定着に向けて、市民自らが開かれた交流活動を積極的に進めるため、研修会や交流事業等を開催する。	人権啓発課
	⑥ 「男女共同参画週間」等における意識啓発の充実	「男女共同参画週間」にあわせ「人権文化」の定着に向けた市民への意識啓発と女性の参画を促進する。	男女共同参画推進センター

⁶人権文化：

日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然と感じ、考え、行動することが定着した生活のありようそのものをいう。

⁷性的マイノリティ：

性的少数者のこと。同性愛者、性同一性障害を有する人などが含まれる。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(2) 人権を尊重した表現の定着	①ジェンダーに敏感な視点に立った市の刊行物等の発行	市民向け刊行物等の表現について、「男女平等に関する表現指針」の活用を庁内でさらに周知するとともに、刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化や継続的な働きかけを行う。	男女共同参画推進課
(3) 男女共同参画に関する調査・研究	①男女共同参画に関する市民意識調査の実施	プランの見直しと後期実施計画の作成における基礎資料とするため市民意識調査を実施する。	男女共同参画推進課
	②男女共同参画に関する資料の収集、提供	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。	男女共同参画推進センター
(4) 多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	①異文化理解の推進	多文化共生、国際理解教育の推進をめざした講座を開催する。	文化交流課
	②国際交流・協力活動の推進	多彩な国際交流・協力事業を実施し、ボランティアの参画を推進するとともに、各団体が実施する事業を支援する。	文化交流課
	③在住外国人の生活基盤の整備	医療、救急・災害時の支援体制の整備や生活情報の提供、相談窓口の充実を図るとともに、日本語講座を開催する。	文化交流課
	④個人の多様な生き方の尊重と理解の促進	性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害 ⁸ などのある人々についての理解・啓発を進める。	人権啓発課 人権啓発センター

⁸性同一性障害：

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年7月16日法律第111号））。

基本課題 4．あらゆる暴力の根絶

重点

● 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）⁹を含め、あらゆる暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、次の世代の育成にも大きな影響を及ぼしかねません。また、セクシュアル・ハラスメント¹⁰やDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。しかし、市民意識調査では、被害経験のある人の相談先としては、「友人・知人」「家族や親戚」など身近な人が多く、公的機関等への相談は少ない結果となっています。また、3割近くは「どこ（だれ）にも相談しなかった」ということから、問題が潜在化、深刻化しやすいのが現状です（図表 16）。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」では、医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による被害者を発見したときは、通報することが定められています。

女性に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等の対策が必要です。また、デートDV¹¹などDV防止法の対象とならない被害者や、若年層、外国籍の人々の被害防止も求められています。

児童、高齢者及び障害者への虐待は、その被害が潜在化する場合が多く、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携を強化する必要があります。

⁹ドメスティック・バイオレンス（DV）：

配偶者や恋人などによって振られる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえている。

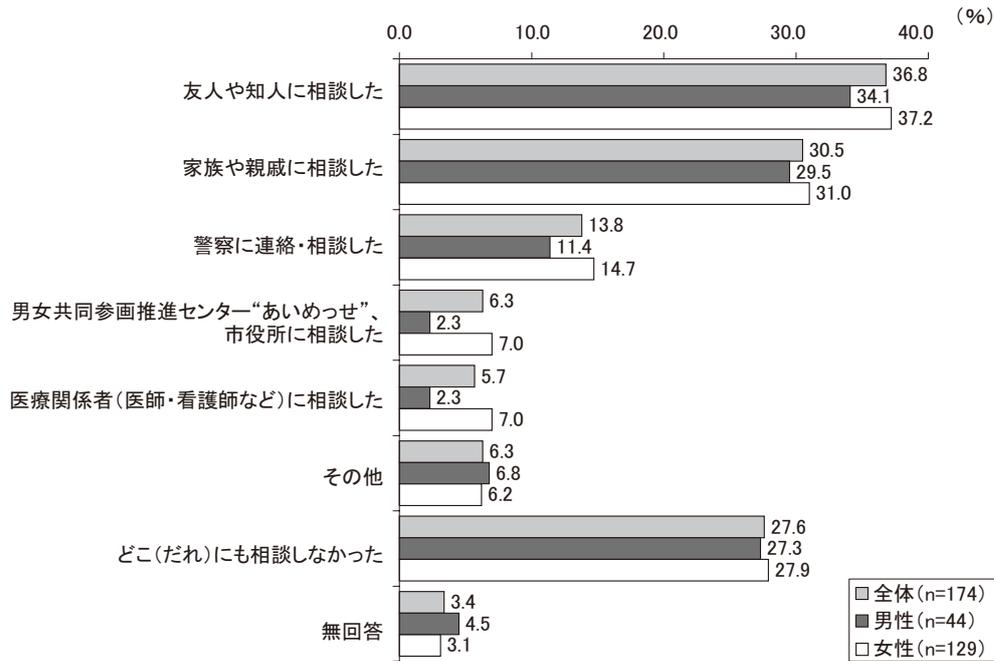
¹⁰セクシュアル・ハラスメント：

「性的嫌がらせ」のこと。略してセクハラと言われる。相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言動。

¹¹デートDV：

恋人同士など、親密な関係にある若者間の暴力のこと。親密な関係になるに伴い、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。デートDVはDV防止法の対象にならない。

図表 16 姫路市 ドメスティック・バイオレンスの相談先



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

トピックス

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。



パープルリボン運動

子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとするを目的として、平成6年(1994年)、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。

▶ 施策の方向

「姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」に基づき、啓発・教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為¹²、性犯罪、売買春などを目的とした人身取引などの被害者は女性に多いのが現状です。暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、児童、高齢者及び障害者への虐待防止対策を推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	①関係機関の支援内容の把握と連携	女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	男女共同参画推進センター 福祉総務課
	②暴力に抗するための講座・講演会の開催	女性があらゆる暴力から身を守るための講座・講演会を開催する。	男女共同参画推進センター
	③男女間における暴力に関する調査の実施	女性に対する暴力に関する市民の意識や被害の実態等を把握し、被害者が必要とする援助のあり方を検討する。	男女共同参画推進課
	④女性に対する暴力防止のための関係機関と連携した啓発	女性に対するあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携した啓発活動を実施する。特にこれらの問題への理解が遅れがちな男性への啓発を行う。	男女共同参画推進センター
(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進	①相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	福祉総務課
	②被害者の安全確保	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	福祉総務課
	③自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 福祉総務課 子ども支援課 保健所予防課 公営住宅課
	④民間支援団体との連携・協働	DV被害者への支援活動を行っている団体に対する支援について調査・研究を行う。	男女共同参画推進センター 福祉総務課

¹²ストーカー行為：

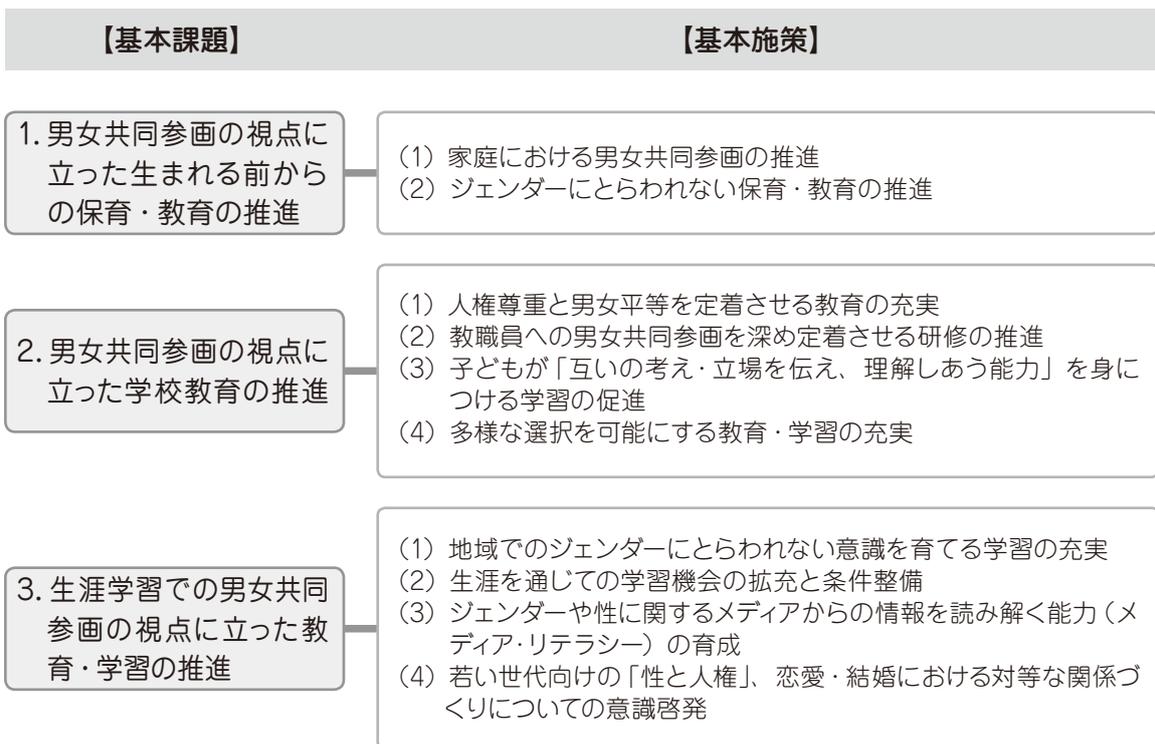
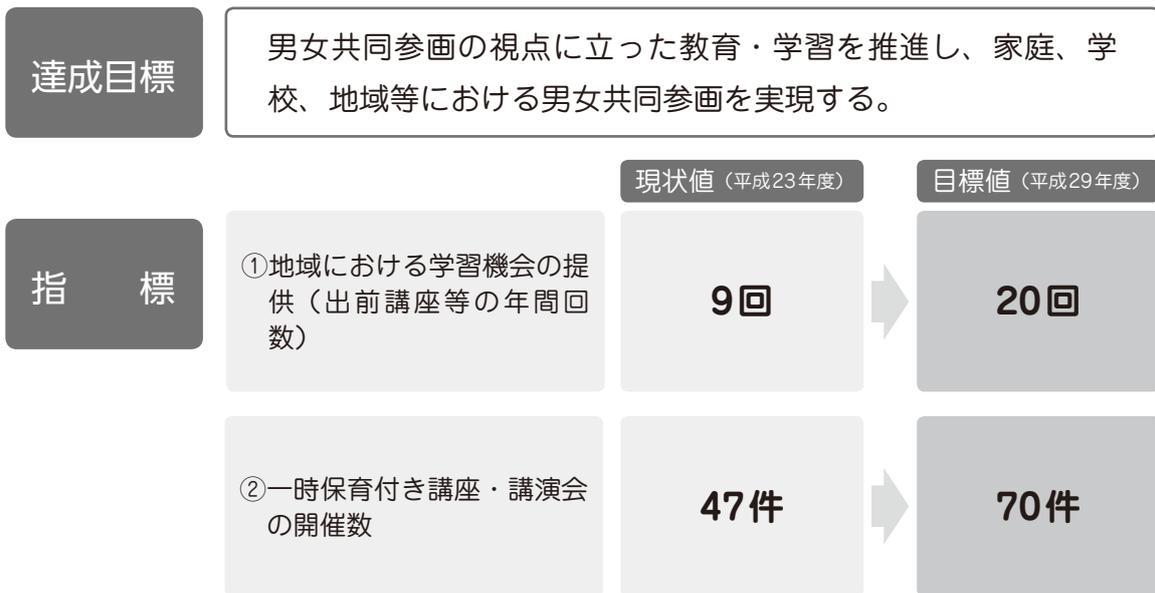
同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	①セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知する。	労働政策課
	②パワーハラスメント ¹³ 等防止のための啓発	研修や講座の開催により、パワーハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発を行う。	男女共同参画推進センター
(4) 児童虐待の防止と対策の強化	①専門的・総合的な相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能を充実させる。	こども支援課
	②児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立	意識啓発等、児童虐待防止のための取り組みを推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させる。	こども支援課
(5) 高齢者への虐待防止	①高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実	高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じ、高齢者保護のための適切な措置を講ずる。また、養護者に対する支援も行う。	長寿・介護保険課
(6) 障害者への虐待防止	①障害者への虐待の防止	障害のある人への虐待防止のため、関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる市障害者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行う。	障害福祉課

¹³パワーハラスメント：

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。(厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」(平成24年1月30日))。

基本目標Ⅱ. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実



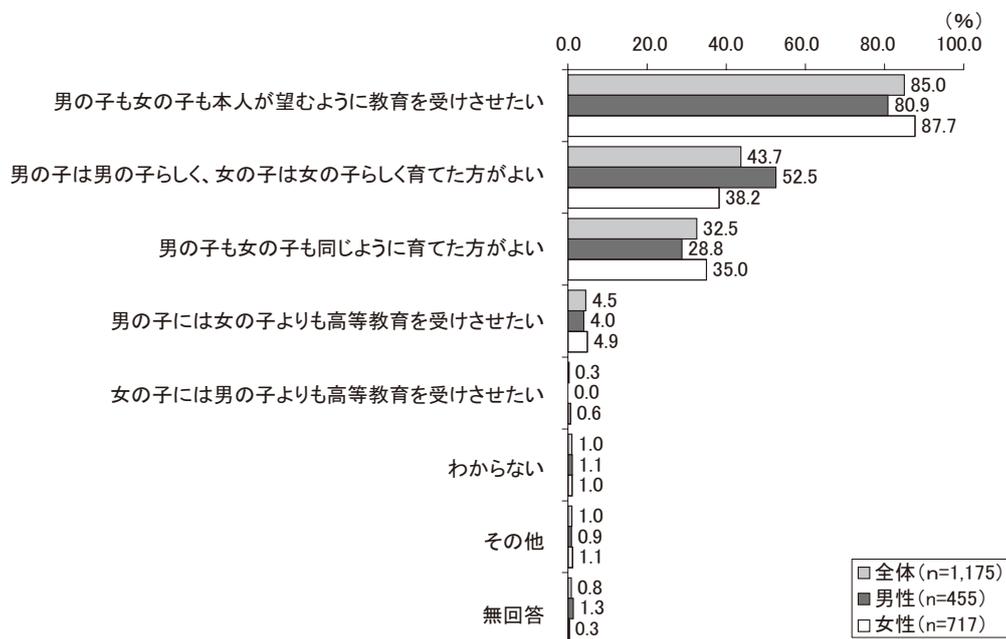
基本課題 1. 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進

● 現状と課題

市民意識調査によると、子どもの教育について、「男の子も女の子も本人が望むように教育を受けさせたい」とする人が8割以上にのぼっています（図表 17）。しかし、全国の男女別の進学率をみると、平成 23 年度の大学（学部）では男子 56.0%、女子 45.8%と男子の方が 10 ポイント以上高くなっています。また、女子は短期大学（本科）へ 10.4%進学しており、大学院も女子は 7.0%と男子（16.4%）の半数に届かず、進学における性差は解消しているとは言いがたい状況です（図表 18）。

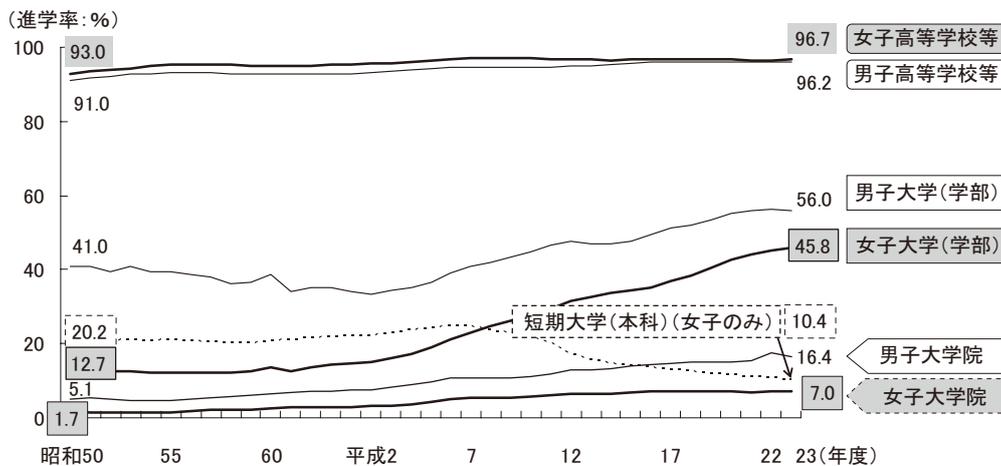
家庭生活では、「男は仕事、女は家庭」、「男の子だから、女の子だから」という、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、こうした大人の考え方が子どもの意識形成に大きく影響を及ぼします。子どもたちの将来が固定化されることなく、また自ら固定化してしまうことがないように、一人ひとりが各々の個性と能力を發揮して成長できるように、子どもが生まれる前から保護者へ男女共同参画に関する学習機会を提供していくとともに、子どもに対しても、幼少期から幅広い分野へ関心を向けられるような教育が必要です。

図表 17 姫路市 子育てについて



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

図表 18 全国 学校種類別進学率の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

注1：高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率（進学者には高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない）。

2：大学（学部）・短期大学（本科）（過年度高卒者等を含む）：大学学部又は短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む）を3年前の中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率（入学者には通信制入学者を含まない）。

3：大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。進学者には大学院の通信制への進学者を含まない。

▶ 施策の方向

乳幼児期における家庭教育や保育所・幼稚園での保育・教育の場面で、一人ひとりの能力や個性が発揮できるよう、ジェンダー問題に敏感な視点を養っていきます。また、子どもが生まれる前からの保護者に向けても意識啓発を行います。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 家庭における男女共同参画の推進	①男女共同参画に関する講座・講演会等の開催（再掲）	男女共同参画社会の実現をめざして、固定的なジェンダーや性別役割分担意識を変えていくため、講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター
	②マタニティサポート教室（ママパパ教室）の開催	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	保健所健康課
	③乳幼児健康診査及び健康相談事業での子育て支援	乳幼児健康診査や健康相談で育児についての男女協働の意義を啓発し、子育てを支援する。	保健所健康課
	④子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	こども政策課 こども支援課 生涯学習課
(2) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	①男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	保育課 学校指導課 人権教育課

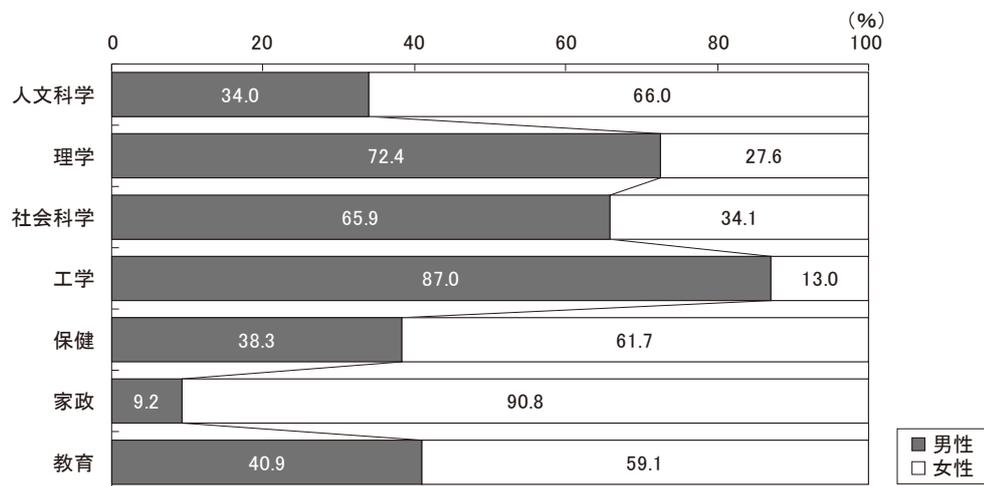
基本課題2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

● 現状と課題

市民意識調査によると「学校教育の場」では、男女の地位が『平等』とする割合が約6割に達していますが（P9 図表8）、進路選択において男女で選ぶ学部・学科に偏りがみられ（図表19）、それが職業の選択に影響を与えている場合があります。教職員が子どもたちに与える影響は大きいため、隠れたカリキュラム¹⁴について絶えず意識する必要があります。さらに、子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育¹⁵を推進しなければなりません。

それぞれの発達段階に応じた、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める必要があります。

図表19 全国 大学の関係学科別入学者割合の男女比



資料：文部科学省「学校基本調査（平成24年度速報）」
 注：入学者数には5月1日現在在籍しない者は含まない

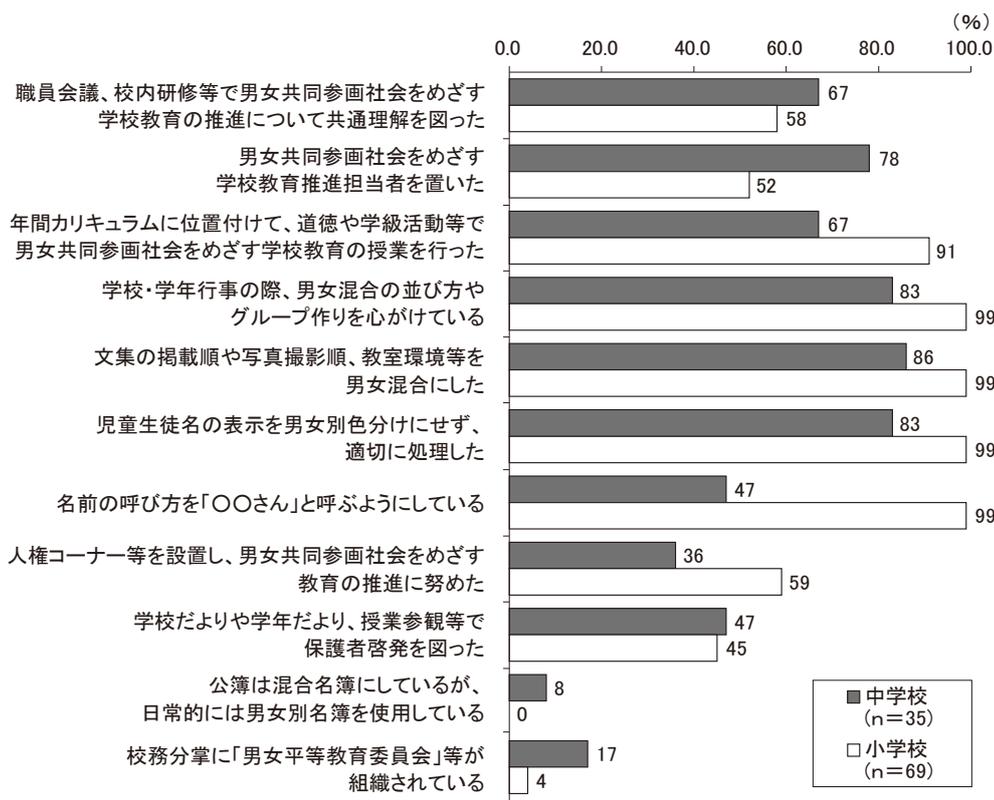
¹⁴隠れたカリキュラム：

ジェンダーや固定的な男女の性別役割意識を学校教育・生活の中で、無意識のうちに子どもたちに伝達していることをいう。

¹⁵キャリア教育：

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日））。

図表 20 姫路市 男女共同参画をめざす学校教育の状況



資料：平成23年度男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査結果【報告】



▶ 施策の方向

学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、隠れたカリキュラムの見直しや教職員の研修により、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進します。

また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	①男女平等教育副読本等の活用	男女平等教育副読本や「デートDV」の冊子等を活用し、道徳の時間をはじめ学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。また、中学・高校生向けの資料作成について検討する。	人権教育課
	②男女平等教育の推進状況調査の実施と啓発	男女平等教育副読本等の使用状況と男女平等教育の推進状況調査を実施する。	人権教育課
	③隠れたカリキュラムの見直し	男女平等の意識づくりを進めていくため、男女混合名簿の導入・活用に努めるとともに、さまざまな学習機会等の均等化を図る。	人権教育課
(2) 教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進	①教職員研修の充実	管理職をはじめ教職員の意識改革を促すとともに、男女平等教育のさらなる充実を図るために、男女平等に関する内容についての研修を行う。	教育支援課
(3) 子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	①コミュニケーション能力の充実と向上	学校の教育活動全体を通じて、互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うための能力を培う。	人権教育課
	②いじめの根絶	いじめを未然に防止するために、他者の考えや気持ちなどを共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成する。	学校指導課 人権教育課
(4) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①個性・能力・資質を尊重した生徒指導、進路指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導を推進する。	学校指導課
	②キャリア教育の充実	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、全教育活動を通じて男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的にキャリア教育を展開する。	学校指導課
	③女子学生・生徒の理工系分野進学促進	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導を充実させる。	学校指導課

基本課題3. 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

● 現状と課題

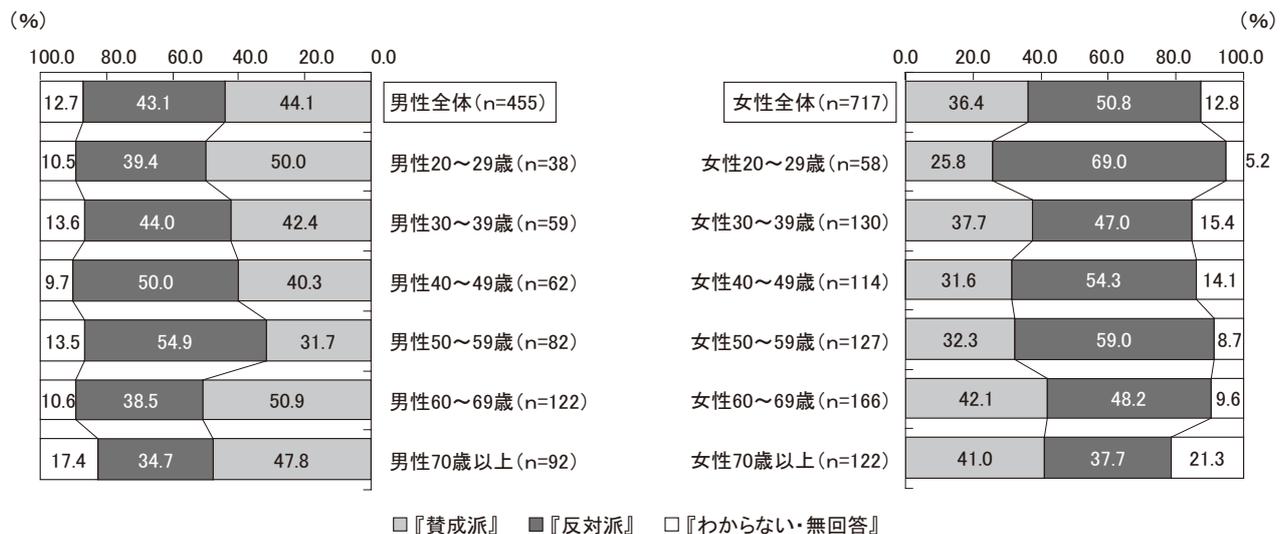
男女共同参画社会の実現のためには、社会全体で男女共同参画に対する理解を深め、各ライフステージにおいて男女が性別に関わらず多様な選択が可能となる環境づくりが必要です。

最近の若い男女は恋愛に興味がない人や結婚に興味がない人が増えてきていると言われていますが、就労や経済的なことも恋愛や結婚をためらう要因となっている現状がうかがえます。

また、若い世代は比較的固定的な性別役割分担意識を持っていないと考えられがちですが、市民意識調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、『反対』と明確に答える20～30歳代の男性は少なく、とりわけ20歳代では女性との大きな差がみられません（図表21）。

次代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、各々の個性と能力を發揮しながら、いきいきと暮らせる社会をめざすためには、将来を見通した自己形成ができるような取り組みを進めることが重要です。社会のさまざまな場への参画や、個人の活動の自由な選択が制限されることがないよう、性別、年齢を問わず、さまざまな人に対して男女共同参画社会についての学習機会を提供していくことが必要です。

図表 21 姫路市 年齢別性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」）



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）
 注：『賛成派』とは「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計
 『反対派』も同様

▶ 施策の方向

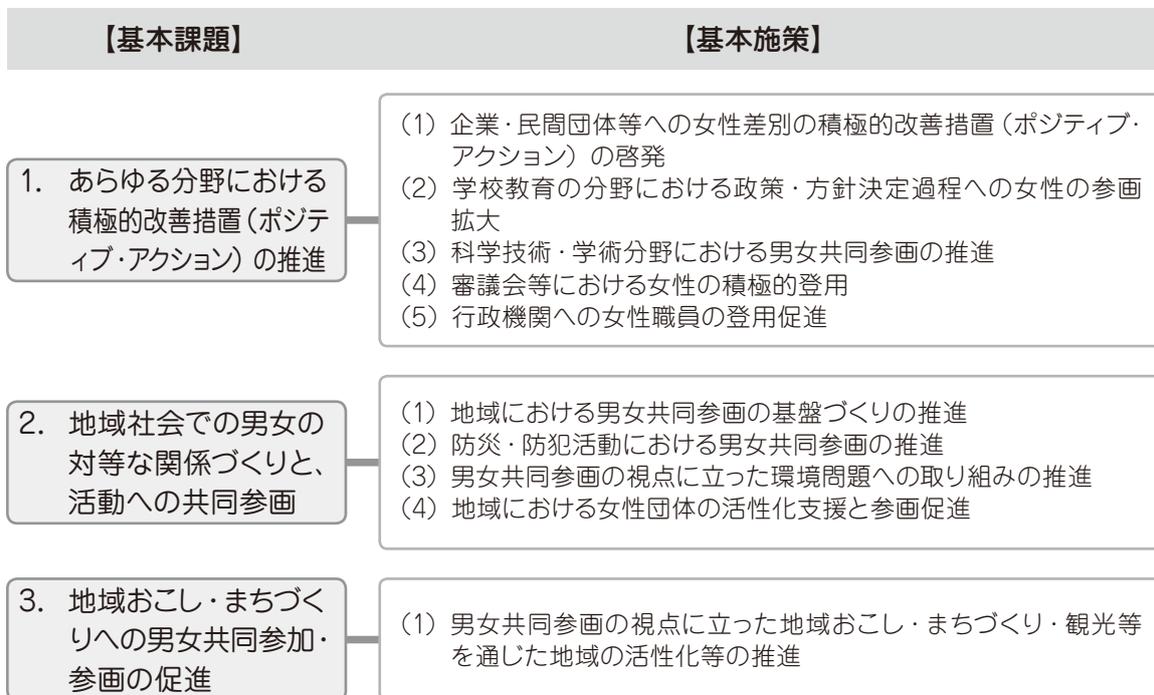
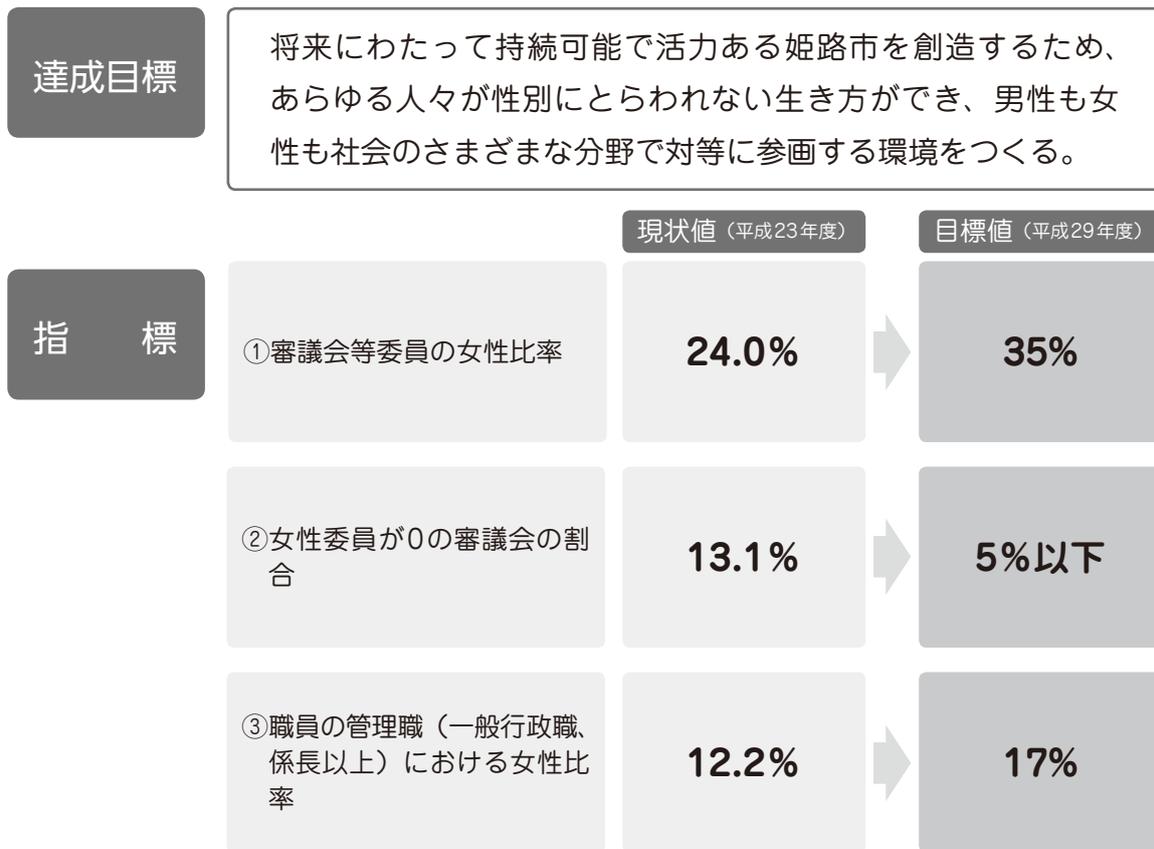
学習活動等のリーダーとなる人材の育成、ジェンダーにとらわれない講座など、誰もがいつでも参加できる教育・学習機会の提供や情報提供を充実するとともに、ジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、発信する能力の向上を図ります。また、若い世代に向けた意識啓発を推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	①ジェンダー問題に関する市民講師の育成	ジェンダーに敏感な視点を持った講師等を養成する講座の開催や、講座修了生の自主グループに対する活動支援により市民講師を育成するとともに、県の市民講師紹介事業と連携し、その活用を図る。	男女共同参画推進センター
	②地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	男女共同参画推進センター 生涯学習課
(2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。	男女共同参画推進センター こども支援課
	②ホームページによる学習情報等の提供	ホームページ等を活用し、さまざまな生涯学習等の情報を提供する。	男女共同参画推進センター 生涯学習課
(3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成	①メディア・リテラシー ¹⁶ を確立するための講座の開催	メディア・リテラシーを確立するための講座を開催する。	男女共同参画推進センター
	②違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。	人権啓発課 人権啓発センター
(4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	①若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代（高校生以上）の関心を引くような講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター 生涯学習課
	②若者向けの啓発資料の作成	若者を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター

¹⁶メディア・リテラシー：

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）

基本目標Ⅲ. 政策・方針決定過程への女性の参画促進



基本課題1. あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

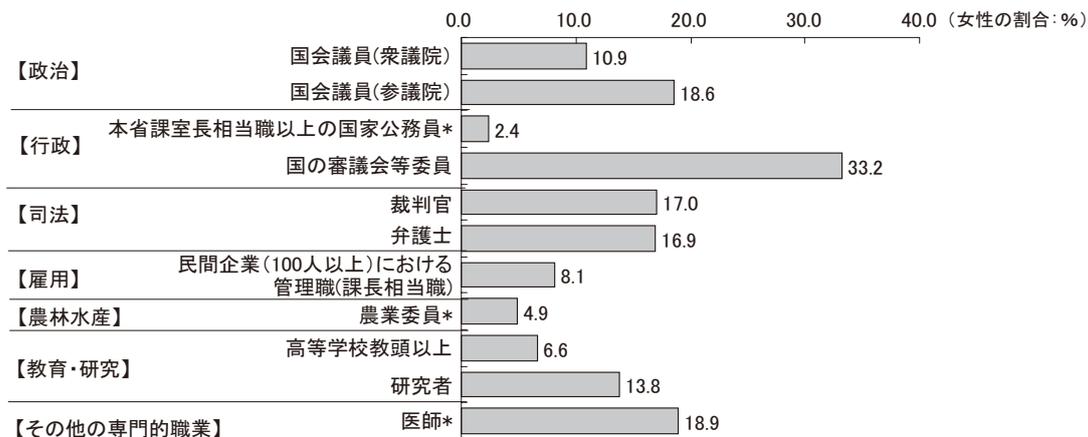
重点

● 現状と課題

活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのためには男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。しかし、現状では政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進まず、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています（図表22）。

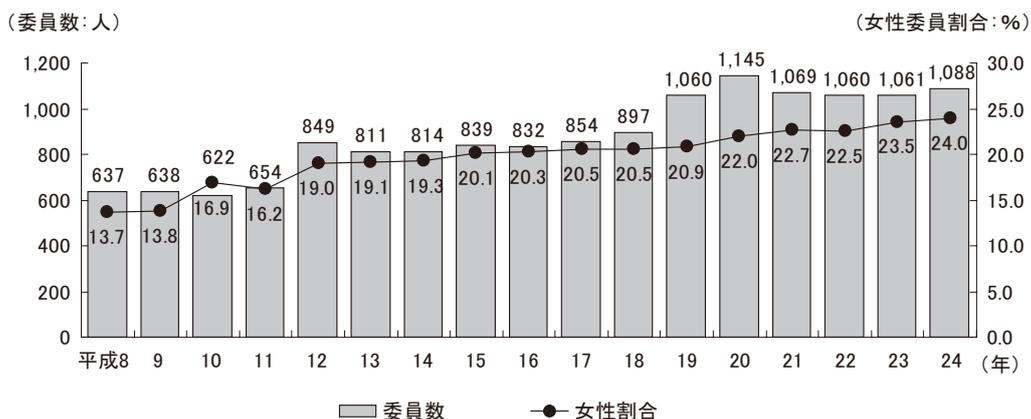
本市では、女性の政策・方針決定過程の場への参画を促進するため、審議会等委員における女性の割合を平成24年度末までに30%にすることを目標値として掲げ、女性委員の積極的な登用に取り組みましたが、平成24年3月末に24.0%で、目標には届いておりません（図表23）。審議会等への女性委員の選任については、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。また、姫路市職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率は、平成24年4月1日で目標値（12%）を超える12.2%となっています。しかし兵庫県（課長相当職以上）と比較すると、その割合は低く、さらなる女性職員の登用に努めていく必要があります（図表24）。

図表22 全国 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合



資料：平成24年版男女共同参画白書「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成24年1月）より一部情報を更新。原則として平成23年のデータ（ただし、*は平成22年のデータ）

図表23 姫路市 審議会等女性委員の割合



注：平成15年までは4月1日現在、平成16年からは3月31日現在
法律、条例で設置する審議会等

図表 24 姫路市・兵庫県 管理職に占める女性の割合

	管理職総数（人）			うち一般行政職		
		うち女性（人）	女性比率（%）	管理職総数（人）	うち女性（人）	女性比率（%）
姫路市	244	10	4.1	200	7	3.5
兵庫県	1,065	67	6.3	904	52	5.8

注：平成24年4月1日現在
 管理職とは本庁の課長及びこれに相当する職以上とする。管理職の対象職種は、一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等である（ただし公立学校の校長・教頭等は除く）。

少子高齢化が進み、労働力不足が見込まれるなか、女性の活躍が大いに期待されており、国ではポジティブ・アクション¹⁷を推進しています。ポジティブ・アクションとは、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、固定的な性別役割分担意識や過去の経緯によって、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようとする自主的かつ積極的な取り組みのことです。ポジティブ・アクションを積極的に実施する行政や企業等は、働きやすく、性別に関わりなく公正に評価される職場として認知され、幅広い高質の労働力を確保することができると言われてしています。さらに、労働意欲や生産性の向上、企業イメージの向上が見込めると期待されています。本市においても庁内をはじめ、地域社会や企業等へ女性の参画・登用を働きかけていく必要があります。

▶ 施策の方向

企業をはじめさまざまな民間組織において、女性差別の積極的改善措置の浸透を支援します。また、学校教育分野、科学技術・学術分野での女性の参画拡大に向けた環境づくりを推進するとともに、市の審議会等方針決定の場への女性の積極的な登用、女性職員の管理職への登用を促進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	①ポジティブ・アクションの認識の徹底	企業や民間団体等、さまざまな組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できるようパンフレット等による意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター
	②あらゆる領域での女性登用の積極的拡大と推進	さまざまな機会を利用しポジティブ・アクションの導入を啓発し、女性の登用と参画を推進する。	男女共同参画推進センター
	③政策決定等に関する学習・研修機会の充実	働く女性も参加しやすい曜日等を考慮し、政策決定能力やリーダーシップなどに関する講座を開催する。	男女共同参画推進センター
	④企業・民間団体を対象にした出前講座の実施	企業・民間団体からの要請に対し、市民講師等を派遣する。	男女共同参画推進センター

¹⁷ ポジティブ・アクション：

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①学校教育分野における女性の参画拡大	総合教育センターでの研修による資質の向上を図る。	教育支援課
(3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進	①女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	女性研究者が活躍できる環境を整備するために、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	男女共同参画推進課
(4) 審議会等における女性の積極的登用	①女性委員比率の目標達成に向けた管理	審議会等における女性委員比率35%の目標値の着実な達成に向けて働きかけを強化する。	男女共同参画推進課
	②各種審議会等における女性の積極的登用の促進	各種審議会等委員への女性の登用促進の方策を検討し、女性委員比率を高めるとともに、女性のいない審議会の解消に努める。また女性の割合が低率にとどまっている要因を検討し、その要因の改善について働きかける。	男女共同参画推進課
	③女性人材情報の充実とロールモデル ¹⁸ の発掘	女性人材リストのデータ更新等を行うとともに、ロールモデルの紹介など情報提供を行う。	男女共同参画推進課
(5) 行政機関への女性職員の登用促進	①女性職員の管理職への登用促進	ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	人事課
	②消防吏員の職域全般への女性職員の配属	消火・救急等の分野へ、能力・適性に応じて女性職員を配属する。	消防局総務課



¹⁸ロールモデル：

ロールは役割、モデルは規範（ひな型）で、行動の規範となる存在、お手本。

基本課題2. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画

重点

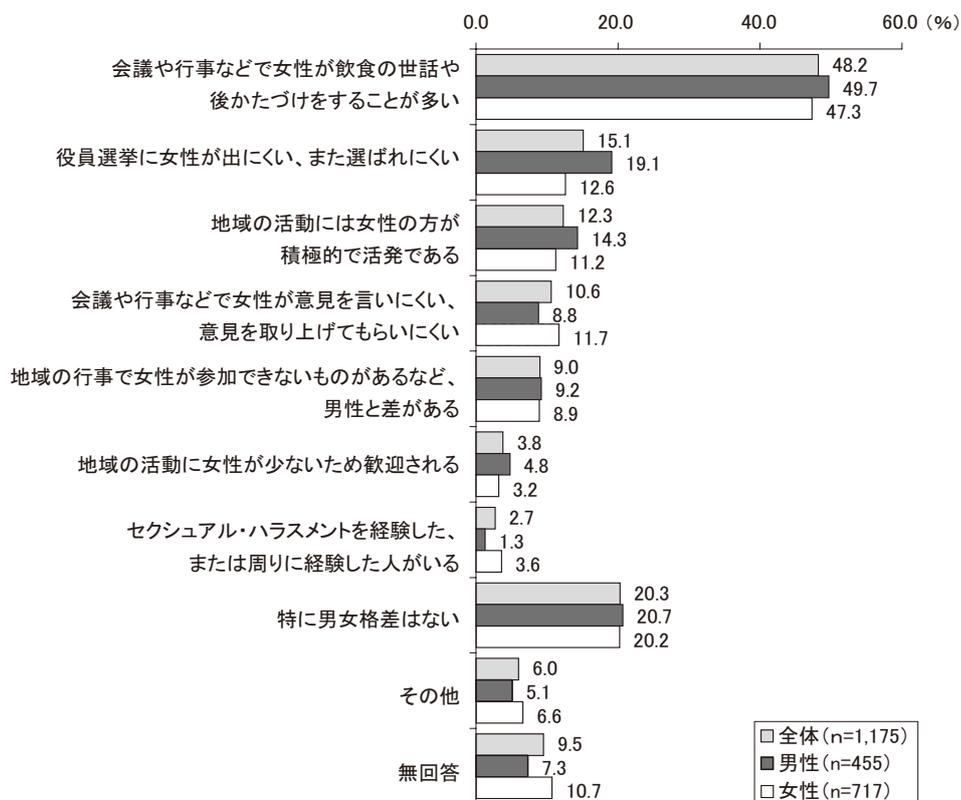
● 現状と課題

地域活動への女性の参加・参画は以前に比べると促進されてきましたが、方針決定の場への女性の参画は、未だ十分とは言い難い状況です。特に地域防災計画等においても女性の視点が非常に重要にも関わらず、女性の非常時等における役割は現在のところ下働きであることが多く、政策・方針決定や計画の策定過程には関わってきませんでした。

平成23年3月11日の東日本大震災において、避難所等における女性の視点の必要性が今まで考えられていた以上に重要であることが明らかとなりました。女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など、女性の視点を取り入れた対応が求められました。一方、地域活動においては、「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」といった現状が市民意識調査からうかがえました(図表25)。

防災・防犯分野での取り組みの推進にあたっては、普段から女性が地域活動に参加・参画していくことが重要であり、今後は各種地域団体の方針決定過程及び地域活動、防災活動等の計画策定過程への女性の参画について啓発していく必要があります。

図表25 姫路市 地域の現状



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

▶ 施策の方向

生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に重点的に取り組みます。さらに、地域団体の方針決定に関わる場への女性の積極的な参画を進めるよう働きかけを行うとともに、地域の女性団体の活性化に向けて支援を行います。

また、防災・防犯、環境分野において、男女共同参画の視点の導入を促進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底できるよう継続的に啓発を行う。	男女共同参画推進課 市民活動推進課 生きがい推進課 生涯学習課
	②地域における学習機会の提供（再掲）	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	男女共同参画推進センター 生涯学習課
	③地域における方針決定過程への女性の参画拡大	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるように、役員への女性の登用などの促進に向けて働きかける。	男女共同参画推進課
	④地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 市民活動推進課 生きがい推進課 生涯学習課
	⑤地域活動における男女共同参画リーダーの育成	男女共同参画リーダー育成のため、市・県・国・その他主催による研修や講座等への参加の機会を提供する。	男女共同参画推進センター
(2) 防災・防犯活動における男女共同参画の推進	①防災分野等における女性の参画促進	防災分野等に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努める。	危機管理室
	②防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練や防災研修等を通じ、日頃からの防災分野における女性の参加者を拡大する。	危機管理室
	③防災の計画段階における男女共同参画の推進	災害対応マニュアルの作成など防災の計画段階における女性の参加促進に努める。	危機管理室
	④女性消防団員の育成指導	消防団年間行事計画に基づいた各種訓練等へ参加するなど、女性消防団員の育成指導を行う。	消防局総務課
(3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	①環境問題についての啓発及び学習機会の拡大	自然環境や生活環境の保全、循環型社会の形成等の環境問題についての認識を深めるための啓発及び学習の機会の拡大を図る。	エコパークあぼし 環境政策室
	②男女による環境問題への取り組みの促進	地域における環境保全に向けた取り組みへの男女の参加を促進する。	美化業務課
(4) 地域における女性団体の活性化支援と参画促進	①地域における女性団体への支援	地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	男女共同参画推進課

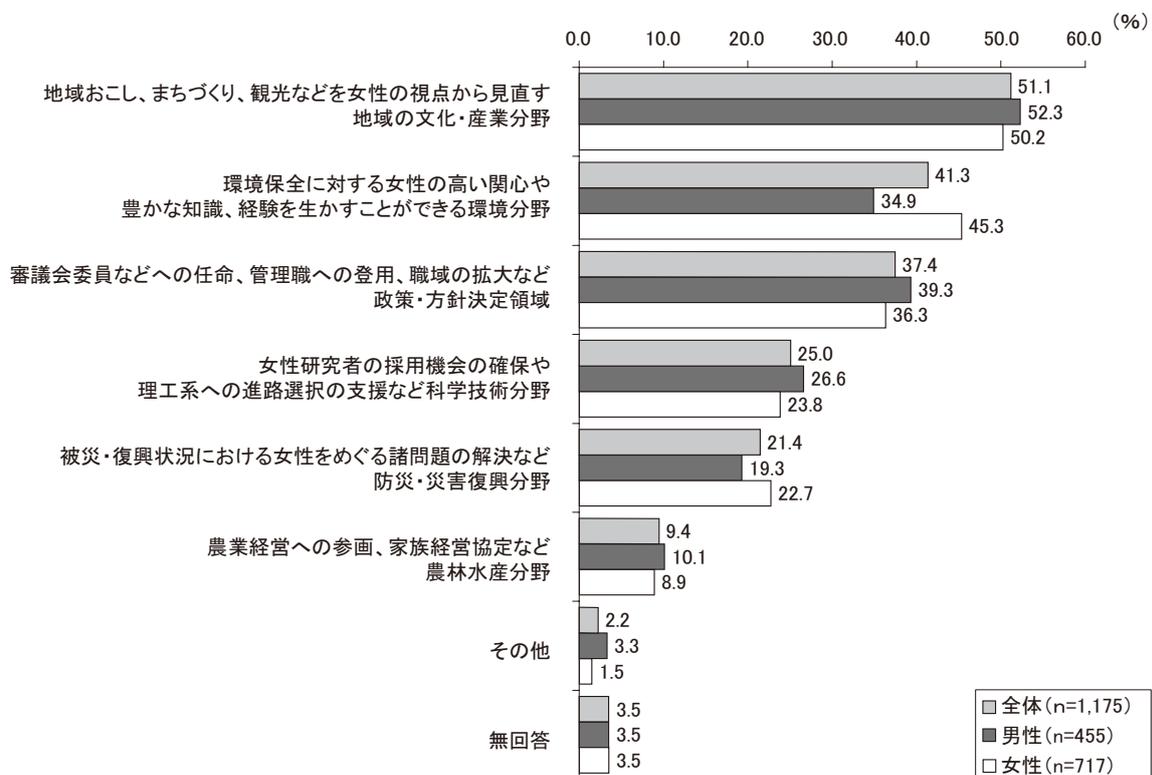
基本課題3. 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

● 現状と課題

地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。男女が共に地域社会の一員として地域の問題に取り組み、住みよいまちづくりを進めていくためには、地域活動やNPO・ボランティア活動に男女が共に積極的に参加できるよう支援していく必要があります。

市民意識調査では、女性の参画が必要な分野・領域として、「地域おこし、まちづくり、観光などを女性の視点から見直す地域の文化・産業分野」が男女ともに5割を超える結果となっています(図表26)。地域おこし、まちづくり、観光等における女性の参画を支援し、地域を活性化させることが期待されています。

図表 26 姫路市 女性の参画が必要な分野・領域



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

▶ 施策の方向

地域おこし・まちづくり・観光等の分野において、男女共同参画の視点を取り入れ、各分野の新たな発展を図り、地域の活性化を推進します。

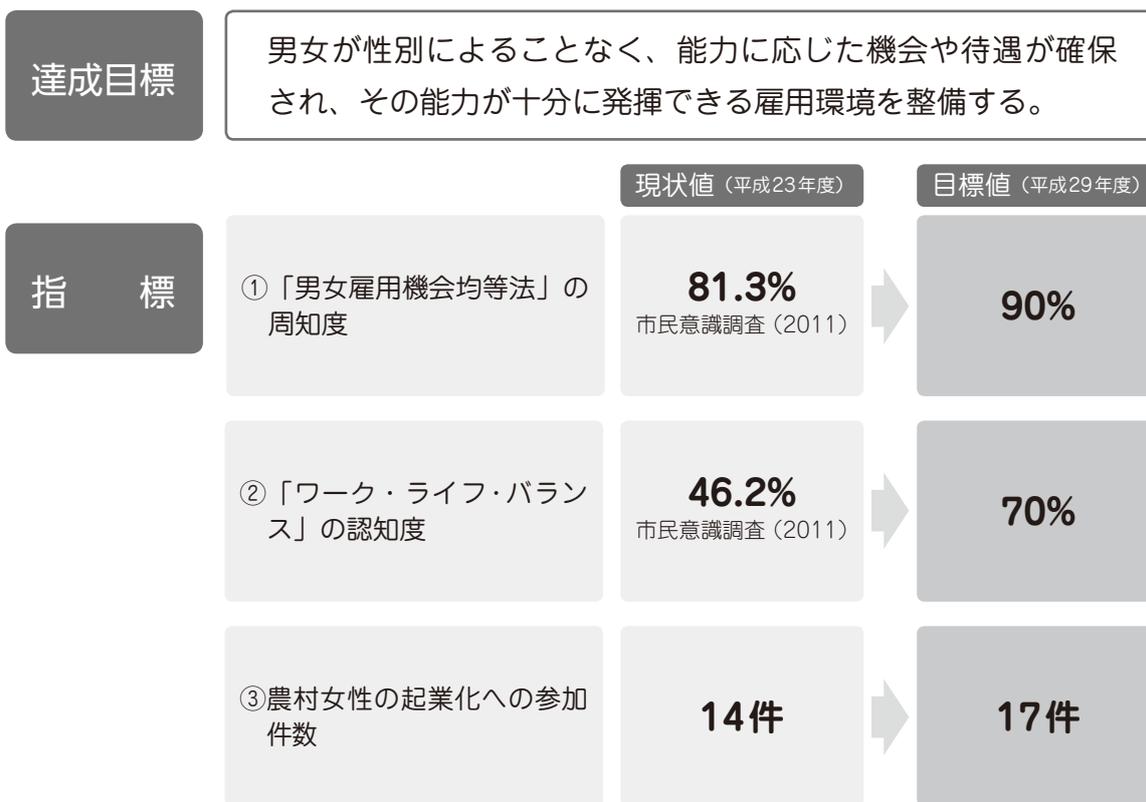
基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	①まちづくりに関する活動をしている女性団体との連携	まちづくりに関する活動を行う団体との連携により、女性のまちづくりへの参画を推進する。	交通計画室
	②観光分野における女性の参画促進	若い世代及び男女共同参画の視点から、観光推進に関する施策の検討・研究を行う。	観光交流推進室
	③男女共同参画の視点に立ったNPO、ボランティア団体等への支援	市民活動に関する情報の収集・発信を行うとともに人材育成・団体運営等に関する講座・研修の実施、団体の設立や運営、活動に関する相談を行う。また団体の連携交流及び協働の推進を図る。	市民活動・ボランティアサポートセンター
	④コミュニティビジネス ¹⁹ における女性の参画支援等による地域活性化	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスの周知・啓発等を行う。	市民活動・ボランティアサポートセンター



¹⁹コミュニティビジネス：

地域の住民が主役となってその地域の資源（人、材料、技術など）を活用しながら、地域の活性化や地域課題の解決のために有償で行う事業。

基本目標Ⅳ．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保



【基本課題】	【基本施策】
1. 労働の場における男女平等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進 (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発 (3) 女性の活躍による経済社会の活性化
2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備 (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備 (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着 (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価 (3) 女性の経営参画の推進

基本課題 1．労働の場における男女平等の徹底

● 現状と課題

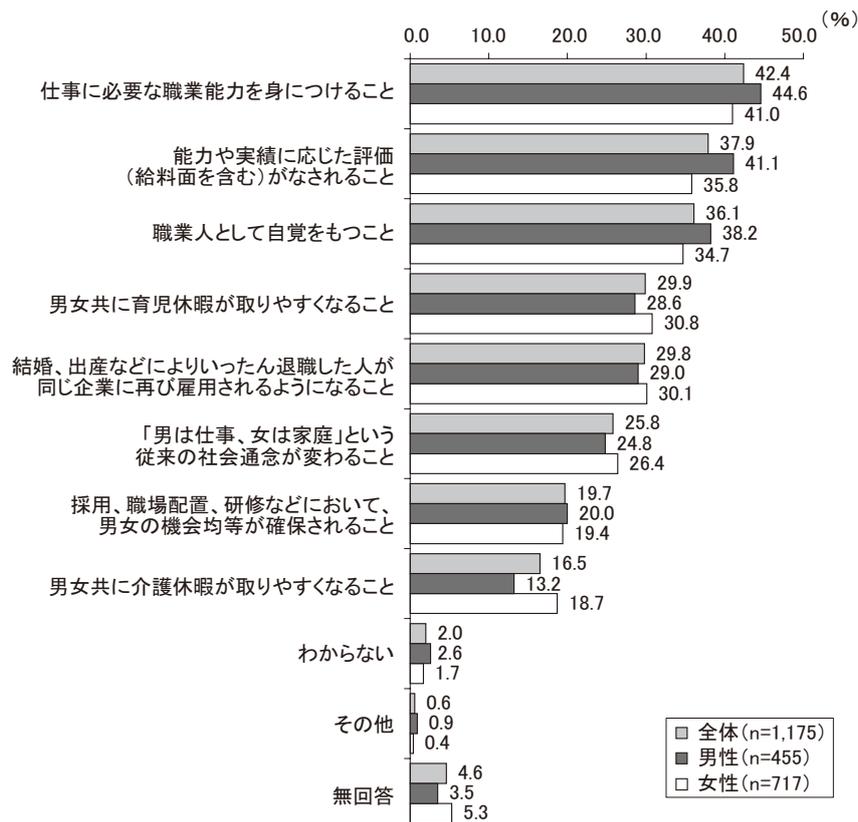
就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも極めて重要です。

雇用の分野においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）等により、男女の雇用機会均等について制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用形態などにおいては依然として男女格差があります。

市民意識調査によると、「職場」では5割を超える人が『男性優遇』と答えており、前回調査（約6割）に比べやや減少したものの、『平等』は2割程度にとどまる結果となっています（P9図表8）。また、現在就労している女性の3割前後は「女性は昇進・昇格が遅い、または望めない」（34.8%）「同期に同年齢で入社した男性との賃金、昇給の差がある」（27.6%）「お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い」（31.2%）と回答しており、前回調査と比較しても大きな変化はみられませんでした。なお、「男女が共に職業人として活躍するために重要なこと」としては、4割近くが「能力や実績に応じた評価（給料面を含む）がなされること」を挙げており、職場における正当な評価が望まれています（図表27）。このほかセクシュアル・ハラスメントについても、特に20歳代女性で経験者（周囲の経験者含む）が多く見受けられたことから、一層の対策が求められています。

「男女雇用機会均等法」の趣旨や内容についての理解を広めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた一層の意識啓発が必要です。また、セクシュアル・ハラスメント等の防止について事業主が対策を講じるようさらなる啓発が求められています。

図表 27 姫路市 男女が共に職業人として活躍するために重要なこと

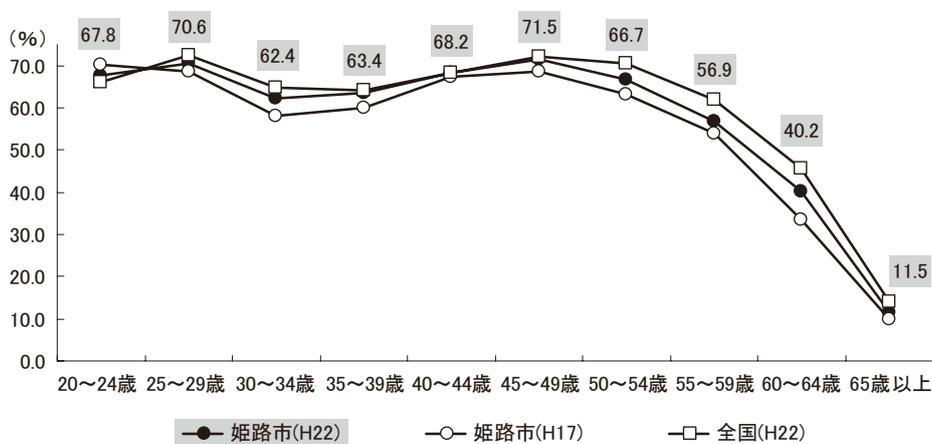


資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

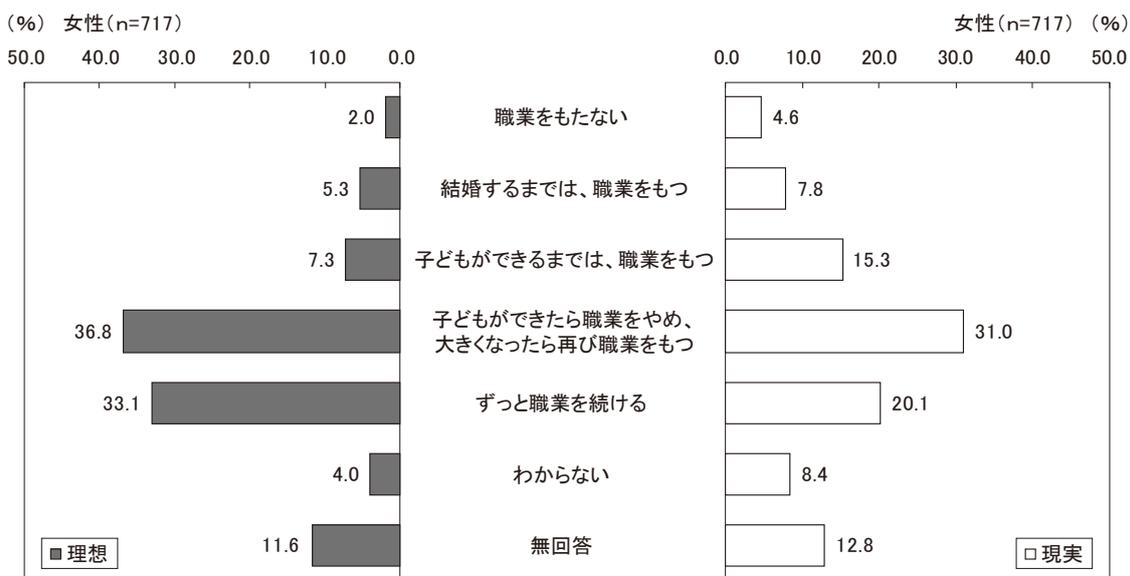
日本の女性の労働力率²⁰は、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代前半から40歳代前半にかけて低下するM字カーブ²¹を描いていますが、子育て期の女性の就業希望率は他の年代に比べて高いといわれ、また女性が子どもを持って働き続けた方がよいとする考え方が男女ともに多くなってきています。さらに人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性が就業継続や再就業を希望する場合には、その希望が実現できる環境整備が必要となっています。

本市においては、平成17年から平成22年の5年間でカーブは浅くなっているものの、依然としてM字カーブを描いています（図表28）。市民意識調査では、女性のライフスタイルとして『職業継続型』（ずっと職業を続ける）を理想とする人が3割を占めているにも関わらず、現実の『職業継続型』はおよそ2割となっています。また、『再就職型』（子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ）も現実が理想をやや下回る結果となっており（図表29）、就業継続や再就職支援等に取り組んでいく必要があります。

図表 28 姫路市・全国 女性の年齢別労働力率



図表 29 姫路市 女性のライフスタイルの理想と現実



²⁰労働力率：
 就業者と完全失業者の合計が15歳以上人口に占める割合。

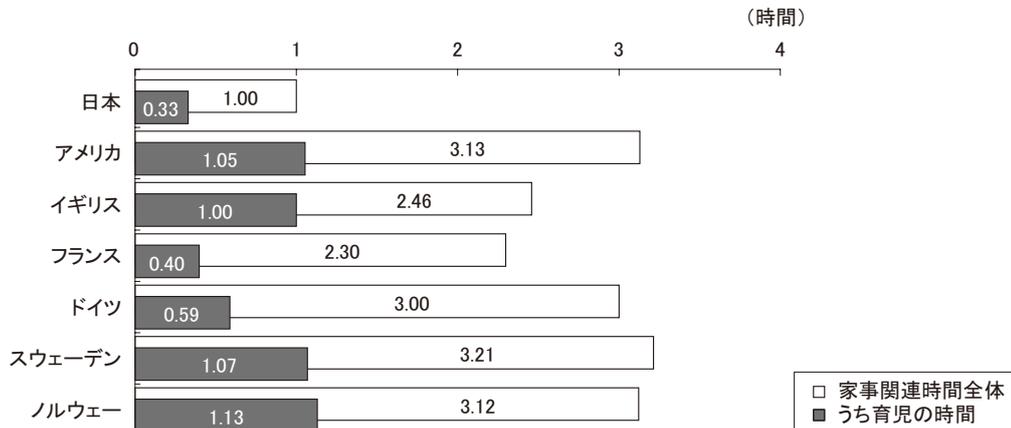
²¹M字カーブ：
 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）

トピックス

育児期にある夫の1日当たりの家事、育児時間の国際比較

日本の男性の家事・育児に費やす時間は、世界的にみても最低の水準です。なお、子どもがいる夫婦の夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高くなっています。

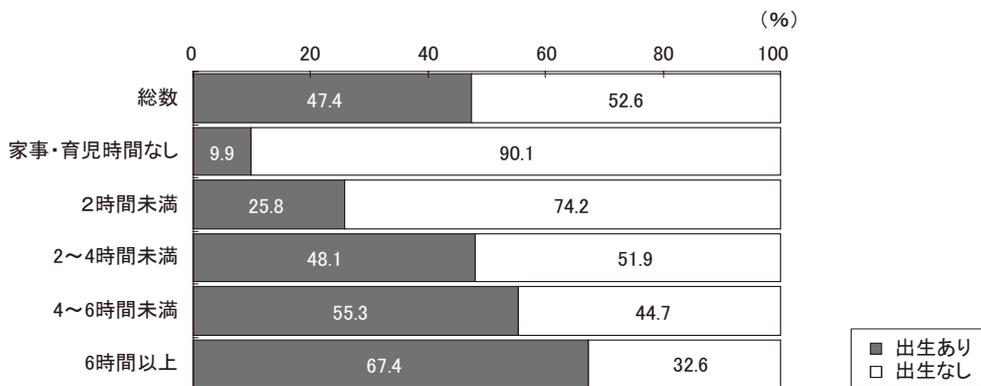
6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）



資料：平成24年版男女共同参画白書 Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) ,Bureau of Labor Statistics of the U.S.“America Time Use Survey Summary” (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

注：日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



資料：男女共同参画局平成24年版「ひとりひとりが幸せな社会のために」(「第9回21世紀成年者縦断調査」より作成)を引用。

注：21世紀成年者縦断調査(厚生労働省)とは、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的に、平成14年を初年として毎年1回実施している調査(直近は平成23年11月第10回調査)。

▶ 施策の方向

「男女雇用機会均等法」、「ILO156号条約²²」（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）など労働と家庭的責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業者が配慮すべき事項について理解を広めていきます。

また、女性自身が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	①男女雇用機会均等法の啓発	男女雇用機会均等法の周知や固定観念の是正に向けた啓発を関係機関と連携して行う。	労働政策課
	②国際人権基準（ILO156号条約等）の啓発	国際人権基準（ILO156号条約等）について内容の普及・浸透を図る。	男女共同参画推進センター
	③同一価値労働、同一価値賃金に向けた均等・均衡待遇の取り組みの推進	労働基準法等の関連法令の周知や取り組みに対する啓発を関係機関と連携して行う。	労働政策課
(2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	①セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発（再掲）	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図る。	労働政策課
	②パワーハラスメント等防止のための啓発（再掲）	研修や講座の開催により、パワーハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発を行う。	男女共同参画推進センター
(3) 女性の活躍による経済社会の活性化	①起業についての情報提供	国・県・市・商工会議所等からの起業関連情報を提供する。	産業振興課
	②女性起業家ネットワークの構築の推進	女性起業家が悩みや情報を共有できる場を設けることでネットワークを構築する。	男女共同参画推進センター
	③職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組むため、各種講座を開催する。	男女共同参画推進センター 労働政策課
	④女子学生の就業支援	インターンシップ（就業体験）や講座などを通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援する。また、企業に対し性別に関わらず公正な募集・採用を行うよう働きかける。	労働政策課
	⑤活躍事例の発信など女性の能力発揮促進のための支援	経済情報誌「ファイル」で女性が活躍している市内企業等を紹介し、啓発に努める。	産業振興課
	⑥女性の再チャレンジ支援	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 労働政策課
	⑦在職中の女性に対する職業訓練など能力開発の支援	職業訓練講座の開催や人材養成講座等の受講に対する補助制度などの支援を行う。	労働政策課
	⑧「M字カーブ問題」の解消に向けた取り組みの推進	労働基準法等の関連法令の周知や取り組みに対する啓発を関係機関と連携して行う。また、職業訓練講座等の事業を通じ、就業率の向上に資する。	労働政策課

²²ILO156号条約：

子供や近親者の面倒を見るために職業生活に支障をきたすような男女の労働者に対して、各種の保護や便宜を提供し、家族的責任と職業的責任とが両立できるようにすることを目的とした条約。（国際労働機関ILO 駐日事務所）

基本課題2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点

● 現状と課題

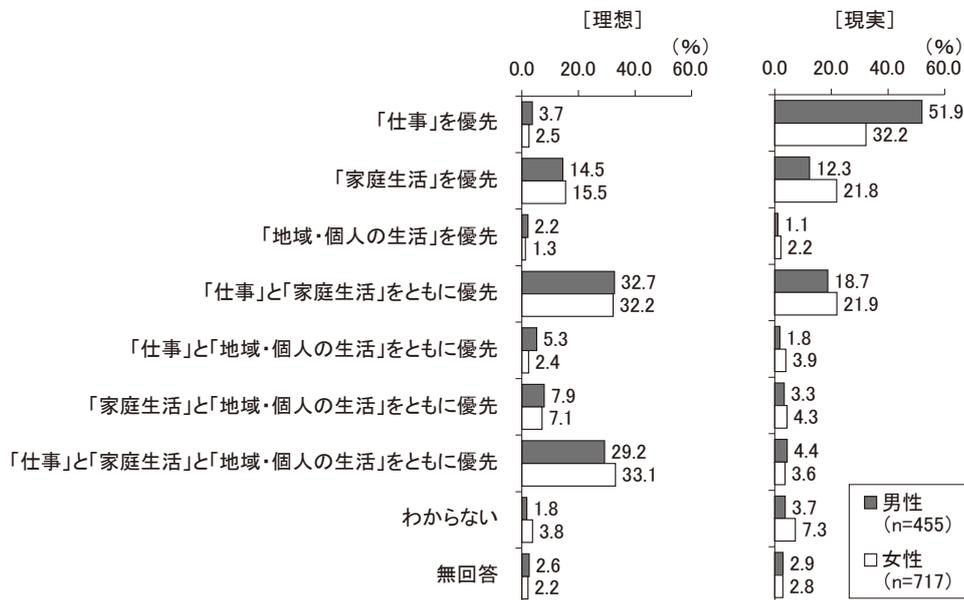
国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、市民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどが、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要で、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

市民意識調査によると、仕事や家庭生活などの優先度では、理想では男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先」や「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」が高くなっていますが、現実では「仕事を優先」が最も高く、特に男性でその傾向が強くなっています（図表30）。

また、社会活動に参加する上で最も支障になることは、「仕事が忙しい」が男性では3割を超え、とりわけ20～30歳代では5～6割台にのびります。

すべての人が仕事と家庭生活や地域活動等に取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進が必要です。

図表30 姫路市 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

▶ 施策の方向

育児休業、介護休業制度の普及定着を推進するとともに、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望するバランスで、選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。

また、多様な働き方、多様な能力発揮の場が可能になる環境づくりを支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	①次世代育成支援対策推進法 ²³ の周知	労働者や事業主に対する情報提供を行い、法令の普及定着に努める。	労働政策課
	②育児休業制度の情報提供	事業主や労働者に育児休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課
	③介護休業制度の情報提供	事業主や労働者に介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課
(2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	男女共同参画推進センター 産業振興課 労働政策課
(3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①労働時間短縮等の普及促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するための情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 労働政策課
	②ポジティブ・アクションの普及促進	男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国の取り組み等についての情報提供を行う。	労働政策課
	③労働条件向上の推進	関係機関と連携し、労働相談業務等を充実する。	労働政策課
	④働く女性のネットワーク拠点の整備	男女共同参画推進センターを異業種・異世代の働く女性の出会いと交流の場とし、ネットワーク化を図る。	男女共同参画推進センター
	⑤職場における母性保護の啓発	男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置や労働基準法における母性保護措置等を啓発する。	労働政策課
	⑥男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所への優遇策の検討	市が行う入札に際し、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する優遇策等を調査・研究する。	男女共同参画推進課 契約課
	⑦若年期における自立支援の充実	わかものジョブセンター、若者サポートステーションなどの若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立とワーク・ライフ・バランスへの転換を支援・促進する。	労働政策課

²³次世代育成支援対策推進法：

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の環境整備を行うことを目的として、国や地方公共団体、企業（事業主）、国民それぞれが担う責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定める法律。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	①ワーカーズ・コレクティブ ²⁴ の育成と支援	市内の生活研究グループや自主的に農産物の販売を手掛けるグループの活動を支援する。	農政総務課
	②パートタイム労働法・労働者派遣法の啓発	パートタイム労働者や派遣労働者の雇用安定と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働法、労働者派遣法を周知する。	労働政策課
	③短時間勤務制度、再雇用制度等の普及・啓発	労働者や事業主に対する情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課

トピックス

くるみんマーク

次世代育成支援対策推進法では、事業主は、従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

また、認定を受けた事業主は、認定マークを商品等につけることができます。

平成24年11月29日現在では、兵庫県で43企業、姫路市で8企業が認定されています。



資料：厚生労働省

²⁴ワーカーズ・コレクティブ：

地域に貢献する事業を、自分たちで出資し平等に運営するという協同組合方式で行っている団体。「ワーカーズコレクティブ」という名称の法人格はない。

基本課題3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

● 現状と課題

あらゆる分野に男女共同参画が必要であることはいうまでもありませんが、農林水産業分野では、女性の働きが大きなウエートを占めているにも関わらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野でもあります。農業委員・農業協同組合などは、女性役員が依然として少ない状況です。

また、農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化²⁵」を推進することが必要であると言われてしています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が、実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

▶ 施策の方向

農林水産業を行う家族員間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を推進するとともに、実態調査を踏まえながら、女性の就業条件の整備等についての啓発を行います。

また、女性の経営参画や意思決定の場への女性の参画に向けた環境づくりを推進します。

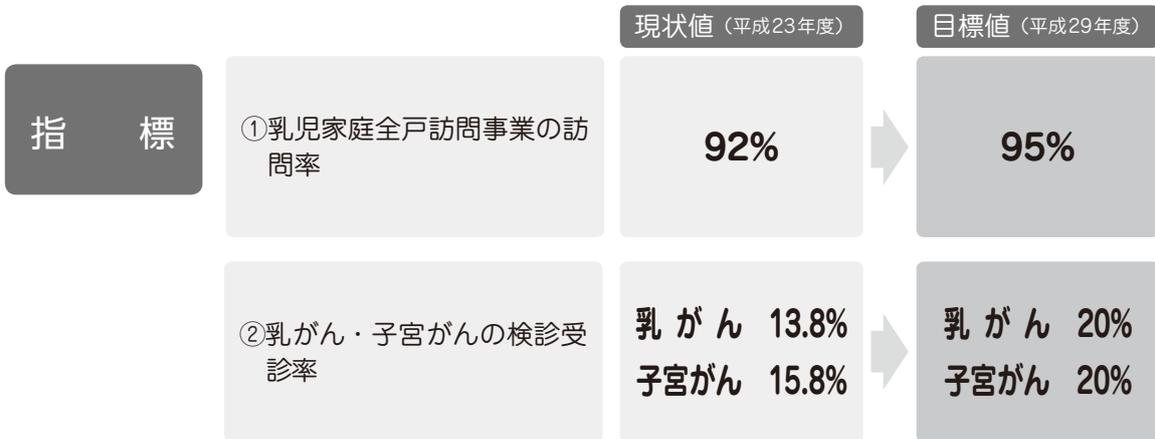
基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着	① 農業者年金の普及啓発	農業者年金制度の見直し等の動向を見ながら、女性の加入について啓発を行う。	農業委員会事務局
(2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	① 家族経営協定の推進	家族経営協定の締結促進による女性の地位向上、役割の明確化を図る。	農業委員会事務局
	② 女性の労働に関する実態調査の実施	農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため実態調査を実施する。	農政総務課 水産漁港課
(3) 女性の経営参画の推進	① 女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	男女共同参画推進センター 農政総務課 産業振興課
	② 中心市街地商店街店舗実態調査の実施	中心市街地商店街店舗の実態調査を通じて、女性経営者の現況を把握する。	産業振興課
	③ 農林水産業関係団体の意思決定の場への女性の参画の推進	農林水産業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進のための働きかけを行う。	農政総務課
	④ 「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進	農商工連携を推進する展示商談会の開催支援(広報PR)、地域の農林漁業者等に対する販路開拓、技術研修会等の開催及び6次産業化の推進に必要な設備整備等の支援を行う。	農政総務課 産業振興課

²⁵6次産業化：

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、6次産業化を推進している。

基本目標V. 生涯を通じた心身の健康づくり

達成目標 妊娠・出産や年齢に関わらず、生涯を通じた健康を実現する。



【基本課題】	【基本施策】
1. 「性と人権」についての意識啓発	(1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進 (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確立 (3) さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供
2. 女性の健康の保持・増進への支援	(1) 母子保健対策の充実 (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実
3. 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 相談機能の充実とネットワークづくり (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

基本課題 1. 「性と人権」についての意識啓発

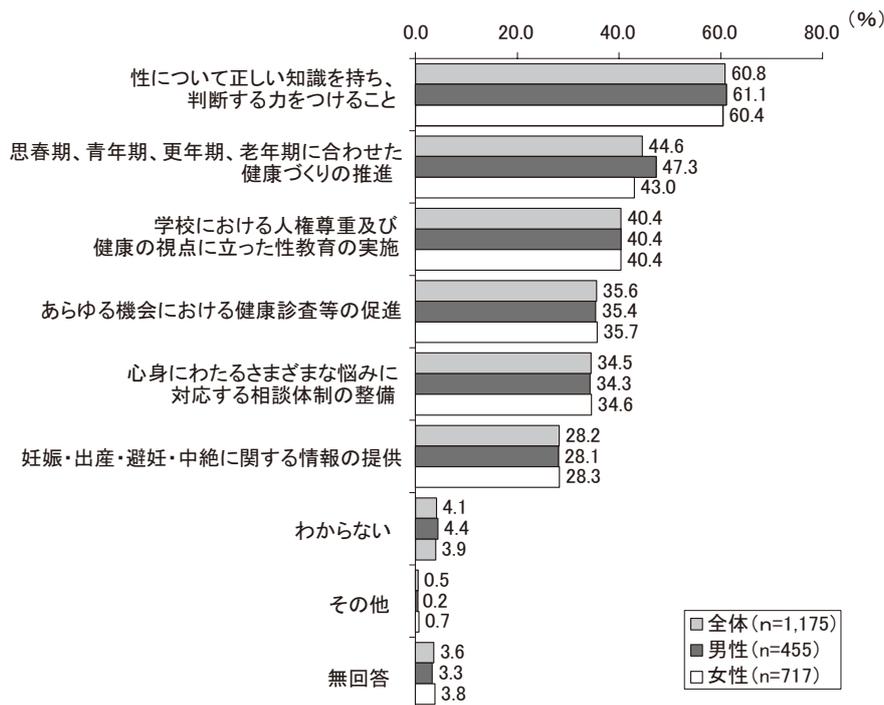
● 現状と課題

女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面します。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

そのためには、発達段階に応じた性に関する正しい知識を身につけ、対等な関係の中で妊娠及び出産についても決定することができるような判断力が求められます。

市民意識調査においても、「男女が心身共に健康であるために必要なこと」に関しては、「性について正しい知識を持ち、判断する力をつけること」が男女共に 6 割を超え、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」は 4 割を超えています（図表 31）。学校等においては心のつながりや命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していくことが大切です。また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²⁶）の考え方について、正しい知識・情報を得るようさらに啓発を強化する必要があります。

図表 31 姫路市 男女が心身共に健康であるために必要なこと



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

²⁶ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）

▶ 施策の方向

発達段階に応じた適切な性教育を行うとともに、若年層も視野に入れて、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の普及を図り、「性と人権」に関する意識を啓発し、デートDV 予防に関する対策も講じていきます。

また、さまざまなメディアによる性や健康に関する情報提供や学習機会を提供するとともに、「性の商品化²⁷」は、女性への蔑視と差別を助長するものであることを啓発します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	①あらゆる機会を通じた「性と人権」に関する意識啓発	パンフレット等の作成や各種講座・講演会の開催を通して、若年層も視野に入れた性と人権に関する意識啓発を行うとともに、デートDVに関する出前講座を実施する。	男女共同参画推進センター
	②学齢に応じた性教育授業の実施	小学校入学以前の幼児期を含めて、各年齢層に応じた内容で性教育を行う。	学事・保健課
	③思春期保健活動の推進	思春期の複雑な問題に対し電話や面接にて相談を受ける。また市内の中学1年生と3年生に対し、思春期出前授業により、命の大切さ、性感染症などの正しい知識を普及し相談先を紹介することでさらなる思春期保健の充実を図る。	保健所健康課
(2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成・配布し、関係機関と連携を図りながら結婚・妊娠・出産などリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に理解を深める。またデートDVなどの出前講座を実施する中で若い世代への意識啓発を図る。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター
	②「性の商品化」の問題性についての啓発	情報誌等への掲載などあらゆる機会を活用し、「性の商品化」の問題性を取り上げ、人権としての性についての啓発を推進する。	男女共同参画推進センター
(3) さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①性や健康に関する情報提供のためのメディアの効果的な活用	広報ひめじと地域メディアを連動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。また産学官民の連携、ネットワークによる広報・啓発活動を検討する。	男女共同参画推進センター 広報課
	②地域の施設を拠点とした性・健康に関する学習機会の提供	市内の大学などにおいてHIV感染症等に関するリーフレットの配布などにより啓発を行う。	保健所予防課

²⁷性の商品化：

主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。

基本課題２．女性の健康の保持・増進への支援

● 現状と課題

妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目ですが、働く女性が増え、婚姻年齢、出産年齢が上昇するなど女性のライフスタイルが多様化しており、安心して子どもを産むことができるよう環境を整えることが大切です。また、身体的変化だけでなく精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的変化に伴い、精神的に不安になるなど心身のバランスを崩しやすくなる更年期などライフステージに応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められています。

近年、増加傾向にある低出生体重児は、成人後に糖尿病や高血圧等の生活習慣病を発症しやすいとされています。低出生体重児増加の要因としては、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されています（健やか親子21 中間報告）。

母性機能を保護するため、その重要性についてさらに意識啓発を進めるとともに、妊婦から乳幼児まで一貫した母子保健サービスの提供を充実していく必要があります。

乳幼児期には誤飲・やけどなど不慮の事故が発生しやすく、また急病時など休日や夜間の診療が増えています。小児救急医療については、体制の充実を図るとともに、保護者の不安を解消するための取り組みも必要です。

▶ 施策の方向

母性機能の重要性を啓発しながら、在住外国人も視野に入れ、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。また、ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、特に支援が必要な思春期保健の充実を図ります。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 母子保健対策の充実	①母性機能の重要性についての意識啓発	次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を担う母性機能が尊重・保護されるよう学習の機会を提供する。	保健所健康課
	②女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するために女性を対象とする健康相談を実施する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課
	③不妊治療への支援	不妊治療の実施医療機関の情報を提供する。また、特定不妊治療費の助成を行う。	保健所健康課
	④母子健康手帳の充実	母子健康手帳交付時にすべての妊婦と保健師が面接することで、よりきめ細かく妊娠早期からの相談支援体制を整備する。	保健所健康課
	⑤在住外国人向け母子保健情報の提供	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」（文化交流課国際室発行）に記載し情報提供する。	保健所健康課
	⑥乳幼児健康診査の充実	すべての健診未受診者に対し文書での再通知に加え訪問等でアプローチすることで未受診者の減少を図る。また、健診回数を増やし全員面接相談を実施し相談支援体制の充実を図る。	保健所健康課

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
	⑦マタニティサポート教室（ママパパ教室）の開催（再掲）	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	保健所健康課
	⑧妊娠・出産等に関する健康支援	母子健康手帳交付時の早期面接から、出産後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業により相談支援体制の充実を図る。母子健康手帳交付時に、マタニティマークグッズを配布する。	保健所健康課
	⑨小児救急医療体制の確保	休日や夜間の初期救急診療を担う、休日・夜間急病センターの診察体制の確保に努める。また、子どもの急病時の救急医療電話相談を実施する。	保健福祉推進室
(2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	①女性の心とからだについての理解の促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、女性、男性共に理解を深められる内容のパンフレット等を作成したり、関係部署と共同して講座・講演会の開催を検討する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課
	②思春期保健活動の推進（再掲）	思春期の複雑な問題に対し電話や面接にて相談を受ける。また市内の中学1年生と3年生に対し、思春期出前授業により、命の大切さ、性感染症などの正しい知識を普及し相談先を紹介することでさらなる思春期保健の充実を図る。	保健所健康課



基本課題3. 生涯を通じた男女の健康支援

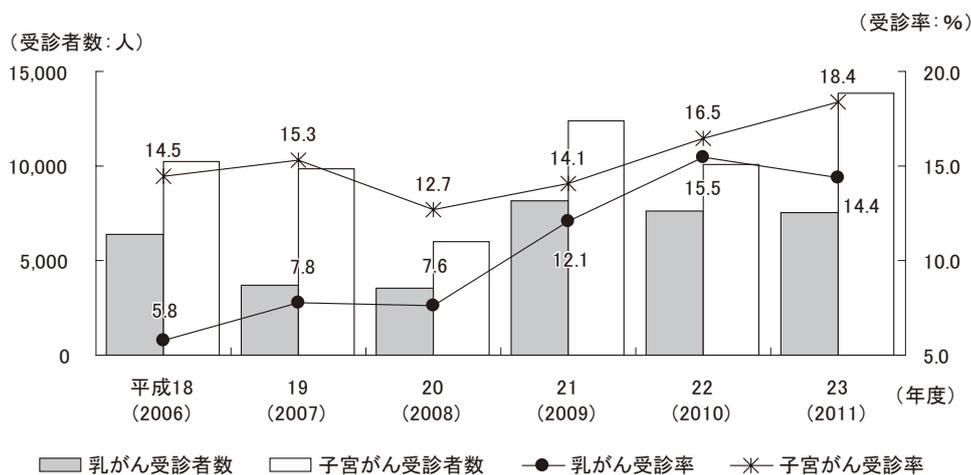
● 現状と課題

国の平均寿命は飛躍的な伸びをみせ、世界有数の長寿社会を実現しました。その一方で、少子高齢化の急速な進展や時間に追われるライフスタイルなどを背景に、不規則な食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が増加しており、壮年期死亡（働き盛りの若い世代の死亡～「早世」）や寝たきり・認知症の増加など、人々の「健康でありたい」という願いを阻む問題が山積しています。

近年の健康づくりはヘルスプロモーション²⁸という新しい考え方に基づいており、従来の「自分の健康は自分でつくる」という個人的努力に加えて、個人的努力を支援（サポート）する関係団体や行政が一体となって、「日常生活の中に健康づくりが組み込まれた環境をつくる」という社会的システムづくりを行うことになっています。国では「新健康フロンティア戦略」（平成19年4月策定）を定め、「女性の健康力」を柱のひとつに位置付け、毎年3月1日～8日を「女性の健康週間」とし、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。

乳がんにかかる女性は年々増加しており、死亡数も増加の一途で、平成23年には12,731人のぼります（人口動態統計）。一方、子宮がんや乳がんの検診受診率は低く（図表32）、子宮がんは低年齢化が問題となっています。また、若年層の人工妊娠中絶や性感染症なども、女性の健康と権利を脅かす大きな問題です。女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められ、健康に関する理解と受診に向けた一層の取り組みが必要です。

図表 32 姫路市 乳がん・子宮がん検診受診率の推移



資料：受診者数（姫路市保健所「保健衛生年報」）
 受診率（兵庫県疾病対策課及び国立がんセンター）
 注：乳がん検診は40歳以上女性、子宮がん検診は20歳以上女性

²⁸ヘルスプロモーション：

「人々の健康を保持・増進するためには、個人の努力だけではなく、あらゆる分野の政策に健康という視点を取り入れること、健康を支える環境を整備すること、健康政策の意思決定に住民が参画することなどが必要である。」という考え方で、世界保健機関（WHO）が1986年のオタワ憲章において提唱している健康戦略。

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性のさまざまな健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。

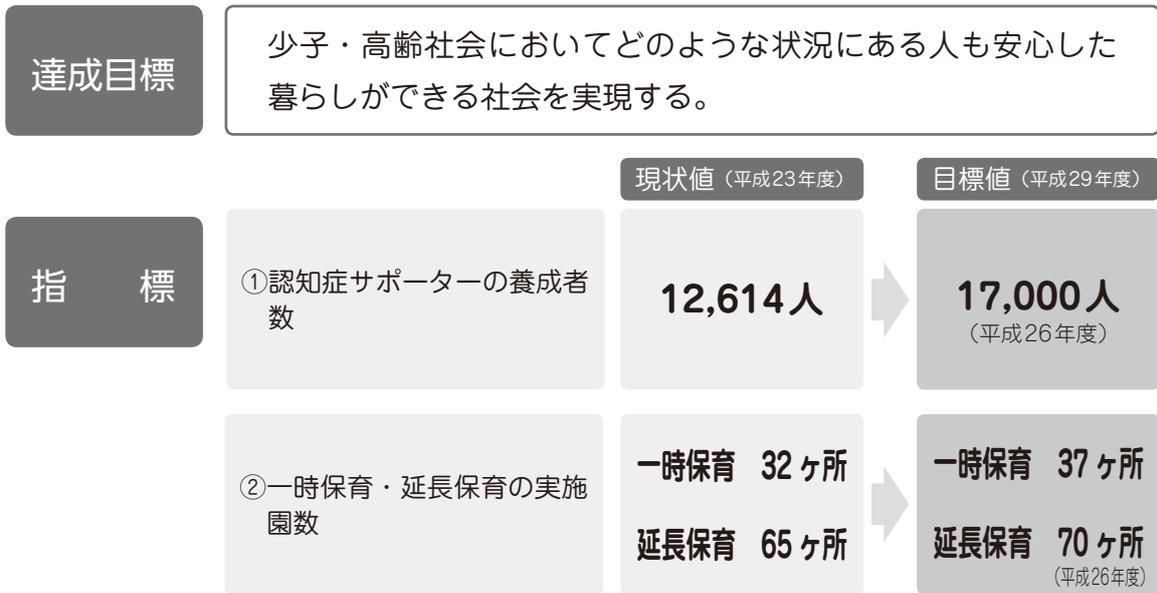
生涯にわたる心身の健康の保持のために、各種検診や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組む必要があります。また、スポーツ活動への参加を奨励するなど健康づくりへの支援も大切です。

▶ 施策の方向

女性の身体と心の健康に対応した多様な相談体制を築いていくとともに、男性の相談にも応じられる体制づくりに取り組んでいきます。また、女性特有の疾病予防に力を注ぎながら、誰もが身近な地域でスポーツや健康増進活動に取り組めるよう支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 相談機能の充実とネットワークづくり	①男女共同参画推進センターの相談機能の充実	女性に関するさまざまな問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向けて市内外の関係諸機関との連携強化を図る。また、男性相談の実施を検討する。	男女共同参画推進センター
	②男女の心身の健康相談の充実	男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	保健所予防課 保健所健康課
(2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実	①女性特有の疾病に関する検診についての啓発活動の推進	子宮がん、乳がんなど女性特有の疾病に関する検診受診率の向上を図るとともに思春期出前授業等により若い年齢からの健康教育等による普及啓発を行う。	保健所健康課
	②生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供	性別や年齢に関わらず、また就業状況、子育ての状況に関わらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供する。	スポーツ振興課
	③骨粗しょう症の予防対策の充実	骨量測定の検診等、骨粗しょう症の予防対策により健康の保持増進を図る。	保健所健康課
	④女性医師配置の医療機関の情報提供	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 保健所健康課
	⑤女性参画による医療体制の充実	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における医師を確保するとともに、女性医師の定着化を促進する。	保健福祉推進室

基本目標Ⅵ. 少子・高齢社会における福祉の充実



【基本課題】	【基本施策】
1. 人にやさしいまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進
2. 介護の社会化のための環境整備	(1) 地域ぐるみの介護支援 (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備 (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上
3. 総合的な子育て環境づくり	(1) 地域ぐるみの子育て支援 (2) 多様な保育サービスの提供 (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進
4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 1. 人にやさしいまちづくりの推進

● 現状と課題

国では、障害の有無や年齢など個人の属性や置かれた状況に関わらず、一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができる共生社会の実現に向けて、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱～国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して～」を平成 17 年に策定しています。その後、すべての生活者・利用者の視点に立ち、妊婦、子ども及び子ども連れの人なども対象としたほか、公共交通機関、建築物の整備等のハード面に加え、運営に従事する職員の対応や利用に関する分かりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みを進めています。

本市では、平成 4 年に「姫路市高齢者及び障害者等まちづくり整備に関する要綱」を制定し福祉のまちづくりを推進していましたが、平成 5 年、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」が施行されたことを受け、県条例に基づく、高齢者、障害者、妊婦、子ども連れ、外国人などすべての人にやさしいまちづくりを進めています。平成 23 年 3 月には、旅客施設や道路などのバリアフリー化のための具体的な施策を明らかにした、「姫路市バリアフリー基本構想」を策定しました。今後、この構想に基づき、基本理念である「だれもが安全で安心して快適に移動できる共生のまちづくり」の実現に向け、だれにとっても住みやすいまちづくりをめざしていくことが必要です。

▶ 施策の方向

妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が、安心かつ快適に暮らせるようユニバーサルデザイン²⁹の視点に立ったまちづくりを推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	①歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が、「まち」に出て暮らしを広げていけるよう、歩道の整備を行う。	道路整備改善課 道路建設課
	②公共交通機関のバリアフリー化	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が公共交通機関を容易に利用できるよう、ノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化を促進する。	保健福祉推進室

²⁹ユニバーサルデザイン：

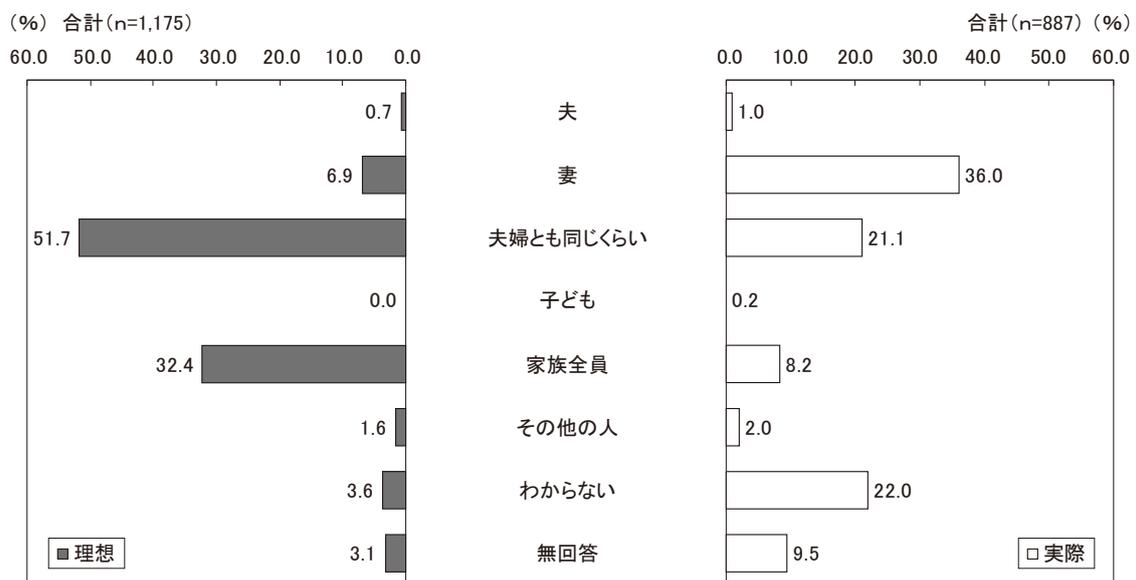
「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」の2つを組み合わせた言葉であり、はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いに関わらず、すべての人にとって、安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のことをいう。

基本課題2. 介護の社会化のための環境整備

● 現状と課題

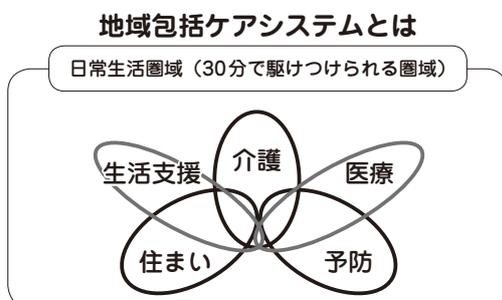
市民意識調査において、「男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと」で最も多いのが、「高齢者や障害者に対する介護サービスを充実させ介護の社会化をはかるとともに、男女が共に介護に関わるための基盤づくり」となっています（P11 図表 11）。しかし、同調査で家庭内の看護・介護の分担状況をみると、理想では「夫婦とも同じくらい」が半数を超えるのに対し、実際では2割程度に留まり、主として「妻」が担っていることが分かりました（図表 33）。男女がともに介護に関わりやすい社会の仕組みの構築と介護における意識改革をさらに進めることが急務です。

図表 33 姫路市 家庭内の看護・介護の分担（理想と実際）



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年に制定され、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が示されました。



- ①医療との連携強化（24時間対応、訪問看護や訪問リハの充実、介護職員の医療行為など）
- ②介護サービスの充実強化（介護拠点となる入所施設の緊急整備、在宅サービスの充実）
- ③予防の推進（介護予防等の推進）
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

本市の高齢者実態意向調査（平成22年度）において、要介護認定・要支援認定を受けている高齢者に、必要な取り組みについて尋ねたところ、「地域に密着した保健・医療・福祉のサービス提供体制づくり」（37.7%）が最も多く、「特別養護老人ホームなどの大規模な施設の整備」（35.9%）が続きました。高齢者の人権を尊重した介護体制の確立を図るとともに、男女が共に介護を担いながら、社会全体で支えていくための環境整備に取り組むことが必要です。

▶ 施策の方向

介護予防や包括的支援事業を推進するとともに、介護が必要となった場合でも、住み慣れたところで自立した生活を営むことができるよう、質の高い多様な介護サービスと合わせ、住民相互の支え合いによる地域ぐるみの介護支援に取り組んでいきます。

また、男性が介護に参画するよう、意識の啓発や介護能力の開発・向上を支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 地域ぐるみの介護支援	①ホームページへの介護情報掲載	ホームページに地域の介護情報等を掲載し、介護に対する理解を深めるとともに、地域介護を支援する。	長寿・介護保険課
	②男女で支え合う育児・介護情報の提供	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取り組みとなるような情報を発信していく。	男女共同参画推進センター
	③障害者在宅福祉サービスの推進	ホームヘルパーの派遣や短期入所等の活用により、在宅生活を支援するとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	障害福祉課
	④福祉ボランティアの育成	社会福祉協議会の活動支援を通じて、高齢者支援を担うボランティアの育成を推進する。	福祉総務課
	⑤高齢者を地域で支えるサポーターの育成	認知症への普及啓発の促進のため認知症サポーターと、地域で高齢者支援を担うあんしんサポーターを育成し、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	長寿・介護保険課
	⑥包括的支援事業の実施	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者を支援するために介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を行う。	長寿・介護保険課
	⑦介護予防事業の実施	高齢者が介護の必要な状態となることを予防するための教室の開催や、高齢者やその家族に対する介護予防に関する知識・意識の普及啓発などを行う。	長寿・介護保険課 保健所健康課

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	①自立支援ホームヘルプサービスの推進	在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。	長寿・介護保険課
	②生きがいデイサービス事業の推進	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービスを行うことにより、自立生活の助長を図るとともに、生きがいを促進する。	長寿・介護保険課
	③老人福祉施設の整備推進	増加する介護保険施設サービスのニーズに対応するとともに、在宅福祉サービス提供の拠点として老人福祉施設の整備を推進する。	長寿・介護保険課
	④地域密着型サービスの基盤の計画的な整備	認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所を計画的に整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援する。	長寿・介護保険課
(3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	①男性対象の啓発講座の開催（再掲）	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	男女共同参画推進センター
	②男性対象の実践的講座の開催（再掲）	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課
	③男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成（再掲）	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター

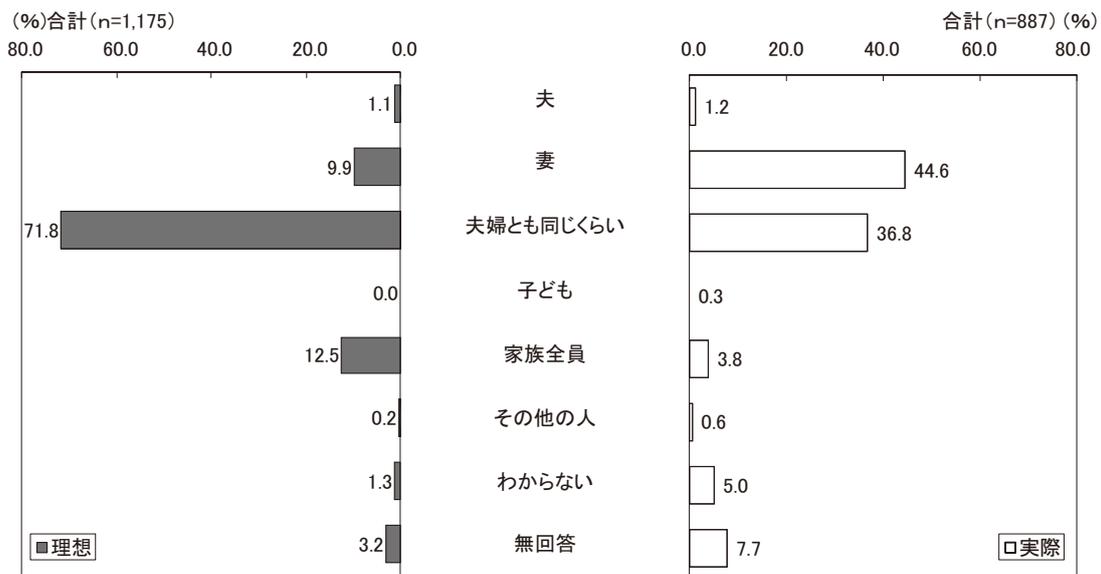


基本課題3. 総合的な子育て環境づくり

● 現状と課題

市民意識調査において、「男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと」で3番目に多いのが「男女が共に子育てに関わる取り組みや、地域ぐるみで子育てを支援する施策を充実させる」です（P11 図表11）。しかし、同調査で育児・しつけの現状を聞いたところ、「夫婦とも同じくらい」は36.8%と「妻」の44.6%を下回りました（図表34）。男女で育児を共有する環境づくりをより一層進める必要があります。

図表 34 姫路市 家庭内の育児・しつけの分担（理想と実際）



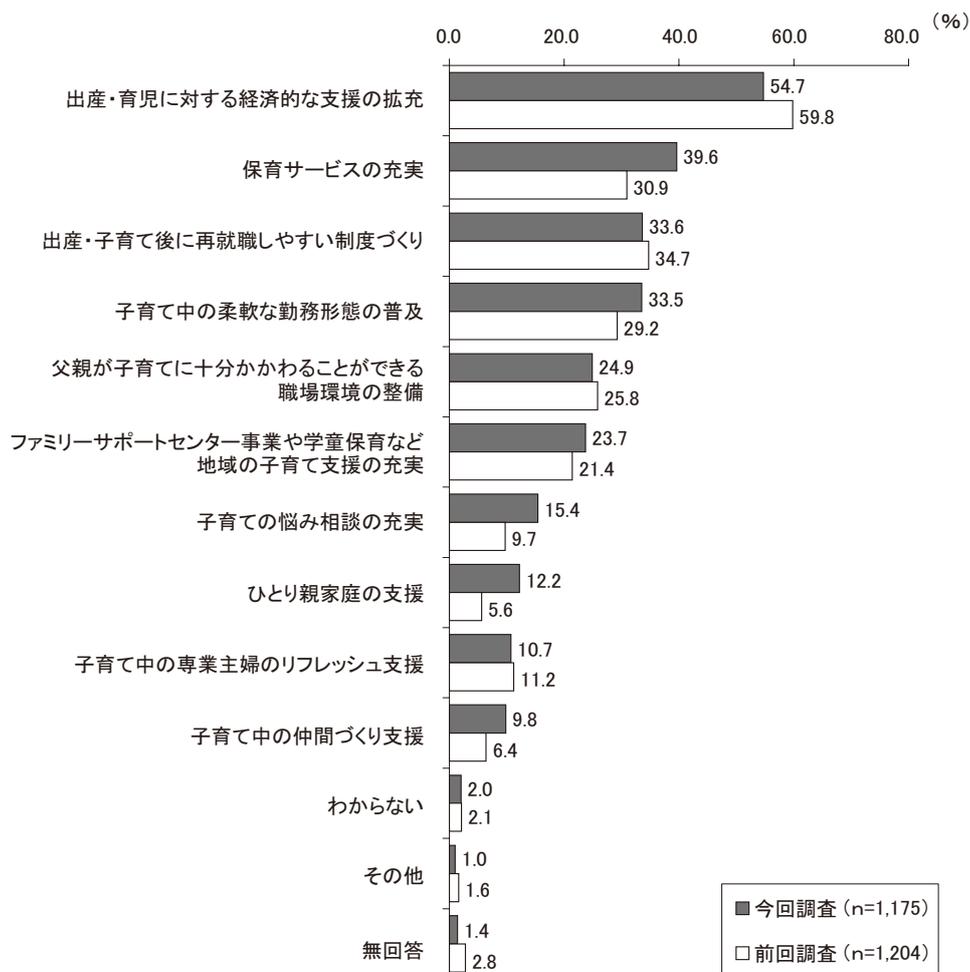
資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2011）

また、安心して子どもを生き育てるために必要なこととして、「出産・育児に関する経済的な支援の拡充」が最も多く、「保育サービスの充実」が続きましたが、前回調査と比べると「出産・育児に関する経済的な支援の拡充」は59.8%から54.7%へと減少したものの、「保育サービスの充実」は30.9%から39.6%と大きく増加しました（図表35）。

本市では、国の子ども・子育てに関する新システムが円滑に導入できるように準備を進めており、幼児期の学校教育・保育が質量ともに確保され、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることが期待されます。

多様なライフスタイルに対応した保育サービスの提供、子育ての孤立化や不安の解消を図るための支援体制の充実、さらには、男女が共に子育てを担えるよう、男性への意識啓発とスキルアップが必要です。

図表 35 姫路市 安心して子どもを生み育てるために必要なこと



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

▶ 施策の方向

地域ぐるみで、さまざまな状況にある「親」と「子」の子育てを支援できる仕組みをつくります。また、子育ての交流の場を設け、互いの知識・経験や悩みを共有し、子育ての孤立化を防ぐとともに、親と子のニーズに適した多様な保育サービスの提供を行い、子育てを社会的に支援する施策の充実に努めます。

加えて、男性の子育てへの参画を促進するよう支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 地域ぐるみの子育て支援	①ホームページへの子育て情報掲載	子育てをする人が望む情報を一括し提供できるホームページにより、常に広く新しい子育て情報を提供する。	こども支援課 保健所健康課
	②男女で支え合う育児・介護情報の提供(再掲)	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取り組みとなるような情報を発信していく。	男女共同参画推進センター
	③地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	こども政策課 こども支援課 保育課

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
	④地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等観に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	こども支援課 保育課 保健所健康課 育成支援課
	⑤地域活動クラブの支援	宿泊型児童館「星の子館」や各児童センターを拠点に活動する、地域の母親たちによる地域活動クラブの活動を支援する。	こども政策課
	⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	全小学校での実施をめざし、留守家庭児童を対象に、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図る。	こども政策課
	⑦すこやかセンター（子育て支援施設）の事業の推進	子育て支援施設として、子育て情報相談センター・ファミリーサポートセンター等の事業を推進し、地域での子育て支援の充実を図る。	こども支援課
(2) 多様な保育サービスの提供	①延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育及び休日保育の充実	通常の保育以外に求められている多様な保育サービス（延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育、休日保育）をさらに充実させる。	保育課
	②障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の推進	通所を基本とし、未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供する（児童発達支援）。幼稚園、大学を除き、就学している障害のある児童に、学校終了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供などを行う（放課後等デイサービス）。	障害福祉課
	③保育の質を高めるための研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育に携わる職員に対して研修を実施し、意識啓発をする。	保健福祉推進室 保育課
(3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	①男性対象の啓発講座の開催（再掲）	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	男女共同参画推進センター
	②男性対象の実践的講座の開催（再掲）	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課
	③男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成（再掲）	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター
	④マタニティサポート教室（ママパパ教室）の開催（再掲）	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	保健所健康課
	⑤児童センター事業の充実	宿泊型児童館「星の子館」や各児童センターにおいて、乳幼児と男性（父や祖父）を対象とした子育て支援や情報交換の場を提供する。	こども政策課

基本課題4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

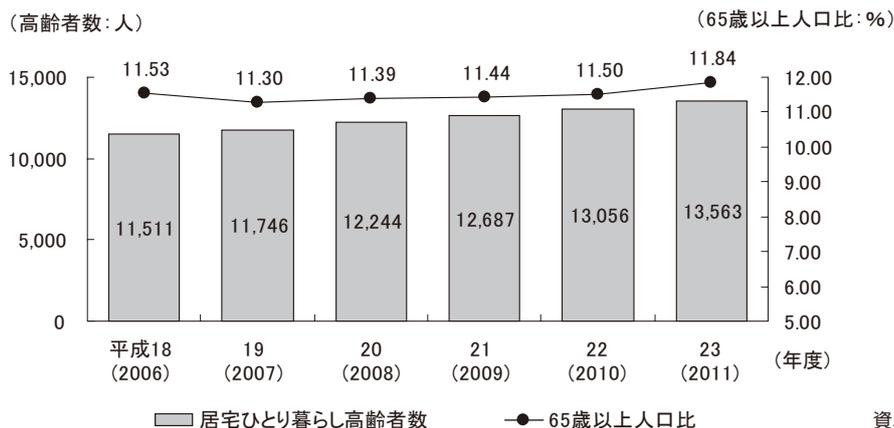
● 現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっていますが、殆どの年齢層で男性に比べて女性の方が経済的に厳しい人が多いと言われています。

平成22年の国勢調査によると、「ひとり暮らしの65歳以上人口」は479万1千人で、65歳以上人口の16.4%にあたり、65歳以上男性で10人に1人、女性で5人に1人がひとり暮らしとなっています。本市においても、ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者が増加していますが（図表36）、特に母子世帯では経済的に困難な家庭が多くなっています。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、生活や介護問題など高齢期の問題は女性の方が影響を受けやすい状況にあります。高齢期の経済状況は、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方などライフスタイルの影響が大きく、未婚者や離別女性は経済状況が厳しいと考えられます。ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者や障害者等の生活が安定するよう支援が必要です。

図表36 姫路市 ひとり暮らし高齢者の推移



資料：姫路市の保健福祉

要介護者や障害者など災害時の避難に支援が必要な人が増加しており、地域の防災体制の整備が急務となっています。防災の共助機能を担う災害時要援護者支援対策においても、災害に対して地域で日頃から備えておくことが重要であり、平常時からの要援護者の把握とともに見守りの体制づくりが求められています。

▶ 施策の方向

ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者や障害者などで支援が必要な人が、安心して市民生活が営めるよう支援します。また、さまざまな家庭の形があることへの理解が進むよう啓発を行います。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭等への経済的支援の推進	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等でその児童を養育する人に経済的支援を行う。	子ども支援課
	②母子生活支援施設への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が監護する児童の福祉に欠けるとき、母子生活支援施設において保護するとともに、自立に向けた支援を行う。	子ども支援課

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
	③ひとり親家庭等相談活動の充実	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じて、その自立に必要な指導を行い、ひとり親家庭等の福祉増進に努める。	こども支援課
	④日常生活支援事業の充実	日常生活を営むのに支障がある母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し必要な生活援助や子育て支援を行う。	こども支援課
	⑤母子福祉団体の育成・指導	母子家庭及び寡婦家庭の自立更生を援助する母子福祉団体（婦人共励会）を育成するための指導・助成を充実する。	こども支援課
	⑥ひとり親家庭に対する就業の援助	児童扶養手当の受給者のうち、就労していない母親及び父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。	こども支援課
(2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	①どのような状況の人でも自分らしく暮らせるための講座等の開催	どのような状況であっても、自分らしく安心した生活が送れるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	男女共同参画推進センター 生きがい推進課
	②高齢者等が安心していきいきと暮らせる環境の整備	ひとり暮らしや閉じこもりがちの高齢者などが地域で気軽に立ち寄れる場所の運営についての支援を行う。	生きがい推進課
	③ひとり暮らし高齢者等の福祉の充実	支援が必要なひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯に対し、在宅生活を支援する各種サービスや生活支援ハウスなど高齢者向け施設・住宅サービスを提供する。	長寿・介護保険課
	④相談支援窓口（福祉相談コーナー）の充実	福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先がわからない場合などに、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整を行う。	福祉総務課
	⑤障害者相談支援体制の充実	障害者が抱える問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うため、ケアマネジメント体制の確立や関係機関との連携強化などを行うことで障害者の相談支援体制を充実させる。	障害福祉課
	⑥障害者への就労支援	職業自立センターひめじを中心とした関係機関による就労支援ネットワークを築き、職業相談、就労の場の確保と安定した職業生活に向けての支援を日常生活を含めて積極的に推進する。	障害福祉課
	⑦さまざまな家庭のあり方についての啓発	さまざまな家庭のあり方についての理解を深めるため、講座などを通して啓発を行う。	男女共同参画推進センター 人権啓発課
	⑧災害時要援護者の支援	災害時に最も被害を受けやすい高齢者や障害者等の災害時要援護者の把握や、その効果的な避難支援体制を整備するために、各地域において、災害時要援護者地域支援協議会を設立し、災害時要援護者台帳の整備を行いながら、日頃からの見守りと災害時の支援を行う。	保健福祉推進室



5. 推進体制

推進体制の整備

達成目標	男女共同参画の施策を総合的、計画的に推進する。		
指 標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
	①男性職員の育児休業取得率	0.9%	3%
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上のお暇の取得率	16.2%	35%
	③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度	17.9% <small>市民意識調査(2011)</small>	60%

【基本課題】	【基本施策】
1. 庁内推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実 (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの構築 (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり (4) 男女共同参画率先行動計画の見直し
2. 条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例の制定 (2) 条例についての広報活動
3. 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化 (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営 (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化
4. 市民・企業・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化 (2) 「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営 (3) 国・県等との連携 (4) 近隣市町等とのネットワークづくり

基本課題 1. 庁内推進体制の強化

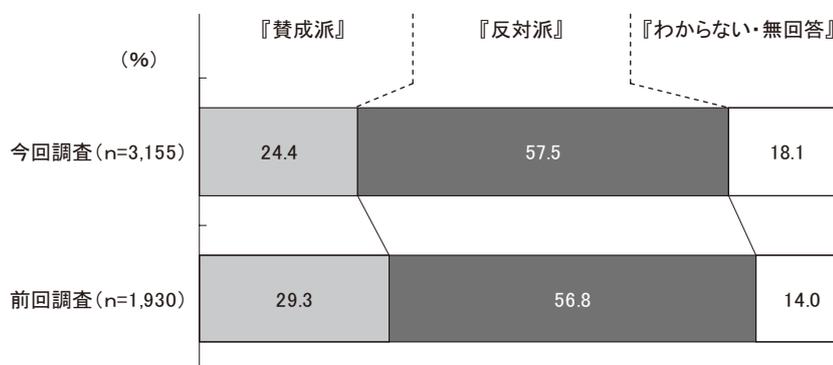
● 現状と課題

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に及ぶため、全庁的な問題としてとらえる必要があり、男女共同参画の視点に立った職場づくりや市政の推進をめざし、庁内体制の強化が必要です。

姫路市「男女共同参画に関する職員意識調査」(2011)では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に賛成する職員は前回調査を下回ったものの未だ2割を超えています(図表 37)。

市民が男女共同参画について認識を深めるためには、職員がまず率先して男女共同参画の視点を持ち、市の施策はもちろん、家庭や地域など仕事以外のあらゆる場面で考え、行動することが重要です。

図表 37 姫路市 市職員の性別役割分担意識



資料：今回調査は姫路市「男女共同参画に関する職員意識調査」(2011)
前回調査は姫路市「男女共同参画に関する職員意識調査」(2005)
注：『賛成派』とは「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計
『反対派』も同様

男女共同参画プランの推進について、広く意見を求めるため、「男女共同参画プラン推進懇話会」が開催されています。これにより市民意見を踏まえた施策・事業の評価、男女共同参画に関する重要課題についての調査・研究など、計画のフォローアップ機能を高めています。

プランの評価については、これまで施策担当課による自己評価、「男女共同参画プラン推進本部」による評価を行ってきましたが、より分かりやすい評価方法について検討していく必要があります。

▶ 施策の方向

すべての職員が男女共同参画の意義を理解し、それが業務の遂行に生かされるよう職員の意識づくりを強化していくとともに、男女が働きやすい職場づくりにも計画的に取り組みます。また、庁内組織の充実・強化を図りながら、指標や目標値の設定、その成果と課題の公表、分かりやすい評価システムの構築などプランの着実な推進をめざします。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	①「男女共同参画プラン推進本部」の充実	副市長を本部長とし、全局長等で構成する「男女共同参画プラン推進本部」を運営し、庁内における横断的な調整を行う。また、職場における男女共同参画を推進するための男女共同参画プラン推進員の活動を充実させる。	男女共同参画推進課
(2) 男女共同参画の視点からの評価システムの構築	①男女共同参画施策に関する評価システムの構築	市民参画も視野に入れ、プランの推進状況を客観的に把握、検証するための指標や目標値を設定し、その結果を積極的に公開するなど、より分かりやすい評価システムを構築する。	男女共同参画推進課
(3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①職員研修による啓発の推進	男女共同参画の視点を取り入れた講演会等を実施し、男女共同参画社会の啓発を推進する。また、プランについて職員に対する周知と意識啓発を目的とした研修を、男女共同参画プラン推進員対象に行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	男女共同参画推進課 研修厚生センター
	②職員の意識づくりの推進	職員の学習プログラムを開発するなど、業務推進時に男女共同参画の視点の導入促進に努めるとともに、庁内ネットワークで職員が学習できるよう、より分かりやすく充実した情報発信を行う。また、各職場において男女共同参画についての議題を朝礼や課内会議に取り入れ、積極的な意見交換を行い職員の意識の高揚に努める。	男女共同参画推進課
	③男女共同参画に関する職員意識調査の実施	男女共同参画に関する職員の意識及び実態を把握するため、意識調査を実施する。	男女共同参画推進課
	④男女が働きやすい職場づくりの推進	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの確保に努める。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進する。	人事課
(4) 男女共同参画率先行動計画の見直し	①新たな姫路市職員男女共同参画率先行動計画の策定	新たな姫路市職員男女共同参画率先行動計画を策定し、男女がともに活躍できる職場づくりに取り組み、さらなる職員への周知、意識づくりのための庁内報の活用などを検討する。	男女共同参画推進課

基本課題2. 条例の制定

● 現状と課題

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画プランを策定し施策を進めています。本市における男女共同参画をより一層積極的に展開するため、男女共同参画に関する基本的な考え方、役割等を定めた条例を制定することが必要です。

▶ 施策の方向

市の基本的な考え方を明らかにするとともに、男女共同参画施策の推進について必要な事項を定めた条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を進めていきます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 条例の制定	①条例についての検討・制定	基本的な考え方、盛り込むべき事項等について広く意見を聴きながら検討し、条例を制定する。	男女共同参画推進課
(2) 条例についての広報活動	①条例についての広報活動	条例についての理解を得るため、さまざまな機会を活用して広報活動を推進する。	男女共同参画推進課



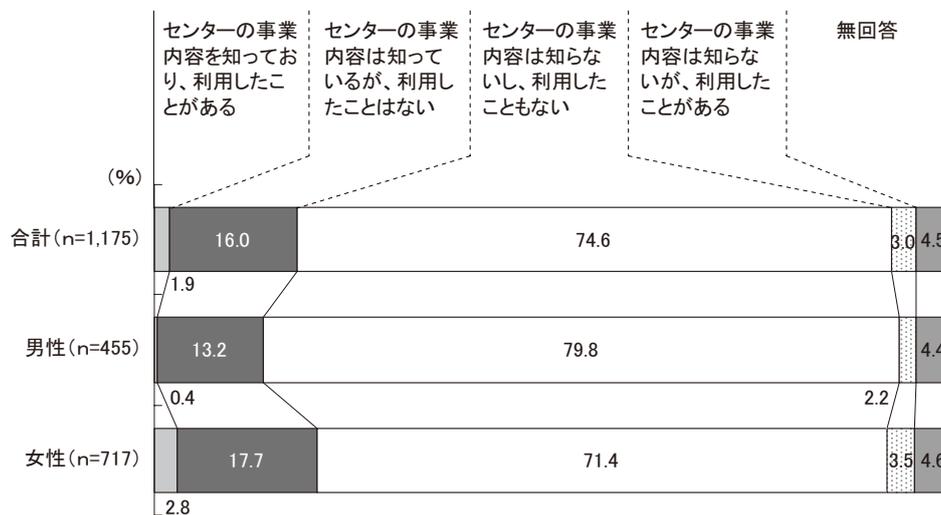
基本課題3. 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化

● 現状と課題

市民意識調査では、男女共同参画に関する意識や事項の認知度は低く、男女共同参画推進センター“あいめっせ”の認知度も6年前の調査から変化していない結果となっており、市民に浸透することが必要です。

また、“あいめっせ”はプランを推進していく上で大きな役割を担っていますが、単に事業を実施するに留まらず、事業を実施する中で把握された問題点や課題を施策に反映させることや、庁内から率先して男女共同参画を推進するための職員の意識改革、職場環境の整備などの推進拠点として機能させる必要があります。そのため、“あいめっせ”の役割強化や関係機関等との連携など工夫が必要です。

図表 38 姫路市 “あいめっせ” の認知度



資料：姫路市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2011)

▶ 施策の方向

男女共同参画推進センター“あいめっせ”の講座の検証や情報発信を行い、機能の充実と強化を図ります。また、運営については、市民参画の体制を維持し、若い世代の意見を取り入れるなど幅広い年齢層のニーズを反映するように努めます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化	①男女共同参画推進センターのハード・ソフト両面での機能の充実	男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、基本事業を柱とした事業展開と内容の充実を図る。また、地域メディアやホームページ等を活用し、“あいめっせ”のPRを強化するとともに、講座の評価方法を検討し、検証を行う。	男女共同参画推進センター
(2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営	①「男女共同参画推進センター運営会議」の運営	専門家や関係団体代表、公募市民等により男女共同参画推進センターの運営を検討するとともに、学生など若い世代の意見を積極的に取り入れるため、委員枠の検討を行う。	男女共同参画推進センター
	②男女共同参画推進センター利用者との意見交換会の開催及び事業の共同主催	男女共同参画推進センターの登録団体など利用者との意見交換会（登録団体連絡会）を開催し、市民ニーズを事業及び運営に反映させる。また、登録団体と事業を共同主催することで、団体の現状やあり方などを運営に反映させる。	男女共同参画推進センター
(3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化	①男女共同参画推進センター登録団体の交流及び連携強化	男女共同参画推進センター登録団体が主体となって事業などの企画・運営を行い、登録団体としての意識づくりや他団体との交流、連携により、ステップアップを図る。また、他分野で活動している人物や団体に、登録団体について周知し、“あいめっせ”を拠点とした活動の拡充を推進する。	男女共同参画推進センター

基本課題4. 市民・企業・団体等との連携

● 現状と課題

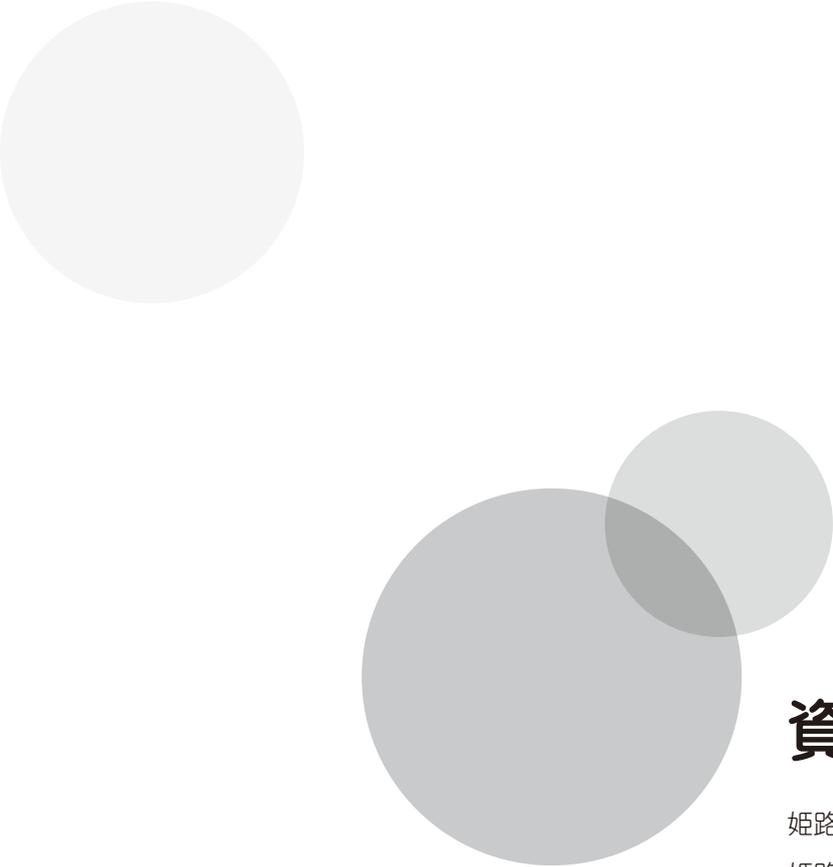
社会全体で男女共同参画を推進していくには、行政、市民、企業等がこれまで以上に連携を深めていくことが大切で、相互に幅広い理解と共通認識を持ちながら協働、連携して、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

▶ 施策の方向

市民活動団体への支援と団体間の連携の促進をめざしていくとともに、プランの推進状況の点検・評価等の役割を担う「男女共同参画プラン推進懇話会」の機能強化を図ります。

また、国・県等や近隣市町との一層の連携と協力関係を構築し、プラン推進の充実を図ります。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
(1) 市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）への支援と連携の強化	①男女共同参画社会を担う市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）への活動支援	男女共同参画社会を担う市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）に対し、さまざまな形態による活動支援を行う。	男女共同参画推進センター
	②市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）との情報交換と連携促進	市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）との情報交換・共有により、連携強化を図るとともに、新たな協働をめざす。	男女共同参画推進センター
(2) 「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営	①「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営	学識経験者や団体代表・公募市民からなる「男女共同参画プラン推進懇話会」を開催し、基本的かつ総合的な観点から、プランの推進について協議したり、調査・研究を行うなど、機能強化を図る。	男女共同参画推進課
(3) 国・県等との連携	①県等との連携	県等と連携・協力し、情報を収集交換するなどプランの推進について一層の充実を図る。	男女共同参画推進課
	②国・県等への男女共同参画に向けた働きかけ	国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。	男女共同参画推進課
(4) 近隣市町等とのネットワークづくり	①近隣市町等関係機関とのネットワークづくり	近隣市町等関係機関と相互に連絡調整及び情報交換等を図るなど、ネットワークを推進していく。	男女共同参画推進センター



資料編

姫路市男女共同参画プラン策定経過

姫路市男女共同参画プラン推進懇話会要綱

姫路市男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱

男女共同参画社会基本法

第3次男女共同参画基本計画概要

男女共同参画行政のあゆみ

姫路市男女共同参画プラン策定経過

年 月 日	男女共同参画プラン 推進懇話会	男女共同参画プラン 推進本部・その他	概 要
平成23年 8 月 8 日	平成23年度懇話会 (第 1 回)		・プラン策定に向けての検討を行うプラン部会の 発足及び委員の選出
平成23年7月～8月		男女共同参画に関する 市民・職員意識調査	・新たなプラン策定にあたり、市民・市職員の意 識や実態を調査
平成23年10月 1 日 } 平成24年 2 月11日		男女共同参画プラン市 民会議（6 回開催）	・新たなプラン策定について広く市民から意見を 求めるために設置 ・新たなプラン策定についてグループ討議 ・男女共同参画プラン市民会議報告書について検 討
平成23年11月28日	部会（第 1 回）		・提言の骨子検討 ・意識調査からの課題を検討
平成23年12月20日	部会（第 2 回）		・現プランからの課題を検討 ・男女共同参画プラン市民会議中間まとめ報告に ついて検討
平成24年 1 月30日	部会（第 3 回）		・提言案の検討
平成24年 2 月20日	部会（第 4 回）		・「男女共同参画プラン市民会議報告書」の提出 ・提言案の検討
平成24年 3 月19日	平成23年度懇話会 (第 2 回)		・提言案の検討
平成24年 4 月19日	提言を市に提出		・「新たな姫路市男女共同参画プラン策定に向け て一提言一」を懇話会会長から本部長（石田副 市長）に提出
平成24年 5 月 7 日		本部会議（第 1 回）	・懇話会提言の概要説明 ・新たなプラン及び実施計画の策定概要説明 ・新たなプラン策定研究部会設置について説明
平成24年 5 月 7 日		幹事会（第 1 回）	・懇話会提言の概要説明 ・新たなプラン及び実施計画の策定概要説明 ・新たなプラン策定研究部会設置について説明
平成24年 6 月21日		研究部会（第 1 回）	・懇話会提言の概要説明 ・新たなプラン及び実施計画の策定概要説明 ・研究部会の概要説明
平成24年 6 月22日	平成24年度部会 (第 1 回)		・新たなプラン体系案について検討
平成24年 7 月13日 } 平成24年 7 月17日		研究部会（第 2 回） (3 部会ごとに開催)	・新たなプランの実施計画案について検討
平成24年 7 月24日		研究部会（第 3 回）	・新たなプランの実施計画案について検討
平成24年 8 月 2 日		幹事会（第 2 回）	・新たなプラン及び実施計画策定案について検討 (中間取りまとめ)
平成24年 8 月 6 日		本部会議（第 2 回）	・新たなプラン及び実施計画策定案について検討 (中間取りまとめ)
平成24年 8 月23日	平成24年度懇話会 (第 1 回)		・新たなプラン及び実施計画策定案について検討
平成24年10月 9 日	平成24年度部会 (第 2 回)		・新たなプラン及び実施計画策定案について検討 ・図表及び指標について検討
平成24年10月23日		幹事会（第 3 回）	・新たなプラン及び実施計画策定案について検討
平成24年11月 5 日		本部会議（第 3 回）	・新たなプラン及び実施計画策定案について検討

年 月 日	男女共同参画プラン 推進懇話会	男女共同参画プラン 推進本部・その他	概 要
平成24年11月19日	平成24年度懇話会 (第2回)		・新たなプラン及び実施計画策定案について検討
平成24年12月17日 } 平成25年1月22日		市民意見提出手続（パ ブリック・コメント） の実施	・「姫路市男女共同参画プラン2022」（案）を公表 し、市民意見を募集
平成25年1月29日	平成24年度部会 (第3回)		・市民意見提出手続（パブリック・コメント）に よる意見の検討 ・新たなプラン及び実施計画策定案について検討
平成25年2月5日		幹事会（第4回）	・市民意見提出手続（パブリック・コメント）に よる意見の検討 ・新たなプラン及び実施計画策定案について検討
平成25年2月7日		本部会議（第4回）	・市民意見提出手続（パブリック・コメント）に よる意見の検討 ・新たなプラン及び実施計画策定案について検討

姫路市男女共同参画プラン推進懇話会要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会の形成を目指し、本市における男女共同参画に関する施策の基盤となる姫路市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）の推進について、広く意見を求めるため、姫路市男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(協議、調査及び研究事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画プランの推進について協議し、意見を交換する。

2 懇話会は、男女共同参画プランの推進について調査し、研究する。

3 その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関し、協議する。

(構成)

第3条 懇話会は、15名以内の次に掲げる懇話会委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) その他市長が適当と認める者

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 懇話会は、必要に応じ会長が招集し、主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 懇話会は、会長が必要と認めるときは、部会を開催することができる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民局市民参画部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

2 女性いきいきプランひめじ推進懇話会要綱（平成5年8月20日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

姫路市男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿〔平成23・24年度〕

役 職	氏 名	団体名等
会 長	坂 本 薫	兵庫県立大学 准教授
副 会 長	伊 藤 公 雄	京都大学大学院 教授
委 員	前田美也子	武庫川女子大学 准教授（平成23年度）
委 員	大 塚 優 子	姫路獨協大学 教授（平成24年度）
委 員	川 崎 志 保	弁護士
委 員	河 田 知 子	姫路市医師会女性医師委員会 副委員長
委 員	牧 野 圭 輔	姫路市議会厚生委員会 委員長（平成23年度）
委 員	酒 上 太 造	姫路市議会厚生委員会 委員長（平成24年度）
委 員	有 馬 妙 子	姫路市連合婦人会 会長
委 員	田 中 種 男	姫路市連合自治会 副会長
委 員	小坂由賀里	姫路市連合PTA協議会 理事（平成23年度）
委 員	吉 田 章 子	姫路市連合PTA協議会 理事（平成24年度）
委 員	渡 辺 雅 紀	姫路市立中学校長会 男女共生担当（平成23年度）
委 員	谷 中 勝 己	姫路市立中学校長会 男女共生担当（平成24年度）
委 員	河上ひろこ	姫路商工会議所女性会 副会長
委 員	村 上 慎 吾	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
委 員	星 長 靖 子	姫路市民生委員児童委員連合会 理事
委 員	井 上 昌 子	公募委員
委 員	三 村 晴 美	公募委員

姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を目指し、本市における男女共同参画に関する施策の基盤となる姫路市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、姫路市男女共同参画プラン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画プランの推進に関する事。
- (2) 男女共同参画プランの実施状況の点検及び評価に関する事。
- (3) その他男女共同参画プランの推進等に係る必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の審議に必要な事項について検討し、推進本部で決定した事業の執行に必要な事項を協議するほか、男女共同参画プランの実施状況を把握する。
- 3 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。
- 5 代表幹事に事故あるときは、市民局市民参画部男女共同参画推進課長がその職務を代理する。
- 6 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(研究部会)

第6条 幹事会が必要と認めるときは、専門的事項について調査研究を行うため、幹事会に研究部会を設置することができる。

- 2 研究部会は、部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ代表幹事が指名する職員をもって充てる。
- 3 研究部会の会議は、必要に応じ、市民局市民参画部男女共同参画推進課長が招集し、これを主宰する。
- 4 市民局市民参画部男女共同参画推進課長は、必要があると認めるときは、研究部会に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 研究部会は、所掌事務が終了したときは、その結果を代表幹事に報告するものとする。

(男女共同参画プラン推進員)

第7条 推進本部に男女共同参画プラン推進員を置く。

- 2 男女共同参画プラン推進員は、別表第3に掲げる組織の長をもって充てる。
- 3 男女共同参画プラン推進員は、本部長の命を受け、当該組織の男女共同参画プラン推進に関する事項を処理する。

(庶務)

第8条 推進本部、幹事会及び研究部会の庶務は、市民局市民参画部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 姫路市女性施策推進連絡会議設置要綱（平成5年8月20日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市民局を担当する副市長	
副本部長	上記以外の副市長	
本部員	医監兼生活審議監 技術審議監兼都市局長 防災審議監 議会事務局長 市長公室長 総務局長 財政局長 市民局長 環境局長 健康福祉局長 健康福祉局理事	農政経済局長 農政経済局理事 建設局長 下水道局長 会計管理者 姫路駅周辺整備本部副本部長 水道事業管理者 消防局長 教育長 代表監査委員

別表第2（第5条関係）

代表幹事	市民局市民参画部長	
幹事	市長公室企画政策推進室長が指名する企画政策推進室職員 市長公室広報課長 総務局職員部人事課長 総務局研修厚生センター主幹 市民局市民参画部市民活動推進課長 市民局市民参画部文化交流課長 市民局市民参画部男女共同参画推進課長 市民局人権推進部人権啓発課長 環境局美化部美化業務課長 健康福祉局保健福祉推進室主幹	健康福祉局福祉部福祉総務課長 健康福祉局こども育成部長 健康福祉局保健所副所長 農政経済局農林水産部農政総務課長 農政経済局商工部産業振興課長 農政経済局商工部労働政策課長 都市局まちづくり推進部都市計画課長 消防局総務課長 教育委員会学校教育部学校指導課長 教育委員会学校教育部人権教育課長 教育委員会生涯学習部生涯学習課長

別表第3（第7条関係）

1	姫路市議会事務局規程（昭和43年姫路市議会告示第1号）第2条に規定する課
2	姫路市行政組織規則（平成元年姫路市規則第29条）第6条に規定する室、課又はセンター及び同規則第21条に規定する出先機関
3	姫路市水道局事務分掌規程（平成19年姫路市企業局管理規程第9号）第2条に規定する課及び室
4	姫路市消防局の組織等に関する規則（昭和41年姫路市規則第22号）第2条に規定する課及び室、姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年姫路市条例第3号）第2条に規定する消防署並びに姫路市消防署の組織に関する規程（昭和41年姫路市消防局訓令甲第2号）第3条に規定する消防分署及び消防出張所
5	姫路市教育委員会行政組織規則（平成元年姫路市教育委員会規則第7号）第7条に規定する課及び室、同規則第11条に規定する出先機関及び同規則第14条に規定する教育機関
6	姫路市選挙管理委員会規程（昭和31年姫路市選挙管理委員会規程第1号）第17条に規定する事務局
7	姫路市監査委員条例（昭和39年姫路市条例第6号）第4条に規定する事務局
8	姫路市農業委員会事務局規程（昭和47年農業委員会訓令甲第1号）第2条に規定する事務局

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

<目次>	前文
	第1章 総則（第1条～第12条）
	第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
	第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）
	附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第3次男女共同参画基本計画概要

第1部 基本的な方針

- 1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方
- 2 第3次基本計画において改めて強調している視点
- 3 今後取り組むべき喫緊の課題
- 4 第3次基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 1 政治分野における女性の参画の拡大
 - 2 司法分野における女性の参画の拡大
 - 3 行政分野における女性の参画の拡大
 - 4 雇用分野における女性の参画の拡大
 - 5 その他の分野における女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - 2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - 3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
 - 4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
 - 1 男性にとっての男女共同参画
 - 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成
 - 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - 2 非正規雇用における雇用環境の整備
 - 3 ポジティブ・アクションの推進
 - 4 女性の能力発揮促進のための支援
 - 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
 - 6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
 - 7 女性の活躍による経済社会の活性化
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
 - 1 仕事と生活の調和の実現
 - 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
 - 3 働く男女の健康管理対策の推進
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
 - 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
 - 1 セーフティネットの機能の強化
 - 2 雇用・就業の安定に向けた課題
 - 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
 - 4 男女の自立に向けた力を高める取組
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
 - 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
 - 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備
 - 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備
 - 4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 性犯罪への対策の推進
- 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 5 売買春への対策の推進
- 6 人身取引対策の推進
- 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 8 メディアにおける性・暴力表現への対応

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援
- 3 健康をおびやかす問題についての対策の推進
(1) HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進
(2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- 4 性差に応じた健康支援の推進
- 5 医療分野における女性の参画の拡大
- 6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 1 男女平等を推進する教育・学習
- 2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- 3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大
- 2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり
- 3 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- 2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- 3 メディア分野における女性の参画の拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- 2 地域の活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進
- 4 防災における男女共同参画の推進
- 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知
- 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献
- 3 対外発信機能の強化

第3部 推進体制

- 1 国内本部機構の強化
(1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化
(2) 総合的な推進体制の整備・強化等
- 2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化
(1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化
(2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化
(3) 苦情の処理等の対応の充実
- 3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実
- 4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）

男女共同参画行政のあゆみ

年	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	姫路市の動き
1945年 (昭和20年)	国際連合誕生	婦人参政権確立		
1946年 (昭和21年)	婦人の地位向上委員会発足	婦人参政初の総選挙 日本国憲法公布		
1967年 (昭和42年)	婦人に対する差別撤廃宣言採択			
1972年 (昭和47年)	1975年を国際婦人年とすることを宣言			
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ＜「世界行動計画」採択＞ 1976年から1985年までを「国際婦人の十年」と決定	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置 総理府婦人問題担当室業務開始 女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律の成立（昭和51年施行） 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催		
1976年 (昭和51年)	「国際婦人の十年」始まる（1985年まで）ILO（国際労働機関）事務局に婦人労働問題担当室設置	「民法等の一部を改正する法律」（離婚復氏制度）の成立、施行		
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	婦人問題懇話会開催 婦人对策室設置 婦人施策企画推進会議設置 婦人施策連絡会議設置	
1978年 (昭和53年)			兵庫県婦人行動綱領制定	
1979年 (昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択（第34回国連総会）			
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ＜女子差別撤廃条約署名式開催＞（75か国）	「女子差別撤廃条約」署名配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立（昭和56年施行）		
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約（156号）」採択	「国内行動計画後期重点目標」発表	ひょうごの婦人（白書）発行 婦人問題研究会議設置	
1983年 (昭和58年)			「幸せをつくる一婦人のための25章ー」発行	市民局に婦人社会課を設置
1984年 (昭和59年)	ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議開催（東京）	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立（昭和60年施行）		
1985年 (昭和60年)	国連婦人の十年最終年世界会議開催（ナイロビ） ＜「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択＞	生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権の確立（国民年金法の改正・昭和61年施行） 「男女雇用機会均等法」成立（昭和61年施行） 「女子差別撤廃条約」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定	
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)			「ひょうごの婦人しあわせプラン」の見直しを始める	「姫路市女性問題懇話会」設置

年	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	姫路市の動き
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 女性施策推進委員会設置	「女性の生活に関する市民意識調査」実施
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」成立(平成4年施行)		「男女共生社会の実現に向けて」の提言(女性問題懇話会) 「姫路市女性プラン策定推進会議」設置 女性社会課に名称変更
1992年 (平成4年)		初の婦人問題担当大臣設置	県立女性センター開設	
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議開催(ウィーン) 国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	「パートタイム労働法」成立、施行 中学校で家庭科が男女必修	「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」制定 女性施策推進連絡会議登用推進部会設置	姫路市女性行動計画「女性いきいきプランひめじ」策定(平成5～12年度)
1994年 (平成6年)	エスカップ地域閣僚会議開催(ジャカルタ) <「ジャカルタ宣言」採択> 国際人口/開発会議開催(カイロ)	男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 高等学校で家庭科が男女必修 子育て支援のための「エンゼルプラン」策定		
1995年 (平成7年)	国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議開催(北京) <「北京宣言」及び「行動綱領」採択> 「人権教育の国連10年」始まる	「育児休業法」改正(育児・介護休業法成立) ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(156号)」批准		「男女平等に関する市民意識調査」実施
1996年 (平成8年)		男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定	「姫路市総合基本計画改訂版」において女性の社会的地位の向上の施策体系を明示
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」「労働基準法」改正(平成11年全面施行) 「育児・介護休業法」改正(平成11年全面施行) 「介護保険法」公布		「女性センター基本構想について」の提言(女性センター基本構想策定懇話会)
1998年 (平成10年)				姫路市男女共同参画推進センター建設着手 「男女平等に関する表現指針」策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童売春・児童ポルノ禁止法」成立 「農山漁村男女共同参画推進指針」策定	「男女共同参画社会の形成についての意識と実態に関する調査」の実施	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) <「政治宣言」及び「成果文書」採択>	「介護保険法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「男女共同参画基本計画」策定		「『姫路市男女共同参画プラン』策定に向けた提言」(女性いきいきプランひめじ推進懇話会)
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定、施行 「男女共同参画週間」設定	「兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女共同参画プラン21ー」策定	「姫路市男女共同参画プラン」策定 男女共同参画推進センター“あいめっせ”開館

年	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	姫路市の動き
2002年 (平成14年)			「男女共同参画社会づくり 条例」制定、施行	「ひめじ女性会議21」設置 「男女平等に関する表現指 針(改訂版)」策定
2003年 (平成15年)		「少子化社会対策基本法」 施行 「次世代育成支援対策推進 法」施行	「男女共同参画兵庫県率 先行動計画ーひょうごア クション8ー」策定	「配偶者等からの暴力に 関する調査」実施 「審議会等委員への女性の 登用促進に関する指針」 制定
2004年 (平成16年)		「児童虐待防止法」改正、 施行 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」一部改正、施行		「市民向け刊行物等の表現 に関する実態調査」実施
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委 員会(「北京+10」)開催 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」 (第2次)閣議決定 「介護保険法」「育児・介 護休業法」改正 「高齢者虐待の防止、高齢 者の養護者に対する支援 等に関する法律」制定		「男女共同参画に関する市 民・職員意識調査」実施 「姫路市男女共同参画プ ラン市民会議」実施
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改 正(平成19年施行)	「兵庫県男女共同参画計 画ーひょうご男女共同参 画プラン21ー(後期実施 計画)」策定 「第2次男女共同参画兵庫 県率先行動計画ー新ひょ うごアクション8ー」策 定 「兵庫県配偶者等からの暴 力(DV)対策基本計画」 策定	「姫路市男女共同参画プ ラン改訂に向けての基本的 な考え方についてー提 言ー」(男女共同参画プ ラン推進懇話会)
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」の一部改正 「パートタイム労働法」改 正		「姫路市男女共同参画プ ラン(改訂版)」策定
2008年 (平成20年)		「次世代育成支援対策推進 法」改正		「姫路市職員男女共同参 画率先行動計画」策定 「みんないきいき男女共 同参画社会」発行・全戸配 布
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正	兵庫県配偶者等からの暴 力対策基本計画」策定 「第3次男女共同参画兵庫 県率先行動計画ーひょう ごアクション8ー」策定	「配偶者等からの暴力に 関する調査」実施
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委 員会(「北京+15」)開催 (ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本 計画」策定		「市民向け刊行物等の表現 に関する調査」実施
2011年 (平成23年)		「障害者虐待の防止、障害 者の養護者に対する支援 等に関する法律」制定	「兵庫県男女共同参画計 画ー新ひょうご男女共同 参画プラン21ー」策定	「男女共同参画全国都市 会議inひめじ」開催 「男女共同参画に関する市 民・職員意識調査」実施
2012年 (平成24年)	「女性に関するASEAN閣 僚級会合」開催(ラオス)	「子ども・子育て支援法」 等子ども・子育て関連3 法公布	「第4次男女共同参画兵庫 県率先行動計画ーひょう ごアクション8ー」策定	「新たな姫路市男女共同 参画プランの策定に向け てー提言ー」(男女共同 参画プラン推進懇話会) 「姫路市DV(配偶者等 からの暴力)対策基本計画」 策定 「姫路市DV相談支援セ ンター」設置
2013年 (平成25年)				「姫路市男女共同参画プ ラン2022」策定

姫路市男女共同参画プラン2022

発行／平成 25年 3月

編集／姫路市 男女共同参画推進課

〒670-0012

姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階

TEL : 079-287-0803 FAX : 079-287-0805

E-mail／danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp

姫路市 HP／<http://www.city.himeji.lg.jp/>

印刷／株式会社ぎょうせい

